

# 令和8年第1回下呂市議会定例会

## 提出議案目録

承第 1号	専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第13号））	4
承第 2号	専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第14号））	8
承第 3号	専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第15号））	16
諮第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	29
諮第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	30
同第 1号	下呂市特別名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについて	31
同第 2号	下呂市特別名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについて	33
同第 3号	下呂市農業委員会委員の任命について	35
議第 1号	下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	36
議第 2号	下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	72
議第 3号	下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	79
議第 4号	下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	89
議第 5号	下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	94
議第 6号	令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について	99
議第 7号	令和7年度下呂市一般会計補正予算（第16号）	別冊
議第 8号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）	別冊
議第 9号	令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	別冊
議第10号	令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）	別冊
議第11号	令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	別冊
議第12号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）	別冊
議第13号	令和7年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第14号	令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）	別冊
議第15号	令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議第16号	令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議第17号	令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）	別冊
議第18号	令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）	別冊
議第19号	財産の取得について	100

議第20号	下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について……………	108
議第21号	下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	194
議第22号	下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について……………	198
議第23号	下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について……………	201
議第24号	下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	204
議第25号	下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	212
議第26号	下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	241
議第27号	下呂市基金条例の一部を改正する条例について……………	244
議第28号	下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について……………	248
議第29号	下呂市公民館条例の一部を改正する条例について……………	253
議第30号	下呂市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について……………	258
議第31号	下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について……………	263
議第32号	下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	266
議第33号	下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	271
議第34号	下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について……………	281
議第35号	下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について……………	284
議第36号	下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について……………	287
議第37号	下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について……………	297
議第38号	下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について……………	300
議第39号	下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	304
議第40号	下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について……………	308
議第41号	下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について……………	311
議第42号	下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について……………	315
議第43号	下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	318
議第44号	下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について……………	323
議第45号	下呂市下水道条例の一部を改正する条例について……………	327
議第46号	令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について……………	330
議第47号	令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について……………	331
議第48号	令和8年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について……………	332
議第49号	令和8年度下呂市一般会計予算……………	別冊
議第50号	令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算……………	別冊
議第51号	令和8年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議第52号	令和8年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算……………	別冊
議第53号	令和8年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算……………	別冊
議第54号	令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算……………	別冊
議第55号	令和8年度下呂市下呂財産区特別会計予算……………	別冊
議第56号	令和8年度下呂市学校給食費特別会計予算……………	別冊

議第57号	令和8年度下呂市水道事業会計予算	別冊
議第58号	令和8年度下呂市下水道事業会計予算	別冊
議第59号	令和8年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算	別冊
議第60号	令和8年度下呂市立金山病院事業会計予算	別冊

承第1号

専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正  
予算（第13号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

国の『強い経済』を実現する総合経済対策に基づく交付金事業について、国から翌年度への繰越が可能である旨の通知及び説明を受け事業に係る繰越明許費についての補正を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 19 号

専決処分書(令和 7 年度下呂市一般会計補正予算(第 13 号))

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 13 号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 12 月 26 日

下呂市長 山 内 登

## 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	暮らし応援商品券配布事業	373,276 千円
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	16,589
7 商工費	1 商工費	中小企業等省エネ対策設備導入事業(LED照明設備への切替に対する補助)	24,000

承第2号

専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正  
予算（第14号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

1月中旬に非常に強い寒気の流入が予報されており、降雪や低温による除排雪・凍結防止剤散布経費の増加が見込まれ、今後の除雪等に備え予算に不足が生じるため、予算の増額補正を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 1 号

専決処分書(令和 7 年度下呂市一般会計補正予算(第 14 号))

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計補正予算(第 14 号)を、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 9 日

下呂市長 山 内 登

## 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第14号）

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,827,980千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		2, 229, 242	70, 000	2, 299, 242
	02. 基金繰入金	2, 152, 360	70, 000	2, 222, 360
歳入合計		24, 757, 980	70, 000	24, 827, 980

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
08. 土木費		2, 629, 825	69, 725	2, 699, 550
	02. 道路橋梁費	983, 753	69, 725	1, 053, 478
14. 予備費		48, 943	275	49, 218
	01. 予備費	48, 943	275	49, 218
歳出合計		24, 757, 980	70, 000	24, 827, 980

【第1表】

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	2,229,242	70,000	2,299,242
歳入合計	24,757,980	70,000	24,827,980

歳入【総括】

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
08. 土木費	2,629,825	69,725	2,699,550				69,725
14. 予備費	48,943	275	49,218				275
歳出合計	24,757,980	70,000	24,827,980				70,000

歳出【総括】

## 2 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 基金繰入金	2,152,360	70,000	2,222,360	01. 基金繰入金	70,000	財政調整基金繰入金
計	2,152,360	70,000	2,222,360			

### 3 歳出

(款) 08. 土木費

(項) 02. 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
02. 道路維持費	655,158	69,725	724,883				69,725	10. 需用費	1,575	市道除雪対策費 需用費 消耗品費 委託料 諸委託料	
							69,725	消耗品費	1,575		69,725
								12. 委託料	68,150		1,575
								諸委託料	68,150	68,150	
計	983,753	69,725	1,053,478				69,725				

(款) 14. 予備費

(項) 01. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 予備費	48,943	275	49,218				275			予備費
							275			
計	48,943	275	49,218				275			

歳出【土木費】【予備費】

承第3号

専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正  
予算（第15号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

衆議院解散に伴い、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査を速やかに執行するための経費、また、公営住宅滞納家賃請求事件の判決に伴う強制執行等の手続きを進めるための委託料、並びに複合施設である小坂山村開発センターの高圧受電設備及びあさぎりサニーランド施設内配水装置の不具合に伴う修繕等に要する経費についての増額補正を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第2号

専決処分書(令和7年度下呂市一般会計補正予算(第15号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和7年度下呂市一般会計補正予算(第15号)を、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

下呂市長 山内 登

## 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第15号）

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,854,806千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		1, 515, 584	21, 451	1, 537, 035
	03. 委託金	115, 676	21, 451	137, 127
19. 繰入金		2, 299, 242	5, 000	2, 304, 242
	02. 基金繰入金	2, 222, 360	5, 000	2, 227, 360
21. 諸収入		839, 073	375	839, 448
	05. 雑入	487, 829	375	488, 204
歳入合計		24, 827, 980	26, 826	24, 854, 806

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 総務費		5, 450, 964	23, 354	5, 474, 318
	01. 総務管理費	4, 932, 654	1, 702	4, 934, 356
	04. 選挙費	42, 503	21, 652	64, 155
03. 民生費		5, 813, 441	3, 048	5, 816, 489
	01. 社会福祉費	3, 362, 361	3, 048	3, 365, 409
14. 予備費		49, 218	424	49, 642
	01. 予備費	49, 218	424	49, 642
歳出合計		24, 827, 980	26, 826	24, 854, 806

【第1表】

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	計
16. 県 支 出 金	1, 515, 584	21, 451	1, 537, 035
19. 繰 入 金	2, 299, 242	5, 000	2, 304, 242
21. 諸 収 入	839, 073	375	839, 448
歳 入 合 計	24, 827, 980	26, 826	24, 854, 806

歳入【総括】

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
02. 総務費	5,450,964	23,354	5,474,318	21,451		375	1,528	
03. 民生費	5,813,441	3,048	5,816,489				3,048	
14. 予備費	49,218	424	49,642				424	
歳出合計	24,827,980	26,826	24,854,806	21,451		375	5,000	

歳出【総括】

## 2 歳入

(款) 16. 県支出金

(項) 03. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 総務費県委託金	93,172	21,451	114,623	04. 選挙費委託金	21,451	衆議院議員選挙交付金 国民審査交付金
計	115,676	21,451	137,127			21,277 174

(款) 19. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 基金繰入金	2,222,360	5,000	2,227,360	01. 基金繰入金	5,000	財政調整基金繰入金
計	2,222,360	5,000	2,227,360			

(款) 21. 諸収入

(項) 05. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 雑入	487,829	375	488,204	01. 総務雑入	375	小坂山村開発センター雑入
計	487,829	375	488,204			

### 3 歳出

(款) 02. 総務費

(項) 01. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 一般管理費	1,118,540	497	1,119,037				497	12. 委託料	497	総務一般管理諸経費臨時 委託料 諸委託料
							497	諸委託料	497	
05. 財産管理費	856,185	1,205	857,390			375	830	10. 需用費	1,205	小坂山村開発センター管理費 需用費 修繕料
						375	830	修繕料	1,205	
						<諸収入 375>				
計	4,932,654	1,702	4,934,356			375	1,327			

(款) 02. 総務費

(項) 04. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
03. 国政選挙費	27,351	21,652	49,003	21,451			201	01. 報酬	2,710	衆議院議員総選挙費 報酬 委員報酬
				21,277			201	委員報酬	226	
				<県支出金 21,277>				03. 職員手当等	7,396	選挙管理委員会委員
								職員時間外 勤務手当	6,964	非常勤職員報酬
								職員管理職 特別勤務手 当	432	投票立会人
										開票立会人
										投票管理者
										開票管理者
								08. 旅費	261	職員手当等
								費用弁償	261	職員時間外勤務手当
								10. 需用費	2,835	職員管理職特別勤務手当
								消耗品費	1,462	旅費

歳出【総務費】

歳出【総務費】

(款) 02. 総務費  
(項) 04. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								燃料費	268	費用弁償	
								印刷製本費	841	需用費	2,661
								電気料	264	消耗品費	1,398
								11. 役務費	2,814	燃料費	268
								郵便料	1,778	印刷製本費	731
								電話料	110	電気料	264
								手数料	926	役務費	2,814
								12. 委託料	4,529	郵便料	1,778
								電算委託料	448	電話料	110
								諸委託料	4,081	手数料	926
								13. 使用料及び賃借料	652	委託料	4,529
								機器使用料	386	電算委託料	448
								諸使用料	266	諸委託料	4,081
								17. 備品購入費	451	使用料及び賃借料	652
								備品購入費	451	機器使用料	386
								18. 負担金補助及び交付金	4	諸使用料	266
								負担金	4	備品購入費	451
										負担金補助及び交付金	4
										負担金	
										電気利用負担金	
				174						最高裁判所裁判官国民審査費	174
				<県支出金 174>						需用費	174
										消耗品費	64
										印刷製本費	110
計	42,503	21,652	64,155	21,451			201				

## (款) 03. 民生費

## (項) 01. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
03. 高齢者福祉費	941,111	3,048	944,159				3,048	14. 工事請負費	3,048	
							3,048	施設維持工事	3,048	市立老人ホーム維持補修費 工事請負費 施設維持工事
計	3,362,361	3,048	3,365,409				3,048			

## (款) 14. 予備費

## (項) 01. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
01. 予備費	49,218	424	49,642				424			
							424			予備費
計	49,218	424	49,642				424			

歳出【民生費】【予備費】

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	2		18,600	8,200 4.60			192	26,992	4,877	31,869	
	議 員	14	51,960		22,906 4.60				74,866	13,740	88,606	
	その他の 特別職	2,427	103,352	7,320	3,227 4.60			112	114,011	3,792	117,803	
	計	2,443	155,312	25,920	34,333			304	215,869	22,409	238,278	
補正前	長 等	2		18,600	8,200 4.60			192	26,992	4,877	31,869	
	議 員	14	51,960		22,906 4.60				74,866	13,740	88,606	
	その他の 特別職	2,213	100,642	7,320	3,227 4.60			112	111,301	3,792	115,093	
	計	2,229	152,602	25,920	34,333			304	213,159	22,409	235,568	
比 較	長 等	0		0	0 0.00			0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 0.00				0	0	0	
	その他の 特別職	214	2,710	0	0 0.00			0	2,710	0	2,710	
	計	214	2,710	0	0			0	2,710	0	2,710	

2. 一般職

ア 常時勤務を要する職員（会計年度任用職員以外の一般職）

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	474	0	1,711,596	1,070,617	2,782,213	566,631	3,348,844	
補正前	474	0	1,711,596	1,063,221	2,774,817	566,631	3,341,448	
比較	0	0	0	7,396	7,396	0	7,396	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	単身赴任 手当	時間外 及び休 日勤務 手当	夜間勤務 手当	管理職員 特別勤務 手当	宿日直 手当	管理職 手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	その他
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	53,370	16,080	47,664	22,044	2,016	121,783	11,517	1,734	4,339	43,243	371,037	324,545	47,630	3,615
	補正前	53,370	16,080	47,664	22,044	2,016	114,819	11,517	1,302	4,339	43,243	371,037	324,545	47,630	3,615
	比較	0	0	0	0	0	6,964	0	432	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
職員 手当	7,396	その他の増減分	7,396	その他による増 7,396 千円 時間外勤務手当 6,964 千円 管理職員特別勤務手当 432 千円	

諮第1号

## 人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

### 記

住 所	氏 名	年 齢
	栃本 幸子	64歳

令和8年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

人権擁護委員 栃本 幸子氏が、令和8年6月30日に任期満了となるため。

諮第2号

## 人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

### 記

住 所	氏 名	年 齢
	二村 尚彦	68歳

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

人権擁護委員 二村 尚彦氏が、令和8年6月30日に任期満了となるため。

同第1号

## 下呂市特別名誉市民表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市特別名誉市民として表彰したいので、下呂市表彰条例（令和7年下呂市条例第38号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

### 記

住 所	静岡県浜松市（下呂市森 出身）
氏 名	故 鈴木 修
年 齢	享年 94 歳
主要経歴	スズキ株式会社 取締役会長

令和8年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市表彰条例に規定する、その功績が卓絶で、市民が郷土の誇りとして等しく尊敬する本市に縁の深い者であると認めるため。

# 功 績 調 書

元 スズキ株式会社 取締役会長

すずき おさむ  
故 鈴木 修

## 1 性 行

氏は、飛驒の厳しい自然と風土に育まれた強靱な精神と、誠実かつ実直な人格の持ち主であった。世界的な大企業の経営を長年にわたり主導しながらも、その本質は常に「現場主義」を貫く技術者・実業家であり、飾らない言葉と親しみやすい人柄は、社員のみならず世界中の人々から深く愛された。

「中小企業の親父」を自認し、一円単位のコスト削減に心血を注ぐ徹底した合理性を持ち合わせる一方で、故郷・下呂市に対しては生涯を通じて深い慈しみの心を抱き続ける姿は、市民にとっての誇りであり、成功を収めてなお失われない謙虚さと郷土愛の象徴であった。

このように、氏は卓越した先見性と人間味あふれる情熱を兼ね備えた、稀代の徳育ある人物であった。

## 2 事 項

氏は、昭和33年に鈴木自動車工業（現スズキ株式会社）に入社以来、卓越した経営手腕を発揮し、昭和53年の代表取締役社長就任から40年以上にわたり同社の舵取りを担った。その最大の功績の一つは、昭和54年に発売した「アルト」による軽自動車市場の革命である。誰もが手軽に所有できる自動車を実現したことは、日本のモータリゼーション、特に地方都市における市民の生活基盤を支える上で多大な貢献を果たした。

さらに氏の慧眼は世界へと向けられ、1980年代にはいち早くインド市場への進出を決断。現地法人マルチ・ウドヨグ社（現マルチ・スズキ・インディア）をインド最大の自動車メーカーへと成長させた。これは一企業の利益に留まらず、同国の経済発展を牽引し、日本とインドの経済外交の懸け橋となる歴史的な偉業として国際的に高く評価されている。

故郷・下呂市に対しては、多額の寄付を通じた教育・文化振興への支援を行うとともに、広く市の魅力を発信し続けた。

これらの功績に対し、国内では昭和62年に藍綬褒章、平成12年に勲二等旭日重光章を受章し、国外では昭和60年にスターラ・イ・パキスタン章、令和4年にハンガリー国大十字功労勲章を受章した。また、インド共和国からも文民最高位の一つである「パドマ・ブーシャン」勲章を授与されている。

下呂市が生んだ世界の巨星として、産業界に留まらず、広く社会の発展に貢献したその功績は誠に多大である。

同第2号

## 下呂市特別名誉市民表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市特別名誉市民として表彰したいので、下呂市表彰条例（令和7年下呂市条例第38号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

### 記

住 所	東京都（下呂市萩原町羽根 出身）
氏 名	故 熊崎 勝彦
年 齢	享年 80 歳
主要経歴	最高検察庁検事、一般社団法人日本野球機構コミッショナー

令和8年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市表彰条例に規定する、その功績が卓絶で、市民が郷土の誇りとして等しく尊敬する本市に縁の深い者であると認めるため。

# 功 績 調 書

元 最高検察庁検事、日本野球機構コミッショナー

くまざき かつひこ  
故 熊崎 勝彦

## 1 性 行

氏は、飛騨人特有の粘り強さと、何事にも屈しない強固な意志を宿した人物であった。検察官として社会の不正に立ち向かう峻厳な姿勢を持ち続ける一方で、その素顔は極めて温厚かつ情念に厚く、信義を重んじる誠実な人柄は、法曹界のみならずスポーツ界など多方面から深い信頼を寄せられた。

常に誠意を持って事にあたり、いかなる困難な局面においても公平無私な判断を下す誠実さは、多くの人々の模範となった。また、故郷・下呂市を想う心は極めて深く、多忙な職務の間も郷里の動向に心を配り、地元の若者たちに夢と希望を与える存在として、終生、故郷の誇りを体現し続けた。

## 2 事 項

昭和47年に検事に任官以来、氏は法曹界の第一線で活躍し、「特捜検察のエース」としてその名を轟かせた。東京地検特捜部長在任時には、社会を揺るがした数々の大型経済事件や汚職事件の解明を指揮し、法の正義を守ることで日本の社会秩序の維持に多大なる貢献を果たした。最高検察庁公安部長等の要職を歴任し、退官後も弁護士として社会正義の実現に尽力した。

その情熱は法曹界に留まらず、平成26年には第13代日本野球機構（NPB）コミッショナーに就任した。不祥事による球界の混乱期にあって、検察時代に培った不屈の精神と公正な判断力をもって組織改革を断行。野球賭博問題の解決やコンプライアンスの徹底により球界の信頼回復に努める傍ら、野球の五輪種目復活にも貢献。世界野球（WBSC）プレミア12の開催や野球日本代表「侍ジャパン」の強化など、野球の国際化と振興に多大なる足跡を残した。

故郷・下呂市に対しては、折に触れて帰郷し、講演等を通じて自身の経験を次世代に伝えるとともに、市の発展を願う提言を惜しまなかった。氏が示した「正義を貫く姿勢」と「郷土への深い愛情」は、市民、特に将来を担う子供たちにとって大きな指針となっている。

これらの多大な功績に対し、平成25年には瑞宝重光章、令和元年には世界野球ソフトボール連盟（WBSC）名誉勲章を受章し、没後生前最後の日に遡り従三位（叙位）が授与されるなど国家及び公共に対する献身的な功労が認められている。

下呂市が生んだ稀代の法秩序の守護者であり、日本スポーツ界の重鎮として、社会に遺した功績は誠に多大である。

同第3号

## 下呂市農業委員会委員の任命について

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	奥田 重喜	57 歳

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

農業委員会委員 嶋田 浩氏の辞任に伴い、その後任として任命するもの。

議第1号

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（初任給調整手当）</p> <p>第13条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職）のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>417,600円</u></p> <p>（2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>52,100円</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（初任給調整手当）</p> <p>第13条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職）のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u></p> <p>（2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車等の使用距離の 区分</th> <th style="text-align: center;">通勤手当の月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道4キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">2,900円</td> </tr> <tr> <td>片道4キロメートル以 上6キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">4,300円</td> </tr> <tr> <td>片道6キロメートル以 上8キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">5,600円</td> </tr> <tr> <td>片道8キロメートル以 上10キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">6,900円</td> </tr> <tr> <td>片道10キロメートル以 上12キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">8,100円</td> </tr> <tr> <td>片道12キロメートル以 上14キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">9,300円</td> </tr> <tr> <td>片道14キロメートル以 上16キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">10,500円</td> </tr> <tr> <td>片道16キロメートル以</td> <td style="text-align: right;"><u>11,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	自動車等の使用距離の 区分	通勤手当の月 額	片道4キロメートル未 満	2,900円	片道4キロメートル以 上6キロメートル未 満	4,300円	片道6キロメートル以 上8キロメートル未 満	5,600円	片道8キロメートル以 上10キロメートル未 満	6,900円	片道10キロメートル以 上12キロメートル未 満	8,100円	片道12キロメートル以 上14キロメートル未 満	9,300円	片道14キロメートル以 上16キロメートル未 満	10,500円	片道16キロメートル以	<u>11,900円</u>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車等の使用距離の 区分</th> <th style="text-align: center;">通勤手当の月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道4キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">2,900円</td> </tr> <tr> <td>片道4キロメートル以 上6キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">4,300円</td> </tr> <tr> <td>片道6キロメートル以 上8キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">5,600円</td> </tr> <tr> <td>片道8キロメートル以 上10キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">6,900円</td> </tr> <tr> <td>片道10キロメートル以 上12キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">8,100円</td> </tr> <tr> <td>片道12キロメートル以 上14キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">9,300円</td> </tr> <tr> <td>片道14キロメートル以 上16キロメートル未 満</td> <td style="text-align: right;">10,500円</td> </tr> <tr> <td>片道16キロメートル以</td> <td style="text-align: right;"><u>11,700円</u></td> </tr> </tbody> </table>	自動車等の使用距離の 区分	通勤手当の月 額	片道4キロメートル未 満	2,900円	片道4キロメートル以 上6キロメートル未 満	4,300円	片道6キロメートル以 上8キロメートル未 満	5,600円	片道8キロメートル以 上10キロメートル未 満	6,900円	片道10キロメートル以 上12キロメートル未 満	8,100円	片道12キロメートル以 上14キロメートル未 満	9,300円	片道14キロメートル以 上16キロメートル未 満	10,500円	片道16キロメートル以	<u>11,700円</u>
自動車等の使用距離の 区分	通勤手当の月 額																																				
片道4キロメートル未 満	2,900円																																				
片道4キロメートル以 上6キロメートル未 満	4,300円																																				
片道6キロメートル以 上8キロメートル未 満	5,600円																																				
片道8キロメートル以 上10キロメートル未 満	6,900円																																				
片道10キロメートル以 上12キロメートル未 満	8,100円																																				
片道12キロメートル以 上14キロメートル未 満	9,300円																																				
片道14キロメートル以 上16キロメートル未 満	10,500円																																				
片道16キロメートル以	<u>11,900円</u>																																				
自動車等の使用距離の 区分	通勤手当の月 額																																				
片道4キロメートル未 満	2,900円																																				
片道4キロメートル以 上6キロメートル未 満	4,300円																																				
片道6キロメートル以 上8キロメートル未 満	5,600円																																				
片道8キロメートル以 上10キロメートル未 満	6,900円																																				
片道10キロメートル以 上12キロメートル未 満	8,100円																																				
片道12キロメートル以 上14キロメートル未 満	9,300円																																				
片道14キロメートル以 上16キロメートル未 満	10,500円																																				
片道16キロメートル以	<u>11,700円</u>																																				

改正後		改正前	
上18キロメートル未満		上18キロメートル未満	
片道18キロメートル以上20キロメートル未満	<u>13,200円</u>	片道18キロメートル以上20キロメートル未満	<u>12,800円</u>
片道20キロメートル以上22キロメートル未満	<u>14,500円</u>	片道20キロメートル以上22キロメートル未満	<u>13,900円</u>
片道22キロメートル以上24キロメートル未満	<u>15,800円</u>	片道22キロメートル以上24キロメートル未満	<u>15,000円</u>
片道24キロメートル以上26キロメートル未満	<u>17,100円</u>	片道24キロメートル以上26キロメートル未満	<u>16,100円</u>
片道26キロメートル以上28キロメートル未満	<u>18,400円</u>	片道26キロメートル以上28キロメートル未満	<u>17,200円</u>
片道28キロメートル以上30キロメートル未満	<u>19,700円</u>	片道28キロメートル以上30キロメートル未満	<u>18,300円</u>
片道30キロメートル以上32キロメートル未満	<u>21,000円</u>	片道30キロメートル以上32キロメートル未満	<u>19,400円</u>
片道32キロメートル以上34キロメートル未満	<u>22,300円</u>	片道32キロメートル以上34キロメートル未満	<u>20,500円</u>
片道34キロメートル以上36キロメートル未満	<u>23,600円</u>	片道34キロメートル以上36キロメートル未満	<u>21,600円</u>
片道36キロメートル以上38キロメートル未満	<u>24,900円</u>	片道36キロメートル以上38キロメートル未満	<u>22,700円</u>
片道38キロメートル以上40キロメートル未満	<u>26,300円</u>	片道38キロメートル以上40キロメートル未満	<u>23,800円</u>
片道40キロメートル以上42キロメートル未満	<u>27,700円</u>	片道40キロメートル以上42キロメートル未満	<u>24,900円</u>
片道42キロメートル以上44キロメートル未満	<u>29,100円</u>	片道42キロメートル以上44キロメートル未満	<u>25,900円</u>
片道44キロメートル以上46キロメートル未満	<u>30,500円</u>	片道44キロメートル以上46キロメートル未満	<u>26,900円</u>
片道46キロメートル以上48キロメートル未満	<u>31,900円</u>	片道46キロメートル以上48キロメートル未満	<u>27,900円</u>

改正後		改正前	
片道48キロメートル以上50キロメートル未満	<u>33,300円</u>	片道48キロメートル以上50キロメートル未満	<u>28,900円</u>
片道50キロメートル以上52キロメートル未満	<u>34,700円</u>	片道50キロメートル以上52キロメートル未満	<u>29,900円</u>
片道52キロメートル以上54キロメートル未満	<u>36,000円</u>	片道52キロメートル以上54キロメートル未満	<u>30,900円</u>
片道54キロメートル以上56キロメートル未満	<u>37,300円</u>	片道54キロメートル以上56キロメートル未満	<u>31,900円</u>
片道56キロメートル以上58キロメートル未満	<u>38,600円</u>	片道56キロメートル以上58キロメートル未満	<u>32,900円</u>
片道58キロメートル以上60キロメートル未満	<u>39,900円</u>	片道58キロメートル以上60キロメートル未満	<u>33,900円</u>
片道60キロメートル以上	<u>41,200円</u>	片道60キロメートル以上	<u>34,900円</u>
(3) (略)		(3) (略)	
3～8 (略)		3～8 (略)	
(宿日直手当)		(宿日直手当)	
第23条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,700円</u> （入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては <u>22,500円</u> 、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては <u>7,700円</u> ）を超えない範囲内において別に規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、その額は、 <u>7,050円</u> （入院患者の病状の急変等に対処する		第23条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400円</u> （入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては <u>21,000円</u> 、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては <u>7,400円</u> ）を超えない範囲内において別に規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、その額は、 <u>6,600円</u> （入院患者の病状の急変等に対処する	

改正後	改正前
<p>ための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては<u>33,750円</u>、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては<u>11,550円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>	<p>ための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては<u>31,500円</u>、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては<u>11,100円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>
<p>2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して<u>23,500円</u>を超えない範囲内において規則で定める月額の日直手当を支給する。</p>	<p>2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して<u>22,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める月額の日直手当を支給する。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第23条の4 (略)</p>	<p>第23条の4 (略)</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の</p>

改正後	改正前
<p>125」とあるのは「100分の70」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と</u>、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、<u>「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条の7 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあって</u></p>	<p>125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条の7 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額<u>に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た</u></p>

改正後	改正前
<p>は、100分の60) <u>、12月に支給する場合には</u>  <u>100分の52.5 (特定管理職員にあつては、100</u>  <u>分の62.5) を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

改正後									改正前								
別表第1 (第3条関係) 給料表 ア 行政職給料表(1)									別表第1 (第3条関係) 給料表 ア 行政職給料表(1)								
職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		

改正後									改正前								
36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>		36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>	
37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>		37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>	
38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>		38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>	
39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>		39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>	
40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>		40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>	
41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>		41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>	
42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>		42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>	
43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>		43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>	
44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>		44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>	
45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>		45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>	
46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>			46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>		
47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>			47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>		
48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>			48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>		
49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>			49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>			50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>			51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>			52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>			53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		
54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>			54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		
55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>			55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		
56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>			56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>		
57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>			57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>		
58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>			58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>		
59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>			59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>		
60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>			60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>		
61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>			61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>		
62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>			62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>		
63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>			63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>		
64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>			64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>		
65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>			65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>		
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>			66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>		
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>			67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>		
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>			68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>		
69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>			69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>		
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>			70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>		
71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>			71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>		
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>			72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>		
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>			73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>		
74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>				74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>			
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>				75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>			
76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>				76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>			
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>				77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>			
78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>				78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			
79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>				79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			
80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>				80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			

改正後							改正前						
81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>		81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>		82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>		83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>		84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>		85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>				86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>			
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>				87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>			
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>				88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>			
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>				89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>			
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>				90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>			
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>				91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>			
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>				92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>			
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>				93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>			
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>				94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>			
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>				95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>			
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>				96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>			
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>				97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>			
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>				98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>			
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>				99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>			
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>				100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>			
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>				101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>			
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>				102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>			
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>				103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>			
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>				104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>			
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>				105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>			
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>				106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>			
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>				107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>			
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>				108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>			
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>				109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>			
110		<u>312,600</u>					110		<u>304,200</u>				
111		<u>313,000</u>					111		<u>304,600</u>				
112		<u>313,300</u>					112		<u>304,900</u>				
113		<u>313,500</u>					113		<u>305,100</u>				
114		<u>313,700</u>					114		<u>305,300</u>				
115		<u>314,000</u>					115		<u>305,600</u>				
116		<u>314,400</u>					116		<u>306,000</u>				
117		<u>314,600</u>					117		<u>306,200</u>				
118		<u>314,800</u>					118		<u>306,400</u>				
119		<u>315,100</u>					119		<u>306,700</u>				
120		<u>315,400</u>					120		<u>307,000</u>				
121		<u>315,700</u>					121		<u>307,400</u>				
122		<u>315,900</u>					122		<u>307,600</u>				
123		<u>316,200</u>					123		<u>307,900</u>				
124		<u>316,500</u>					124		<u>308,200</u>				
125		<u>316,800</u>					125		<u>308,500</u>				

改正後								改正前							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900		374,800		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900

## 給料表

## イ 医療職給料表(1)

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
30	391,200	463,600	521,500			

## 給料表

## イ 医療職給料表(1)

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	626,600
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	628,400
	11	321,000	422,000	473,100		630,200
	12	324,400	423,500	474,900		632,000
	13	327,800	424,900	476,700		633,900
	14	331,300	426,400	478,500		635,700
	15	334,700	427,900	480,300		637,500
	16	338,100	429,300	482,100		639,300
	17	341,500	430,700	483,900		641,100
	18	344,600	432,200	485,800		642,900
	19	347,700	433,700	487,700		644,700
	20	350,800	435,100	489,600		646,500
	21	354,000	436,500	491,500		648,200
	22	357,100	438,000	493,200		649,800
	23	360,200	439,500	495,000		651,400
	24	363,200	440,900	496,800		653,000
	25	366,200	442,300	498,400		654,600
	26	368,500	443,700	500,200		656,000
	27	370,800	445,100	502,000		657,400
	28	373,000	446,500	503,600		658,800
	29	374,900	447,900	505,000		660,000
30	376,600	449,300	506,700		661,000	

改正後					改正前				
31	<u>392,900</u>	<u>465,000</u>	<u>523,300</u>		31	<u>378,300</u>	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>	<u>662,000</u>
32	<u>394,700</u>	<u>466,400</u>	<u>525,000</u>		32	<u>380,100</u>	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>	<u>663,000</u>
33	<u>396,400</u>	<u>467,700</u>	<u>526,500</u>		33	<u>381,900</u>	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>	<u>664,100</u>
34	<u>398,200</u>	<u>469,100</u>	<u>527,800</u>		34	<u>383,700</u>	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>	<u>665,000</u>
35	<u>399,800</u>	<u>470,400</u>	<u>529,100</u>		35	<u>385,300</u>	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>	<u>665,900</u>
36	<u>401,100</u>	<u>471,800</u>	<u>530,400</u>		36	<u>386,700</u>	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>	<u>666,800</u>
37	<u>402,500</u>	<u>473,200</u>	<u>531,400</u>		37	<u>388,100</u>	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>	<u>667,700</u>
38	<u>403,900</u>	<u>474,900</u>	<u>532,700</u>		38	<u>389,600</u>	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>	<u>668,600</u>
39	<u>405,300</u>	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>		39	<u>391,100</u>	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>	<u>669,500</u>
40	<u>406,700</u>	<u>478,000</u>	<u>535,300</u>		40	<u>392,600</u>	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>	<u>670,400</u>
41	<u>408,200</u>	<u>479,600</u>	<u>536,300</u>		41	<u>394,100</u>	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>	<u>671,300</u>
42	<u>408,900</u>	<u>480,800</u>	<u>537,100</u>		42	<u>394,800</u>	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>	<u>672,200</u>
43	<u>409,500</u>	<u>481,900</u>	<u>537,900</u>		43	<u>395,400</u>	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>	<u>673,100</u>
44	<u>410,100</u>	<u>483,000</u>	<u>538,700</u>		44	<u>396,100</u>	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>	<u>674,000</u>
45	<u>410,900</u>	<u>484,000</u>	<u>539,600</u>		45	<u>397,000</u>	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>	<u>674,900</u>
46	<u>411,500</u>	<u>484,900</u>	<u>540,400</u>		46	<u>397,600</u>	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>	<u>675,800</u>
47	<u>412,100</u>	<u>485,800</u>	<u>541,200</u>		47	<u>398,200</u>	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>	<u>676,700</u>
48	<u>412,600</u>	<u>486,600</u>	<u>541,900</u>		48	<u>398,800</u>	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>	<u>677,600</u>
49	<u>413,100</u>	<u>487,300</u>	<u>542,700</u>		49	<u>399,400</u>	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>	<u>678,500</u>
50	<u>413,500</u>	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>		50	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>	<u>679,400</u>
51	<u>414,000</u>	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>		51	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>	<u>680,300</u>
52	<u>414,400</u>	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>		52	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>	<u>681,200</u>
53	<u>414,800</u>	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>		53	<u>401,400</u>	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	<u>682,100</u>
54	<u>415,100</u>	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>		54	<u>401,800</u>	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>	<u>683,000</u>
55	<u>415,400</u>	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>		55	<u>402,200</u>	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>	<u>683,900</u>
56	<u>415,800</u>	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>		56	<u>402,600</u>	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>	<u>684,800</u>
57	<u>416,100</u>	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>		57	<u>403,000</u>	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>	<u>685,600</u>
58	<u>416,500</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>		58	<u>403,400</u>	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>	<u>686,500</u>
59	<u>416,800</u>	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>		59	<u>403,800</u>	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>	<u>687,400</u>
60	<u>417,200</u>	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>		60	<u>404,200</u>	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>	<u>688,300</u>
61	<u>417,600</u>	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>		61	<u>404,600</u>	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>	<u>689,100</u>
62	<u>417,900</u>	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>		62	<u>405,000</u>	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>	<u>690,000</u>
63	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>		63	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>	<u>690,900</u>
64	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>		64	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>	<u>691,800</u>
65	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>		65	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>	<u>692,600</u>
66		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>		66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>	<u>693,500</u>
67		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>		67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>	<u>694,400</u>
68		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>		68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>	<u>695,300</u>
69		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>		69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>	<u>696,100</u>
70		<u>499,500</u>	<u>560,400</u>		70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>	<u>697,000</u>
71		<u>500,000</u>	<u>561,300</u>		71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>	<u>697,900</u>
72		<u>500,500</u>	<u>562,200</u>		72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>	<u>698,800</u>
73		<u>500,900</u>	<u>563,000</u>		73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>	<u>699,600</u>
74		<u>501,400</u>			74		<u>487,800</u>		<u>700,500</u>
75		<u>501,800</u>			75		<u>488,200</u>		<u>701,400</u>

改正後							改正前							
	76		<u>502,200</u>					76		<u>488,700</u>				<u>702,300</u>
	77		<u>502,700</u>					77		<u>489,200</u>				<u>703,100</u>
	78		<u>503,300</u>					78		<u>489,800</u>				<u>704,000</u>
	79		<u>503,800</u>					79		<u>490,400</u>				<u>704,900</u>
	80		<u>504,200</u>					80		<u>490,800</u>				<u>705,800</u>
	81		<u>504,700</u>					81		<u>491,300</u>				<u>706,600</u>
	82		<u>505,300</u>					82		<u>491,900</u>				
	83		<u>505,900</u>					83		<u>492,500</u>				
	84		<u>506,400</u>					84		<u>493,000</u>				
	85		<u>506,900</u>					85		<u>493,500</u>				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		<u>312,900</u>	<u>356,500</u>	<u>412,800</u>	<u>488,500</u>	<u>590,500</u>			<u>301,700</u>	<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>	<u>573,800</u>	

備考 (略)

給料表

ウ 医療職給料表(2)

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	<u>201,000</u>	<u>239,800</u>	<u>274,400</u>	<u>293,300</u>	<u>326,300</u>
	2	<u>203,100</u>	<u>241,100</u>	<u>275,200</u>	<u>294,100</u>	<u>327,700</u>
	3	<u>205,200</u>	<u>242,400</u>	<u>275,900</u>	<u>294,800</u>	<u>329,100</u>
	4	<u>207,300</u>	<u>243,700</u>	<u>276,700</u>	<u>295,500</u>	<u>330,500</u>
	5	<u>209,300</u>	<u>244,900</u>	<u>277,500</u>	<u>296,200</u>	<u>331,900</u>
	6	<u>211,300</u>	<u>246,000</u>	<u>278,300</u>	<u>296,900</u>	<u>333,500</u>
	7	<u>213,300</u>	<u>247,000</u>	<u>279,100</u>	<u>297,600</u>	<u>335,000</u>
	8	<u>215,100</u>	<u>247,900</u>	<u>279,800</u>	<u>298,300</u>	<u>336,500</u>
	9	<u>216,900</u>	<u>249,000</u>	<u>280,500</u>	<u>299,100</u>	<u>337,900</u>
	10	<u>218,800</u>	<u>250,100</u>	<u>281,300</u>	<u>299,800</u>	<u>339,500</u>
	11	<u>220,700</u>	<u>251,200</u>	<u>282,100</u>	<u>300,600</u>	<u>341,000</u>
	12	<u>222,800</u>	<u>252,400</u>	<u>282,900</u>	<u>301,200</u>	<u>342,500</u>
	13	<u>224,500</u>	<u>253,600</u>	<u>283,700</u>	<u>301,800</u>	<u>343,900</u>
	14	<u>226,500</u>	<u>254,800</u>	<u>284,500</u>	<u>302,900</u>	<u>345,500</u>
	15	<u>228,700</u>	<u>256,000</u>	<u>285,200</u>	<u>304,000</u>	<u>347,000</u>
	16	<u>230,800</u>	<u>257,100</u>	<u>286,000</u>	<u>305,200</u>	<u>348,500</u>
	17	<u>232,900</u>	<u>258,100</u>	<u>286,800</u>	<u>306,300</u>	<u>350,000</u>
	18	<u>234,000</u>	<u>259,100</u>	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>351,600</u>
	19	<u>235,000</u>	<u>260,200</u>	<u>288,400</u>	<u>308,600</u>	<u>353,200</u>

備考 (略)

給料表

ウ 医療職給料表(2)

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>315,000</u>
	2	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>
	3	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>
	4	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>
	5	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>
	6	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>
	7	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>
	8	<u>202,700</u>	<u>235,600</u>	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>
	9	<u>204,500</u>	<u>236,700</u>	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>
	10	<u>206,400</u>	<u>237,900</u>	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>
	11	<u>208,300</u>	<u>239,200</u>	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>
	12	<u>210,400</u>	<u>240,500</u>	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>
	13	<u>212,100</u>	<u>241,800</u>	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>
	14	<u>214,100</u>	<u>243,100</u>	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>334,400</u>
	15	<u>216,300</u>	<u>244,400</u>	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>
	16	<u>218,400</u>	<u>245,600</u>	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>
	17	<u>220,500</u>	<u>246,800</u>	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>338,900</u>
	18	<u>221,600</u>	<u>248,000</u>	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,500</u>
	19	<u>222,700</u>	<u>249,200</u>	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,100</u>

改正後						改正前					
20	<u>236,100</u>	<u>261,200</u>	<u>289,100</u>	<u>309,800</u>	<u>354,700</u>	20	<u>223,800</u>	<u>250,400</u>	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,600</u>
21	<u>237,200</u>	<u>262,300</u>	<u>289,900</u>	<u>311,000</u>	<u>356,000</u>	21	<u>224,900</u>	<u>251,500</u>	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>
22	<u>238,000</u>	<u>263,200</u>	<u>290,800</u>	<u>312,200</u>	<u>357,500</u>	22	<u>225,800</u>	<u>252,400</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>346,400</u>
23	<u>238,900</u>	<u>264,000</u>	<u>291,700</u>	<u>313,400</u>	<u>359,000</u>	23	<u>226,700</u>	<u>253,200</u>	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>347,900</u>
24	<u>239,700</u>	<u>264,800</u>	<u>292,400</u>	<u>314,500</u>	<u>360,500</u>	24	<u>227,600</u>	<u>254,000</u>	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>349,400</u>
25	<u>240,600</u>	<u>265,600</u>	<u>293,100</u>	<u>315,700</u>	<u>361,900</u>	25	<u>228,500</u>	<u>254,800</u>	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>350,900</u>
26	<u>241,500</u>	<u>266,400</u>	<u>294,000</u>	<u>316,900</u>	<u>363,400</u>	26	<u>229,400</u>	<u>255,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>352,400</u>
27	<u>242,400</u>	<u>267,200</u>	<u>294,900</u>	<u>318,000</u>	<u>364,900</u>	27	<u>230,300</u>	<u>256,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>353,900</u>
28	<u>243,300</u>	<u>268,000</u>	<u>295,600</u>	<u>319,200</u>	<u>366,300</u>	28	<u>231,200</u>	<u>257,200</u>	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>355,300</u>
29	<u>244,100</u>	<u>268,700</u>	<u>296,400</u>	<u>320,400</u>	<u>367,700</u>	29	<u>232,100</u>	<u>258,000</u>	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>356,700</u>
30	<u>244,900</u>	<u>269,500</u>	<u>297,400</u>	<u>321,600</u>	<u>369,300</u>	30	<u>233,000</u>	<u>258,800</u>	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>358,300</u>
31	<u>245,600</u>	<u>270,300</u>	<u>298,300</u>	<u>322,800</u>	<u>370,700</u>	31	<u>233,900</u>	<u>259,600</u>	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>359,800</u>
32	<u>246,400</u>	<u>271,100</u>	<u>299,300</u>	<u>324,000</u>	<u>372,200</u>	32	<u>234,800</u>	<u>260,400</u>	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>361,300</u>
33	<u>247,100</u>	<u>271,900</u>	<u>300,300</u>	<u>325,100</u>	<u>373,400</u>	33	<u>235,600</u>	<u>261,200</u>	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>362,500</u>
34	<u>247,700</u>	<u>272,700</u>	<u>301,400</u>	<u>326,200</u>	<u>374,500</u>	34	<u>236,400</u>	<u>262,000</u>	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>363,600</u>
35	<u>248,400</u>	<u>273,300</u>	<u>302,400</u>	<u>327,400</u>	<u>375,700</u>	35	<u>237,200</u>	<u>262,700</u>	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>364,800</u>
36	<u>249,100</u>	<u>274,100</u>	<u>303,300</u>	<u>328,600</u>	<u>376,800</u>	36	<u>238,000</u>	<u>263,500</u>	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>365,900</u>
37	<u>249,800</u>	<u>275,000</u>	<u>304,300</u>	<u>329,800</u>	<u>377,800</u>	37	<u>238,800</u>	<u>264,400</u>	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>366,900</u>
38	<u>250,400</u>	<u>275,800</u>	<u>305,300</u>	<u>331,000</u>	<u>378,600</u>	38	<u>239,600</u>	<u>265,200</u>	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>367,700</u>
39	<u>251,000</u>	<u>276,600</u>	<u>306,300</u>	<u>332,300</u>	<u>379,500</u>	39	<u>240,400</u>	<u>266,000</u>	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>368,700</u>
40	<u>251,600</u>	<u>277,300</u>	<u>307,300</u>	<u>333,500</u>	<u>380,600</u>	40	<u>241,200</u>	<u>266,800</u>	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>369,800</u>
41	<u>252,200</u>	<u>278,000</u>	<u>308,200</u>	<u>334,400</u>	<u>381,600</u>	41	<u>241,800</u>	<u>267,600</u>	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>370,800</u>
42	<u>252,800</u>	<u>278,800</u>	<u>309,400</u>	<u>335,600</u>	<u>382,600</u>	42	<u>242,400</u>	<u>268,400</u>	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>371,800</u>
43	<u>253,400</u>	<u>279,600</u>	<u>310,500</u>	<u>336,800</u>	<u>383,600</u>	43	<u>243,000</u>	<u>269,200</u>	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>372,800</u>
44	<u>253,900</u>	<u>280,300</u>	<u>311,600</u>	<u>338,000</u>	<u>384,500</u>	44	<u>243,500</u>	<u>270,000</u>	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>373,700</u>
45	<u>254,300</u>	<u>281,000</u>	<u>312,600</u>	<u>338,900</u>	<u>385,300</u>	45	<u>244,000</u>	<u>270,700</u>	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>374,500</u>
46	<u>254,900</u>	<u>281,800</u>	<u>313,700</u>	<u>339,900</u>	<u>386,100</u>	46	<u>244,600</u>	<u>271,500</u>	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>375,300</u>
47	<u>255,300</u>	<u>282,600</u>	<u>314,800</u>	<u>340,900</u>	<u>387,000</u>	47	<u>245,100</u>	<u>272,300</u>	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>376,200</u>
48	<u>255,700</u>	<u>283,300</u>	<u>315,800</u>	<u>341,800</u>	<u>387,800</u>	48	<u>245,500</u>	<u>273,100</u>	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>377,000</u>
49	<u>256,100</u>	<u>284,000</u>	<u>316,900</u>	<u>342,700</u>	<u>388,300</u>	49	<u>245,900</u>	<u>273,800</u>	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>377,500</u>
50	<u>256,600</u>	<u>284,700</u>	<u>317,900</u>	<u>343,600</u>	<u>389,100</u>	50	<u>246,400</u>	<u>274,600</u>	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>378,300</u>
51	<u>257,100</u>	<u>285,300</u>	<u>319,000</u>	<u>344,600</u>	<u>389,900</u>	51	<u>246,900</u>	<u>275,300</u>	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>379,100</u>
52	<u>257,600</u>	<u>286,000</u>	<u>320,100</u>	<u>345,500</u>	<u>390,700</u>	52	<u>247,400</u>	<u>276,000</u>	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>379,900</u>
53	<u>257,900</u>	<u>286,700</u>	<u>321,100</u>	<u>346,000</u>	<u>391,100</u>	53	<u>247,700</u>	<u>276,700</u>	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>380,300</u>
54	<u>258,200</u>	<u>287,300</u>	<u>322,100</u>	<u>346,900</u>	<u>391,800</u>	54	<u>248,000</u>	<u>277,400</u>	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>
55	<u>258,500</u>	<u>288,000</u>	<u>323,100</u>	<u>347,600</u>	<u>392,500</u>	55	<u>248,300</u>	<u>278,100</u>	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>381,700</u>
56	<u>258,800</u>	<u>288,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,500</u>	<u>393,100</u>	56	<u>248,600</u>	<u>278,800</u>	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>382,300</u>
57	<u>259,100</u>	<u>289,300</u>	<u>325,000</u>	<u>349,200</u>	<u>393,500</u>	57	<u>248,900</u>	<u>279,500</u>	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>382,700</u>
58	<u>259,400</u>	<u>290,000</u>	<u>326,000</u>	<u>349,500</u>	<u>394,000</u>	58	<u>249,200</u>	<u>280,200</u>	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>383,200</u>
59	<u>259,700</u>	<u>290,700</u>	<u>327,000</u>	<u>349,900</u>	<u>394,600</u>	59	<u>249,500</u>	<u>280,900</u>	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>383,800</u>
60	<u>260,000</u>	<u>291,300</u>	<u>327,900</u>	<u>350,500</u>	<u>395,200</u>	60	<u>249,800</u>	<u>281,500</u>	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>384,400</u>
61	<u>260,300</u>	<u>291,800</u>	<u>328,800</u>	<u>351,100</u>	<u>395,600</u>	61	<u>250,100</u>	<u>282,100</u>	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>384,800</u>
62	<u>260,600</u>	<u>292,400</u>	<u>329,500</u>	<u>351,800</u>	<u>396,100</u>	62	<u>250,400</u>	<u>282,800</u>	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>385,300</u>
63	<u>260,900</u>	<u>293,100</u>	<u>330,200</u>	<u>352,500</u>	<u>396,600</u>	63	<u>250,700</u>	<u>283,500</u>	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>385,800</u>
64	<u>261,200</u>	<u>293,700</u>	<u>330,800</u>	<u>353,100</u>	<u>397,100</u>	64	<u>251,000</u>	<u>284,100</u>	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>386,300</u>

改正後						改正前					
65	<u>261,500</u>	<u>294,200</u>	<u>331,400</u>	<u>353,800</u>	<u>397,700</u>	65	<u>251,300</u>	<u>284,700</u>	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>386,900</u>
66	<u>261,800</u>	<u>294,800</u>	<u>332,100</u>	<u>354,300</u>	<u>398,200</u>	66	<u>251,600</u>	<u>285,400</u>	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,400</u>
67	<u>262,100</u>	<u>295,500</u>	<u>332,700</u>	<u>354,900</u>	<u>398,800</u>	67	<u>251,900</u>	<u>286,100</u>	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>388,000</u>
68	<u>262,400</u>	<u>296,100</u>	<u>333,300</u>	<u>355,500</u>	<u>399,400</u>	68	<u>252,200</u>	<u>286,700</u>	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>388,600</u>
69	<u>262,700</u>	<u>296,700</u>	<u>333,900</u>	<u>355,800</u>	<u>399,900</u>	69	<u>252,500</u>	<u>287,300</u>	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>389,100</u>
70	<u>263,000</u>	<u>297,300</u>	<u>334,100</u>	<u>356,300</u>	<u>400,400</u>	70	<u>252,800</u>	<u>288,000</u>	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,600</u>
71	<u>263,300</u>	<u>297,900</u>	<u>334,500</u>	<u>356,700</u>	<u>400,800</u>	71	<u>253,100</u>	<u>288,700</u>	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>390,100</u>
72	<u>263,500</u>	<u>298,500</u>	<u>335,000</u>	<u>357,200</u>	<u>401,200</u>	72	<u>253,300</u>	<u>289,300</u>	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>390,600</u>
73	<u>263,700</u>	<u>299,100</u>	<u>335,600</u>	<u>357,700</u>	<u>401,500</u>	73	<u>253,500</u>	<u>289,900</u>	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>390,900</u>
74	<u>264,000</u>	<u>299,600</u>	<u>336,100</u>	<u>358,200</u>	<u>402,000</u>	74	<u>253,800</u>	<u>290,400</u>	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>391,400</u>
75	<u>264,300</u>	<u>300,000</u>	<u>336,600</u>	<u>358,700</u>	<u>402,400</u>	75	<u>254,100</u>	<u>290,800</u>	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>391,800</u>
76	<u>264,500</u>	<u>300,400</u>	<u>337,000</u>	<u>359,100</u>	<u>402,800</u>	76	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>392,200</u>
77	<u>264,700</u>	<u>300,700</u>	<u>337,600</u>	<u>359,400</u>	<u>403,200</u>	77	<u>254,500</u>	<u>291,600</u>	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>392,600</u>
78	<u>265,000</u>	<u>301,000</u>	<u>338,100</u>	<u>359,700</u>		78	<u>254,800</u>	<u>291,900</u>	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>	
79	<u>265,300</u>	<u>301,200</u>	<u>338,500</u>	<u>359,900</u>		79	<u>255,100</u>	<u>292,200</u>	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>	
80	<u>265,500</u>	<u>301,500</u>	<u>339,000</u>	<u>360,200</u>		80	<u>255,300</u>	<u>292,500</u>	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>	
81	<u>265,700</u>	<u>301,800</u>	<u>339,500</u>	<u>360,700</u>		81	<u>255,500</u>	<u>292,800</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	
82	<u>266,000</u>	<u>302,000</u>	<u>339,800</u>	<u>361,000</u>		82	<u>255,800</u>	<u>293,100</u>	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>	
83	<u>266,300</u>	<u>302,300</u>	<u>340,000</u>	<u>361,300</u>		83	<u>256,100</u>	<u>293,400</u>	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>	
84	<u>266,500</u>	<u>302,600</u>	<u>340,300</u>	<u>361,600</u>		84	<u>256,300</u>	<u>293,700</u>	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>	
85	<u>266,700</u>	<u>302,800</u>	<u>340,700</u>	<u>362,000</u>		85	<u>256,500</u>	<u>293,900</u>	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>	
86		<u>303,000</u>	<u>341,100</u>	<u>362,300</u>		86		<u>294,100</u>	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>	
87		<u>303,200</u>	<u>341,400</u>	<u>362,600</u>		87		<u>294,300</u>	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>	
88		<u>303,400</u>	<u>341,700</u>	<u>362,900</u>		88		<u>294,500</u>	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>	
89		<u>303,800</u>	<u>342,000</u>	<u>363,300</u>		89		<u>294,900</u>	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>	
90		<u>304,000</u>	<u>342,200</u>	<u>363,600</u>		90		<u>295,100</u>	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>	
91		<u>304,200</u>	<u>342,600</u>	<u>363,800</u>		91		<u>295,300</u>	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>	
92		<u>304,400</u>	<u>342,900</u>	<u>364,100</u>		92		<u>295,500</u>	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>	
93		<u>304,800</u>	<u>343,100</u>	<u>364,400</u>		93		<u>295,900</u>	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>	
94		<u>305,000</u>	<u>343,400</u>	<u>364,800</u>		94		<u>296,100</u>	<u>334,000</u>	<u>355,100</u>	
95		<u>305,200</u>	<u>343,700</u>	<u>365,200</u>		95		<u>296,300</u>	<u>334,300</u>	<u>355,500</u>	
96		<u>305,500</u>	<u>343,900</u>	<u>365,600</u>		96		<u>296,600</u>	<u>334,600</u>	<u>355,900</u>	
97		<u>305,800</u>	<u>344,100</u>	<u>366,100</u>		97		<u>296,900</u>	<u>334,800</u>	<u>356,400</u>	
98		<u>306,000</u>	<u>344,400</u>	<u>366,500</u>		98		<u>297,100</u>	<u>335,100</u>	<u>356,800</u>	
99		<u>306,200</u>	<u>344,700</u>	<u>366,900</u>		99		<u>297,300</u>	<u>335,400</u>	<u>357,200</u>	
100		<u>306,500</u>	<u>344,900</u>	<u>367,300</u>		100		<u>297,600</u>	<u>335,600</u>	<u>357,600</u>	
101		<u>306,800</u>	<u>345,100</u>	<u>367,800</u>		101		<u>297,900</u>	<u>335,800</u>	<u>358,100</u>	
102		<u>307,000</u>	<u>345,300</u>			102		<u>298,100</u>	<u>336,000</u>		
103		<u>307,200</u>	<u>345,700</u>			103		<u>298,300</u>	<u>336,400</u>		
104		<u>307,500</u>	<u>345,900</u>			104		<u>298,600</u>	<u>336,600</u>		
105		<u>307,800</u>	<u>346,100</u>			105		<u>298,900</u>	<u>336,800</u>		
106			<u>346,400</u>			106			<u>337,200</u>		
107			<u>346,800</u>			107			<u>337,600</u>		
108			<u>347,200</u>			108			<u>338,000</u>		
109			<u>347,400</u>			109			<u>338,200</u>		

改正後						改正前						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		201,300	227,900	257,300	271,300			193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 (略)

給料表

エ 医療職給料表(3)

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900

備考 (略)

給料表

エ 医療職給料表(3)

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100

改正後						改正前					
30	<u>267,900</u>	<u>285,900</u>	<u>308,400</u>	<u>327,000</u>	<u>363,400</u>	30	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>
31	<u>268,600</u>	<u>286,600</u>	<u>309,100</u>	<u>328,100</u>	<u>364,900</u>	31	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>
32	<u>269,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,900</u>	<u>329,100</u>	<u>366,400</u>	32	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>
33	<u>270,100</u>	<u>287,900</u>	<u>310,600</u>	<u>330,200</u>	<u>367,600</u>	33	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>
34	<u>270,700</u>	<u>288,500</u>	<u>311,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,100</u>	34	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>
35	<u>271,300</u>	<u>289,000</u>	<u>312,100</u>	<u>332,300</u>	<u>370,500</u>	35	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>
36	<u>271,800</u>	<u>289,400</u>	<u>312,800</u>	<u>333,400</u>	<u>371,900</u>	36	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>
37	<u>272,400</u>	<u>289,800</u>	<u>313,500</u>	<u>334,500</u>	<u>373,300</u>	37	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>
38	<u>273,100</u>	<u>290,400</u>	<u>314,300</u>	<u>335,600</u>	<u>374,300</u>	38	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>363,500</u>
39	<u>273,800</u>	<u>290,900</u>	<u>315,100</u>	<u>336,700</u>	<u>375,700</u>	39	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>364,900</u>
40	<u>274,500</u>	<u>291,300</u>	<u>315,900</u>	<u>337,800</u>	<u>377,000</u>	40	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>366,200</u>
41	<u>275,200</u>	<u>291,700</u>	<u>316,500</u>	<u>338,600</u>	<u>378,300</u>	41	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>367,500</u>
42	<u>275,800</u>	<u>292,200</u>	<u>317,400</u>	<u>339,700</u>	<u>379,700</u>	42	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>368,900</u>
43	<u>276,500</u>	<u>292,600</u>	<u>318,400</u>	<u>340,800</u>	<u>381,000</u>	43	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>370,200</u>
44	<u>277,100</u>	<u>293,100</u>	<u>319,300</u>	<u>341,800</u>	<u>382,300</u>	44	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>371,500</u>
45	<u>277,900</u>	<u>293,600</u>	<u>320,100</u>	<u>342,700</u>	<u>383,800</u>	45	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>373,000</u>
46	<u>278,600</u>	<u>294,000</u>	<u>321,100</u>	<u>343,600</u>	<u>385,000</u>	46	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>374,200</u>
47	<u>279,300</u>	<u>294,500</u>	<u>322,100</u>	<u>344,600</u>	<u>386,100</u>	47	<u>267,800</u>	<u>283,300</u>	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,300</u>
48	<u>279,900</u>	<u>294,900</u>	<u>323,000</u>	<u>345,600</u>	<u>387,300</u>	48	<u>268,400</u>	<u>283,800</u>	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>376,500</u>
49	<u>280,400</u>	<u>295,400</u>	<u>323,900</u>	<u>346,800</u>	<u>388,400</u>	49	<u>269,000</u>	<u>284,300</u>	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>377,600</u>
50	<u>280,900</u>	<u>295,800</u>	<u>324,800</u>	<u>348,100</u>	<u>389,300</u>	50	<u>269,500</u>	<u>284,800</u>	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>378,500</u>
51	<u>281,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,800</u>	<u>349,300</u>	<u>390,300</u>	51	<u>270,000</u>	<u>285,300</u>	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>379,500</u>
52	<u>281,700</u>	<u>296,800</u>	<u>326,800</u>	<u>350,500</u>	<u>391,200</u>	52	<u>270,400</u>	<u>285,800</u>	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>380,400</u>
53	<u>282,000</u>	<u>297,200</u>	<u>327,600</u>	<u>351,400</u>	<u>391,800</u>	53	<u>270,800</u>	<u>286,300</u>	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>381,000</u>
54	<u>282,500</u>	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>352,600</u>	<u>392,600</u>	54	<u>271,300</u>	<u>286,800</u>	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>381,800</u>
55	<u>282,900</u>	<u>298,100</u>	<u>329,500</u>	<u>353,700</u>	<u>393,400</u>	55	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>382,600</u>
56	<u>283,300</u>	<u>298,500</u>	<u>330,400</u>	<u>355,000</u>	<u>394,200</u>	56	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,400</u>
57	<u>283,700</u>	<u>299,000</u>	<u>331,300</u>	<u>356,000</u>	<u>394,900</u>	57	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,100</u>
58	<u>284,100</u>	<u>299,700</u>	<u>332,200</u>	<u>356,900</u>	<u>395,600</u>	58	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>384,800</u>
59	<u>284,400</u>	<u>300,400</u>	<u>333,200</u>	<u>358,000</u>	<u>396,300</u>	59	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>385,500</u>
60	<u>284,700</u>	<u>301,100</u>	<u>334,100</u>	<u>359,200</u>	<u>396,900</u>	60	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>386,100</u>
61	<u>285,100</u>	<u>301,800</u>	<u>335,000</u>	<u>360,300</u>	<u>397,500</u>	61	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>386,700</u>
62	<u>285,500</u>	<u>302,700</u>	<u>336,100</u>	<u>361,500</u>	<u>398,100</u>	62	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>387,300</u>
63	<u>285,900</u>	<u>303,600</u>	<u>337,300</u>	<u>362,700</u>	<u>398,800</u>	63	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>388,000</u>
64	<u>286,200</u>	<u>304,300</u>	<u>338,500</u>	<u>363,700</u>	<u>399,400</u>	64	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>388,600</u>
65	<u>286,500</u>	<u>305,000</u>	<u>339,200</u>	<u>364,700</u>	<u>400,100</u>	65	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>389,300</u>
66	<u>286,900</u>	<u>305,900</u>	<u>340,300</u>	<u>365,700</u>	<u>400,600</u>	66	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>389,800</u>
67	<u>287,300</u>	<u>306,700</u>	<u>341,400</u>	<u>366,800</u>	<u>401,200</u>	67	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>390,400</u>
68	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>342,300</u>	<u>367,900</u>	<u>401,700</u>	68	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>390,900</u>
69	<u>288,000</u>	<u>308,200</u>	<u>343,400</u>	<u>368,700</u>	<u>402,100</u>	69	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>391,300</u>
70	<u>288,500</u>	<u>309,100</u>	<u>344,100</u>	<u>369,800</u>	<u>402,700</u>	70	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>391,900</u>
71	<u>288,900</u>	<u>310,000</u>	<u>345,200</u>	<u>370,900</u>	<u>403,100</u>	71	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>392,400</u>
72	<u>289,200</u>	<u>310,800</u>	<u>346,300</u>	<u>371,900</u>	<u>403,400</u>	72	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>392,700</u>
73	<u>289,600</u>	<u>311,700</u>	<u>347,400</u>	<u>372,600</u>	<u>403,700</u>	73	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>393,000</u>
74	<u>290,100</u>	<u>312,500</u>	<u>348,600</u>	<u>373,400</u>	<u>404,200</u>	74	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>393,500</u>

改正後						改正前					
75	<u>290,600</u>	<u>313,400</u>	<u>349,700</u>	<u>374,200</u>	<u>404,600</u>	75	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>393,900</u>
76	<u>291,100</u>	<u>314,300</u>	<u>350,800</u>	<u>374,900</u>	<u>404,900</u>	76	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>394,200</u>
77	<u>291,600</u>	<u>315,100</u>	<u>351,900</u>	<u>375,500</u>	<u>405,200</u>	77	<u>281,400</u>	<u>305,100</u>	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>394,500</u>
78	<u>292,100</u>	<u>316,000</u>	<u>353,000</u>	<u>376,000</u>	<u>405,700</u>	78	<u>282,000</u>	<u>306,100</u>	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>395,000</u>
79	<u>292,700</u>	<u>317,000</u>	<u>354,000</u>	<u>376,500</u>	<u>406,200</u>	79	<u>282,600</u>	<u>307,100</u>	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>395,500</u>
80	<u>293,100</u>	<u>317,900</u>	<u>355,100</u>	<u>377,000</u>	<u>406,600</u>	80	<u>283,100</u>	<u>308,000</u>	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>395,900</u>
81	<u>293,600</u>	<u>318,400</u>	<u>356,000</u>	<u>377,600</u>	<u>406,900</u>	81	<u>283,600</u>	<u>308,500</u>	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>396,200</u>
82	<u>294,000</u>	<u>319,200</u>	<u>357,000</u>	<u>378,100</u>	<u>407,300</u>	82	<u>284,100</u>	<u>309,400</u>	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>396,600</u>
83	<u>294,500</u>	<u>320,100</u>	<u>357,900</u>	<u>378,600</u>	<u>407,800</u>	83	<u>284,600</u>	<u>310,300</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>397,100</u>
84	<u>295,000</u>	<u>320,900</u>	<u>358,900</u>	<u>379,100</u>	<u>408,200</u>	84	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>397,500</u>
85	<u>295,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,800</u>	<u>379,500</u>	<u>408,600</u>	85	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>397,900</u>
86	<u>295,800</u>	<u>322,600</u>	<u>360,600</u>	<u>379,900</u>		86	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	
87	<u>296,300</u>	<u>323,600</u>	<u>361,400</u>	<u>380,500</u>		87	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	
88	<u>296,800</u>	<u>324,600</u>	<u>362,200</u>	<u>381,000</u>		88	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	
89	<u>297,200</u>	<u>325,500</u>	<u>362,800</u>	<u>381,300</u>		89	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	
90	<u>297,700</u>	<u>326,500</u>	<u>363,400</u>	<u>381,800</u>		90	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>	
91	<u>298,200</u>	<u>327,500</u>	<u>364,000</u>	<u>382,100</u>		91	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>	
92	<u>298,700</u>	<u>328,500</u>	<u>364,600</u>	<u>382,400</u>		92	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>	
93	<u>299,200</u>	<u>329,300</u>	<u>365,000</u>	<u>383,000</u>		93	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>	
94	<u>299,600</u>	<u>330,000</u>	<u>365,400</u>	<u>383,500</u>		94	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>	
95	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>	<u>365,900</u>	<u>384,000</u>		95	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>	
96	<u>300,700</u>	<u>331,300</u>	<u>366,300</u>	<u>384,500</u>		96	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>	
97	<u>301,300</u>	<u>331,800</u>	<u>366,800</u>	<u>385,100</u>		97	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	
98	<u>301,800</u>	<u>332,100</u>	<u>367,200</u>	<u>385,600</u>		98	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>	
99	<u>302,300</u>	<u>332,600</u>	<u>367,700</u>	<u>386,100</u>		99	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>	
100	<u>302,800</u>	<u>333,200</u>	<u>368,100</u>	<u>386,500</u>		100	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>	
101	<u>303,200</u>	<u>333,600</u>	<u>368,400</u>	<u>387,100</u>		101	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>	
102	<u>303,700</u>	<u>334,100</u>	<u>368,900</u>	<u>387,600</u>		102	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>	
103	<u>304,100</u>	<u>334,700</u>	<u>369,200</u>	<u>388,100</u>		103	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>	
104	<u>304,500</u>	<u>335,200</u>	<u>369,500</u>	<u>388,600</u>		104	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>	
105	<u>304,900</u>	<u>335,600</u>	<u>369,900</u>	<u>389,200</u>		105	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>	
106	<u>305,300</u>	<u>336,100</u>	<u>370,400</u>	<u>389,600</u>		106	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>	
107	<u>305,700</u>	<u>336,600</u>	<u>370,900</u>	<u>390,100</u>		107	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>	
108	<u>306,000</u>	<u>337,100</u>	<u>371,400</u>	<u>390,600</u>		108	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>	
109	<u>306,200</u>	<u>337,500</u>	<u>371,900</u>	<u>391,200</u>		109	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>	
110	<u>306,500</u>	<u>337,800</u>	<u>372,400</u>			110	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>362,600</u>		
111	<u>306,700</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>			111	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>363,100</u>		
112	<u>307,000</u>	<u>338,400</u>	<u>373,300</u>			112	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>363,500</u>		
113	<u>307,300</u>	<u>338,700</u>	<u>373,700</u>			113	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>363,900</u>		
114	<u>307,500</u>	<u>339,100</u>	<u>374,100</u>			114	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>364,300</u>		
115	<u>307,800</u>	<u>339,400</u>	<u>374,600</u>			115	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>364,800</u>		
116	<u>308,000</u>	<u>339,700</u>	<u>375,100</u>			116	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>365,300</u>		
117	<u>308,300</u>	<u>339,900</u>	<u>375,500</u>			117	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>365,700</u>		
118	<u>308,500</u>	<u>340,200</u>	<u>376,000</u>			118	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>366,200</u>		
119	<u>308,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,500</u>			119	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>366,700</u>		

改正後					改正前				
120	<u>309,100</u>	<u>340,700</u>	<u>377,000</u>		120	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>367,200</u>	
121	<u>309,400</u>	<u>340,900</u>	<u>377,300</u>		121	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>367,500</u>	
122	<u>309,700</u>	<u>341,200</u>			122	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>		
123	<u>310,000</u>	<u>341,500</u>			123	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>		
124	<u>310,300</u>	<u>341,800</u>			124	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>		
125	<u>310,500</u>	<u>342,000</u>			125	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>		
126	<u>310,700</u>	<u>342,300</u>			126	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>		
127	<u>311,000</u>	<u>342,600</u>			127	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>		
128	<u>311,400</u>	<u>342,800</u>			128	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>		
129	<u>311,600</u>	<u>343,000</u>			129	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>		
130	<u>311,900</u>	<u>343,200</u>			130	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>		
131	<u>312,200</u>	<u>343,500</u>			131	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>		
132	<u>312,600</u>	<u>343,700</u>			132	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>		
133	<u>312,800</u>	<u>344,000</u>			133	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>		
134	<u>313,100</u>	<u>344,400</u>			134	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>		
135	<u>313,400</u>	<u>344,800</u>			135	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>		
136	<u>313,700</u>	<u>345,200</u>			136	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>		
137	<u>313,900</u>	<u>345,500</u>			137	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>		
138	<u>314,200</u>	<u>345,900</u>			138	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>		
139	<u>314,500</u>	<u>346,300</u>			139	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>		
140	<u>314,800</u>	<u>346,700</u>			140	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>		
141	<u>315,000</u>	<u>347,000</u>			141	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>		
142	<u>315,300</u>	<u>347,400</u>			142	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>		
143	<u>315,700</u>	<u>347,700</u>			143	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>		
144	<u>316,000</u>	<u>348,100</u>			144	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>		
145	<u>316,200</u>	<u>348,400</u>			145	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>		
146	<u>316,400</u>	<u>348,800</u>			146	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>		
147	<u>316,700</u>	<u>349,200</u>			147	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>		
148	<u>317,000</u>	<u>349,600</u>			148	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>		
149	<u>317,200</u>	<u>349,900</u>			149	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>		
150	<u>317,400</u>	<u>350,300</u>			150	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>		
151	<u>317,700</u>	<u>350,700</u>			151	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>		
152	<u>318,000</u>	<u>351,100</u>			152	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>		
153	<u>318,400</u>	<u>351,400</u>			153	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>		
154	<u>318,600</u>				154	<u>310,200</u>			
155	<u>318,800</u>				155	<u>310,400</u>			
156	<u>319,100</u>				156	<u>310,700</u>			
157	<u>319,400</u>				157	<u>311,000</u>			
158	<u>319,700</u>				158	<u>311,300</u>			
159	<u>320,000</u>				159	<u>311,600</u>			
160	<u>320,300</u>				160	<u>311,900</u>			
161	<u>320,700</u>				161	<u>312,300</u>			
162	<u>321,000</u>				162	<u>312,600</u>			
163	<u>321,300</u>				163	<u>312,900</u>			
164	<u>321,600</u>				164	<u>313,200</u>			

改正後						改正前							
	165	<u>322,000</u>					165	<u>313,600</u>					
	166	<u>322,300</u>					166	<u>313,900</u>					
	167	<u>322,600</u>					167	<u>314,200</u>					
	168	<u>322,900</u>					168	<u>314,500</u>					
	169	<u>323,300</u>					169	<u>314,900</u>					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>248,800</u>	<u>269,700</u>	<u>277,300</u>	<u>288,100</u>	<u>305,100</u>			<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>	<u>294,300</u>

備考 (略)

給料表

オ 福祉職給料表

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	<u>212,700</u>	<u>267,600</u>	<u>299,600</u>
	2	<u>214,400</u>	<u>269,000</u>	<u>300,500</u>
	3	<u>216,000</u>	<u>270,300</u>	<u>301,300</u>
	4	<u>217,700</u>	<u>271,600</u>	<u>302,200</u>
	5	<u>219,200</u>	<u>273,000</u>	<u>303,100</u>
	6	<u>220,800</u>	<u>274,000</u>	<u>304,000</u>
	7	<u>222,400</u>	<u>275,000</u>	<u>304,900</u>
	8	<u>224,000</u>	<u>276,000</u>	<u>305,700</u>
	9	<u>225,600</u>	<u>276,900</u>	<u>306,500</u>
	10	<u>227,400</u>	<u>277,800</u>	<u>307,500</u>
	11	<u>229,200</u>	<u>278,800</u>	<u>308,700</u>
	12	<u>230,200</u>	<u>279,700</u>	<u>309,700</u>
	13	<u>231,200</u>	<u>280,800</u>	<u>310,900</u>
	14	<u>232,300</u>	<u>281,700</u>	<u>312,000</u>
	15	<u>233,500</u>	<u>282,600</u>	<u>313,100</u>
	16	<u>234,600</u>	<u>283,400</u>	<u>314,100</u>
	17	<u>235,600</u>	<u>283,900</u>	<u>315,100</u>
	18	<u>236,600</u>	<u>284,600</u>	<u>316,200</u>
	19	<u>237,500</u>	<u>285,400</u>	<u>317,200</u>
	20	<u>238,500</u>	<u>286,100</u>	<u>318,200</u>
	21	<u>239,500</u>	<u>287,000</u>	<u>319,200</u>
	22	<u>240,900</u>	<u>287,900</u>	<u>320,200</u>
	23	<u>242,200</u>	<u>288,800</u>	<u>321,200</u>
	24	<u>243,500</u>	<u>289,700</u>	<u>322,100</u>

備考 (略)

給料表

オ 福祉職給料表

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	<u>199,600</u>	<u>254,300</u>	<u>287,800</u>
	2	<u>201,300</u>	<u>255,900</u>	<u>288,800</u>
	3	<u>203,000</u>	<u>257,500</u>	<u>289,700</u>
	4	<u>204,700</u>	<u>258,800</u>	<u>290,600</u>
	5	<u>206,300</u>	<u>260,300</u>	<u>291,500</u>
	6	<u>207,900</u>	<u>261,500</u>	<u>292,400</u>
	7	<u>209,500</u>	<u>262,600</u>	<u>293,300</u>
	8	<u>211,100</u>	<u>263,700</u>	<u>294,200</u>
	9	<u>212,700</u>	<u>264,800</u>	<u>295,000</u>
	10	<u>214,500</u>	<u>265,900</u>	<u>296,000</u>
	11	<u>216,300</u>	<u>267,000</u>	<u>297,200</u>
	12	<u>217,400</u>	<u>268,100</u>	<u>298,300</u>
	13	<u>218,500</u>	<u>269,200</u>	<u>299,500</u>
	14	<u>219,700</u>	<u>270,100</u>	<u>300,600</u>
	15	<u>220,900</u>	<u>271,000</u>	<u>301,700</u>
	16	<u>222,000</u>	<u>271,800</u>	<u>302,800</u>
	17	<u>223,100</u>	<u>272,400</u>	<u>303,900</u>
	18	<u>224,100</u>	<u>273,100</u>	<u>305,000</u>
	19	<u>225,100</u>	<u>273,900</u>	<u>306,100</u>
	20	<u>226,100</u>	<u>274,600</u>	<u>307,100</u>
	21	<u>227,100</u>	<u>275,600</u>	<u>308,100</u>
	22	<u>228,500</u>	<u>276,500</u>	<u>309,100</u>
	23	<u>229,800</u>	<u>277,400</u>	<u>310,100</u>
	24	<u>231,100</u>	<u>278,300</u>	<u>311,100</u>

改正後				改正前			
25	<u>244,800</u>	<u>290,700</u>	<u>323,100</u>	25	<u>232,400</u>	<u>279,300</u>	<u>312,100</u>
26	<u>246,100</u>	<u>291,600</u>	<u>324,000</u>	26	<u>233,700</u>	<u>280,200</u>	<u>313,100</u>
27	<u>247,400</u>	<u>292,400</u>	<u>325,000</u>	27	<u>235,000</u>	<u>281,100</u>	<u>314,100</u>
28	<u>248,600</u>	<u>293,300</u>	<u>326,000</u>	28	<u>236,200</u>	<u>282,000</u>	<u>315,100</u>
29	<u>249,700</u>	<u>294,200</u>	<u>327,000</u>	29	<u>237,400</u>	<u>282,900</u>	<u>316,100</u>
30	<u>250,600</u>	<u>295,000</u>	<u>328,000</u>	30	<u>238,400</u>	<u>283,700</u>	<u>317,200</u>
31	<u>251,400</u>	<u>295,900</u>	<u>329,100</u>	31	<u>239,400</u>	<u>284,600</u>	<u>318,300</u>
32	<u>252,200</u>	<u>296,700</u>	<u>330,200</u>	32	<u>240,400</u>	<u>285,500</u>	<u>319,400</u>
33	<u>253,200</u>	<u>297,700</u>	<u>331,200</u>	33	<u>241,400</u>	<u>286,500</u>	<u>320,500</u>
34	<u>254,000</u>	<u>298,700</u>	<u>332,300</u>	34	<u>242,400</u>	<u>287,500</u>	<u>321,600</u>
35	<u>254,800</u>	<u>299,700</u>	<u>333,400</u>	35	<u>243,300</u>	<u>288,500</u>	<u>322,700</u>
36	<u>255,600</u>	<u>300,500</u>	<u>334,400</u>	36	<u>244,200</u>	<u>289,400</u>	<u>323,800</u>
37	<u>256,300</u>	<u>301,400</u>	<u>335,400</u>	37	<u>245,100</u>	<u>290,300</u>	<u>324,800</u>
38	<u>257,000</u>	<u>302,300</u>	<u>336,400</u>	38	<u>246,000</u>	<u>291,300</u>	<u>325,900</u>
39	<u>257,700</u>	<u>303,300</u>	<u>337,500</u>	39	<u>246,900</u>	<u>292,300</u>	<u>327,000</u>
40	<u>258,400</u>	<u>304,100</u>	<u>338,500</u>	40	<u>247,700</u>	<u>293,200</u>	<u>328,000</u>
41	<u>259,200</u>	<u>305,000</u>	<u>339,500</u>	41	<u>248,500</u>	<u>294,100</u>	<u>329,000</u>
42	<u>259,800</u>	<u>305,900</u>	<u>340,400</u>	42	<u>249,100</u>	<u>295,100</u>	<u>329,900</u>
43	<u>260,400</u>	<u>306,800</u>	<u>341,300</u>	43	<u>249,700</u>	<u>296,100</u>	<u>330,800</u>
44	<u>261,000</u>	<u>307,700</u>	<u>342,200</u>	44	<u>250,300</u>	<u>297,000</u>	<u>331,700</u>
45	<u>261,400</u>	<u>308,600</u>	<u>342,900</u>	45	<u>250,800</u>	<u>297,900</u>	<u>332,600</u>
46	<u>261,900</u>	<u>309,500</u>	<u>343,600</u>	46	<u>251,300</u>	<u>298,800</u>	<u>333,300</u>
47	<u>262,400</u>	<u>310,400</u>	<u>344,200</u>	47	<u>251,800</u>	<u>299,700</u>	<u>333,900</u>
48	<u>262,800</u>	<u>311,200</u>	<u>344,800</u>	48	<u>252,300</u>	<u>300,600</u>	<u>334,500</u>
49	<u>263,200</u>	<u>312,000</u>	<u>345,400</u>	49	<u>252,800</u>	<u>301,400</u>	<u>335,100</u>
50	<u>263,800</u>	<u>312,900</u>	<u>346,000</u>	50	<u>253,400</u>	<u>302,300</u>	<u>335,800</u>
51	<u>264,300</u>	<u>313,700</u>	<u>346,500</u>	51	<u>253,900</u>	<u>303,200</u>	<u>336,400</u>
52	<u>264,800</u>	<u>314,500</u>	<u>347,100</u>	52	<u>254,400</u>	<u>304,000</u>	<u>337,000</u>
53	<u>265,200</u>	<u>315,400</u>	<u>347,700</u>	53	<u>254,800</u>	<u>304,900</u>	<u>337,600</u>
54	<u>265,700</u>	<u>316,300</u>	<u>348,200</u>	54	<u>255,300</u>	<u>305,900</u>	<u>338,100</u>
55	<u>266,100</u>	<u>317,300</u>	<u>348,700</u>	55	<u>255,800</u>	<u>306,900</u>	<u>338,600</u>
56	<u>266,500</u>	<u>318,200</u>	<u>349,200</u>	56	<u>256,300</u>	<u>307,800</u>	<u>339,100</u>
57	<u>267,000</u>	<u>319,000</u>	<u>349,600</u>	57	<u>256,800</u>	<u>308,700</u>	<u>339,500</u>
58	<u>267,400</u>	<u>319,900</u>	<u>349,800</u>	58	<u>257,200</u>	<u>309,700</u>	<u>339,700</u>
59	<u>267,800</u>	<u>320,800</u>	<u>350,200</u>	59	<u>257,600</u>	<u>310,600</u>	<u>340,200</u>
60	<u>268,100</u>	<u>321,700</u>	<u>350,700</u>	60	<u>258,000</u>	<u>311,500</u>	<u>340,700</u>
61	<u>268,500</u>	<u>322,600</u>	<u>351,000</u>	61	<u>258,400</u>	<u>312,400</u>	<u>341,000</u>
62	<u>268,900</u>	<u>323,400</u>	<u>351,400</u>	62	<u>258,800</u>	<u>313,300</u>	<u>341,400</u>
63	<u>269,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,800</u>	63	<u>259,200</u>	<u>314,200</u>	<u>341,900</u>
64	<u>269,500</u>	<u>325,100</u>	<u>352,200</u>	64	<u>259,600</u>	<u>315,000</u>	<u>342,300</u>
65	<u>269,900</u>	<u>325,800</u>	<u>352,600</u>	65	<u>260,000</u>	<u>315,700</u>	<u>342,700</u>
66	<u>270,300</u>	<u>326,700</u>	<u>353,100</u>	66	<u>260,400</u>	<u>316,600</u>	<u>343,200</u>
67	<u>270,600</u>	<u>327,500</u>	<u>353,500</u>	67	<u>260,800</u>	<u>317,400</u>	<u>343,600</u>
68	<u>270,900</u>	<u>328,300</u>	<u>354,000</u>	68	<u>261,200</u>	<u>318,200</u>	<u>344,100</u>
69	<u>271,300</u>	<u>328,900</u>	<u>354,200</u>	69	<u>261,600</u>	<u>319,000</u>	<u>344,300</u>

改正後				改正前			
70	<u>271,600</u>	<u>329,400</u>	<u>354,700</u>	70	<u>262,000</u>	<u>319,500</u>	<u>344,800</u>
71	<u>271,900</u>	<u>329,900</u>	<u>355,100</u>	71	<u>262,400</u>	<u>320,000</u>	<u>345,300</u>
72	<u>272,300</u>	<u>330,400</u>	<u>355,500</u>	72	<u>262,800</u>	<u>320,500</u>	<u>345,700</u>
73	<u>272,700</u>	<u>330,800</u>	<u>355,800</u>	73	<u>263,200</u>	<u>321,000</u>	<u>346,000</u>
74	<u>273,000</u>	<u>331,300</u>	<u>356,200</u>	74	<u>263,600</u>	<u>321,600</u>	<u>346,400</u>
75	<u>273,400</u>	<u>331,800</u>	<u>356,700</u>	75	<u>264,000</u>	<u>322,100</u>	<u>346,900</u>
76	<u>273,700</u>	<u>332,300</u>	<u>357,100</u>	76	<u>264,400</u>	<u>322,600</u>	<u>347,300</u>
77	<u>274,000</u>	<u>332,600</u>	<u>357,300</u>	77	<u>264,800</u>	<u>322,900</u>	<u>347,500</u>
78	<u>274,400</u>	<u>332,900</u>	<u>357,600</u>	78	<u>265,200</u>	<u>323,200</u>	<u>347,800</u>
79	<u>274,800</u>	<u>333,300</u>	<u>358,000</u>	79	<u>265,600</u>	<u>323,700</u>	<u>348,200</u>
80	<u>275,100</u>	<u>333,600</u>	<u>358,400</u>	80	<u>265,900</u>	<u>324,000</u>	<u>348,600</u>
81	<u>275,300</u>	<u>333,900</u>	<u>358,700</u>	81	<u>266,200</u>	<u>324,300</u>	<u>348,900</u>
82	<u>275,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,000</u>	82	<u>266,600</u>	<u>324,600</u>	<u>349,200</u>
83	<u>276,000</u>	<u>334,400</u>	<u>359,400</u>	83	<u>267,000</u>	<u>324,900</u>	<u>349,600</u>
84	<u>276,300</u>	<u>334,700</u>	<u>359,800</u>	84	<u>267,300</u>	<u>325,200</u>	<u>350,000</u>
85	<u>276,500</u>	<u>335,100</u>	<u>360,100</u>	85	<u>267,600</u>	<u>325,600</u>	<u>350,300</u>
86	<u>276,800</u>	<u>335,500</u>	<u>360,500</u>	86	<u>268,000</u>	<u>326,000</u>	<u>350,700</u>
87	<u>277,200</u>	<u>335,800</u>	<u>360,900</u>	87	<u>268,400</u>	<u>326,300</u>	<u>351,100</u>
88	<u>277,500</u>	<u>336,000</u>	<u>361,100</u>	88	<u>268,700</u>	<u>326,500</u>	<u>351,300</u>
89	<u>277,800</u>	<u>336,500</u>	<u>361,400</u>	89	<u>269,000</u>	<u>327,000</u>	<u>351,600</u>
90	<u>278,100</u>	<u>336,900</u>	<u>361,700</u>	90	<u>269,400</u>	<u>327,400</u>	<u>351,900</u>
91	<u>278,400</u>	<u>337,100</u>	<u>362,000</u>	91	<u>269,800</u>	<u>327,600</u>	<u>352,200</u>
92	<u>278,700</u>	<u>337,400</u>	<u>362,300</u>	92	<u>270,100</u>	<u>328,000</u>	<u>352,500</u>
93	<u>279,000</u>	<u>337,800</u>	<u>362,600</u>	93	<u>270,400</u>	<u>328,400</u>	<u>352,800</u>
94	<u>279,400</u>	<u>338,200</u>	<u>362,900</u>	94	<u>270,800</u>	<u>328,800</u>	<u>353,100</u>
95	<u>279,800</u>	<u>338,500</u>	<u>363,200</u>	95	<u>271,200</u>	<u>329,200</u>	<u>353,400</u>
96	<u>280,100</u>	<u>338,800</u>	<u>363,500</u>	96	<u>271,500</u>	<u>329,500</u>	<u>353,700</u>
97	<u>280,300</u>	<u>339,000</u>	<u>363,800</u>	97	<u>271,800</u>	<u>329,700</u>	<u>354,000</u>
98	<u>280,700</u>	<u>339,300</u>	<u>364,100</u>	98	<u>272,200</u>	<u>330,000</u>	<u>354,300</u>
99	<u>281,000</u>	<u>339,600</u>	<u>364,400</u>	99	<u>272,600</u>	<u>330,300</u>	<u>354,600</u>
100	<u>281,300</u>	<u>339,900</u>	<u>364,700</u>	100	<u>272,900</u>	<u>330,600</u>	<u>354,900</u>
101	<u>281,600</u>	<u>340,300</u>	<u>365,000</u>	101	<u>273,200</u>	<u>331,000</u>	<u>355,200</u>
102	<u>281,900</u>	<u>340,500</u>	<u>365,300</u>	102	<u>273,600</u>	<u>331,200</u>	<u>355,500</u>
103	<u>282,200</u>	<u>340,800</u>	<u>365,600</u>	103	<u>274,000</u>	<u>331,500</u>	<u>355,800</u>
104	<u>282,500</u>	<u>341,200</u>	<u>365,900</u>	104	<u>274,300</u>	<u>331,900</u>	<u>356,100</u>
105	<u>282,700</u>	<u>341,600</u>	<u>366,200</u>	105	<u>274,500</u>	<u>332,300</u>	<u>356,400</u>
106	<u>282,900</u>	<u>341,900</u>	<u>366,500</u>	106	<u>274,700</u>	<u>332,600</u>	<u>356,700</u>
107	<u>283,200</u>	<u>342,200</u>	<u>366,800</u>	107	<u>275,000</u>	<u>332,900</u>	<u>357,000</u>
108	<u>283,500</u>	<u>342,500</u>	<u>367,100</u>	108	<u>275,300</u>	<u>333,200</u>	<u>357,300</u>
109	<u>283,800</u>	<u>342,800</u>	<u>367,400</u>	109	<u>275,600</u>	<u>333,500</u>	<u>357,600</u>
110	<u>284,100</u>	<u>343,200</u>	<u>367,700</u>	110	<u>275,900</u>	<u>333,900</u>	<u>357,900</u>
111	<u>284,400</u>	<u>343,500</u>	<u>368,000</u>	111	<u>276,200</u>	<u>334,200</u>	<u>358,200</u>
112	<u>284,600</u>	<u>343,700</u>	<u>368,300</u>	112	<u>276,400</u>	<u>334,400</u>	<u>358,500</u>
113	<u>284,900</u>	<u>343,900</u>	<u>368,600</u>	113	<u>276,700</u>	<u>334,600</u>	<u>358,800</u>

改正後				改正前			
114	<u>285,100</u>	<u>344,200</u>	<u>368,900</u>	114	<u>277,000</u>	<u>334,900</u>	<u>359,100</u>
115	<u>285,400</u>	<u>344,400</u>	<u>369,200</u>	115	<u>277,300</u>	<u>335,200</u>	<u>359,400</u>
116	<u>285,800</u>	<u>344,700</u>	<u>369,500</u>	116	<u>277,700</u>	<u>335,500</u>	<u>359,700</u>
117	<u>286,100</u>	<u>344,900</u>	<u>369,800</u>	117	<u>278,000</u>	<u>335,700</u>	<u>360,000</u>
118	<u>286,400</u>		<u>370,100</u>	118	<u>278,300</u>		<u>360,300</u>
119	<u>286,700</u>		<u>370,400</u>	119	<u>278,600</u>		<u>360,600</u>
120	<u>287,000</u>		<u>370,700</u>	120	<u>279,000</u>		<u>360,900</u>
121	<u>287,200</u>		<u>371,000</u>	121	<u>279,200</u>		<u>361,200</u>
122	<u>287,400</u>		<u>371,300</u>	122	<u>279,400</u>		<u>361,500</u>
123	<u>287,800</u>		<u>371,600</u>	123	<u>279,800</u>		<u>361,800</u>
124	<u>288,100</u>		<u>371,900</u>	124	<u>280,100</u>		<u>362,100</u>
125	<u>288,300</u>		<u>372,200</u>	125	<u>280,300</u>		<u>362,400</u>
126	<u>288,600</u>		<u>372,500</u>	126	<u>280,600</u>		<u>362,700</u>
127	<u>288,900</u>		<u>372,800</u>	127	<u>281,000</u>		<u>363,000</u>
128	<u>289,300</u>		<u>373,100</u>	128	<u>281,400</u>		<u>363,300</u>
129	<u>289,500</u>		<u>373,400</u>	129	<u>281,600</u>		<u>363,600</u>
130	<u>289,900</u>		<u>373,700</u>	130	<u>282,000</u>		<u>363,900</u>
131	<u>290,300</u>		<u>374,000</u>	131	<u>282,400</u>		<u>364,200</u>
132	<u>290,600</u>		<u>374,300</u>	132	<u>282,700</u>		<u>364,500</u>
133	<u>290,800</u>		<u>374,600</u>	133	<u>282,900</u>		<u>364,800</u>
134	<u>291,100</u>		<u>374,900</u>	134	<u>283,200</u>		<u>365,100</u>
135	<u>291,500</u>		<u>375,200</u>	135	<u>283,600</u>		<u>365,400</u>
136	<u>291,800</u>		<u>375,500</u>	136	<u>283,900</u>		<u>365,700</u>
137	<u>292,000</u>		<u>375,800</u>	137	<u>284,100</u>		<u>366,000</u>
138	<u>292,300</u>		<u>376,100</u>	138	<u>284,400</u>		<u>366,300</u>
139	<u>292,600</u>		<u>376,400</u>	139	<u>284,700</u>		<u>366,600</u>
140	<u>292,900</u>		<u>376,700</u>	140	<u>285,000</u>		<u>366,900</u>
141	<u>293,100</u>		<u>377,000</u>	141	<u>285,200</u>		<u>367,200</u>
142	<u>293,300</u>		<u>377,300</u>	142	<u>285,400</u>		<u>367,500</u>
143	<u>293,500</u>		<u>377,600</u>	143	<u>285,600</u>		<u>367,800</u>
144	<u>293,700</u>		<u>377,900</u>	144	<u>285,900</u>		<u>368,100</u>
145	<u>294,100</u>		<u>378,200</u>	145	<u>286,300</u>		<u>368,400</u>
146	<u>294,300</u>		<u>378,500</u>	146	<u>286,500</u>		<u>368,700</u>
147	<u>294,600</u>		<u>378,800</u>	147	<u>286,800</u>		<u>369,000</u>
148	<u>294,900</u>		<u>379,100</u>	148	<u>287,100</u>		<u>369,300</u>
149	<u>295,200</u>		<u>379,400</u>	149	<u>287,400</u>		<u>369,600</u>
150	<u>295,400</u>		<u>379,700</u>	150	<u>287,600</u>		<u>369,900</u>
151	<u>295,700</u>		<u>380,000</u>	151	<u>287,900</u>		<u>370,200</u>
152	<u>295,900</u>		<u>380,300</u>	152	<u>288,100</u>		<u>370,500</u>
153	<u>296,200</u>		<u>380,600</u>	153	<u>288,400</u>		<u>370,800</u>
154			<u>380,900</u>	154			<u>371,100</u>
155			<u>381,200</u>	155			<u>371,400</u>
156			<u>381,500</u>	156			<u>371,700</u>
157			<u>381,800</u>	157			<u>372,000</u>

改正後					改正前				
	158			<u>382,100</u>		158			<u>372,300</u>
	159			<u>382,400</u>		159			<u>372,600</u>
	160			<u>382,700</u>		160			<u>372,900</u>
	161			<u>383,000</u>		161			<u>373,200</u>
	162			<u>383,300</u>		162			<u>373,500</u>
	163			<u>383,600</u>		163			<u>373,800</u>
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>214,100</u>	<u>254,800</u>	<u>269,600</u>			<u>205,800</u>	<u>245,600</u>	<u>260,100</u>
備考 (略)					備考 (略)				

(下呂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市の規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあっては、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u> (定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考</p>	<p>(昇給)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が、6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市の規則で定める職員にあっては、3号給)</u> とすることを標準として市の規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあっては、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額</u> (定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回</p>

改 正 後	改 正 前																												
<p>慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>自動車等の使用距離の 区分</u></th> <th style="text-align: center;"><u>通勤手当の月 額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道4キロメートル未 満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,900円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道4キロメートル以 上6キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,300円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道6キロメートル以 上8キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5,600円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道8キロメートル以 上10キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6,900円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道10キロメートル以 上12キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道12キロメートル以 上14キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,300円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道14キロメートル以 上16キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道16キロメートル以 上18キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,700円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道18キロメートル以 上20キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,800円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道20キロメートル以 上22キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,900円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道22キロメートル以 上24キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道24キロメートル以 上26キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>片道26キロメートル以 上28キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>17,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>自動車等の使用距離の 区分</u>	<u>通勤手当の月 額</u>	<u>片道4キロメートル未 満</u>	<u>2,900円</u>	<u>片道4キロメートル以 上6キロメートル未満</u>	<u>4,300円</u>	<u>片道6キロメートル以 上8キロメートル未満</u>	<u>5,600円</u>	<u>片道8キロメートル以 上10キロメートル未満</u>	<u>6,900円</u>	<u>片道10キロメートル以 上12キロメートル未満</u>	<u>8,100円</u>	<u>片道12キロメートル以 上14キロメートル未満</u>	<u>9,300円</u>	<u>片道14キロメートル以 上16キロメートル未満</u>	<u>10,500円</u>	<u>片道16キロメートル以 上18キロメートル未満</u>	<u>11,700円</u>	<u>片道18キロメートル以 上20キロメートル未満</u>	<u>12,800円</u>	<u>片道20キロメートル以 上22キロメートル未満</u>	<u>13,900円</u>	<u>片道22キロメートル以 上24キロメートル未満</u>	<u>15,000円</u>	<u>片道24キロメートル以 上26キロメートル未満</u>	<u>16,100円</u>	<u>片道26キロメートル以 上28キロメートル未満</u>	<u>17,200円</u>
<u>自動車等の使用距離の 区分</u>	<u>通勤手当の月 額</u>																												
<u>片道4キロメートル未 満</u>	<u>2,900円</u>																												
<u>片道4キロメートル以 上6キロメートル未満</u>	<u>4,300円</u>																												
<u>片道6キロメートル以 上8キロメートル未満</u>	<u>5,600円</u>																												
<u>片道8キロメートル以 上10キロメートル未満</u>	<u>6,900円</u>																												
<u>片道10キロメートル以 上12キロメートル未満</u>	<u>8,100円</u>																												
<u>片道12キロメートル以 上14キロメートル未満</u>	<u>9,300円</u>																												
<u>片道14キロメートル以 上16キロメートル未満</u>	<u>10,500円</u>																												
<u>片道16キロメートル以 上18キロメートル未満</u>	<u>11,700円</u>																												
<u>片道18キロメートル以 上20キロメートル未満</u>	<u>12,800円</u>																												
<u>片道20キロメートル以 上22キロメートル未満</u>	<u>13,900円</u>																												
<u>片道22キロメートル以 上24キロメートル未満</u>	<u>15,000円</u>																												
<u>片道24キロメートル以 上26キロメートル未満</u>	<u>16,100円</u>																												
<u>片道26キロメートル以 上28キロメートル未満</u>	<u>17,200円</u>																												

改正後	改正前	
	片道28キロメートル以上30キロメートル未満	18,300円
	片道30キロメートル以上32キロメートル未満	19,400円
	片道32キロメートル以上34キロメートル未満	20,500円
	片道34キロメートル以上36キロメートル未満	21,600円
	片道36キロメートル以上38キロメートル未満	22,700円
	片道38キロメートル以上40キロメートル未満	23,800円
	片道40キロメートル以上42キロメートル未満	24,900円
	片道42キロメートル以上44キロメートル未満	25,900円
	片道44キロメートル以上46キロメートル未満	26,900円
	片道46キロメートル以上48キロメートル未満	27,900円
	片道48キロメートル以上50キロメートル未満	28,900円
	片道50キロメートル以上52キロメートル未満	29,900円
	片道52キロメートル以上54キロメートル未満	30,900円
	片道54キロメートル以上56キロメートル未満	31,900円
	片道56キロメートル以上58キロメートル未満	32,900円
	片道58キロメートル以上	33,900円

改 正 後	改 正 前					
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">上60キロメートル未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片道60キロメートル以 上</td> <td style="text-align: center;">34,900円</td> </tr> </table>	上60キロメートル未満		片道60キロメートル以 上	34,900円	
上60キロメートル未満						
片道60キロメートル以 上	34,900円					
(3) (略)	(3) (略)					
3～8 (略)	3～8 (略)					
(期末手当)	(期末手当)					
第23条の4 (略)	第23条の4 (略)					
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の106.25</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>					
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)					
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>					

改正後	改正前
<p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条の7 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の126.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条の7 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の52.5</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

(下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年下呂市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年下呂市条例第40号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">405,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">455,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">508,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">574,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">655,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年下呂市条例第40号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">392,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">492,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">555,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">634,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000
号給	給料月額(円)																								
1	405,000																								
2	455,000																								
3	508,000																								
4	574,000																								
5	655,000																								
号給	給料月額(円)																								
1	392,000																								
2	440,000																								
3	492,000																								
4	555,000																								
5	634,000																								

(下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年下呂市条例第40号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年下呂市条例第40号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の下呂市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の下呂市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

### (規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【参考資料】

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

- ① 令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、職員手当等を見直します。

（第13条の3、第16条、第23条関係）

- ② 令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。

一般職員（年間+0.05月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.250 (1.050)	1.050 (1.250)	1.250 (1.050)	1.050 (1.250)
12月期	<u>1.275 (1.075)</u>	<u>1.075 (1.275)</u>	<u>1.250 (1.050)</u>	<u>1.050 (1.250)</u>
計	<u>2.525 (2.125)</u>	<u>2.125 (2.525)</u>	<u>2.500 (2.100)</u>	<u>2.100 (2.500)</u>
	<u>4.650 (4.650)</u>		<u>4.600 (4.600)</u>	

※（ ）内は特定管理職員

（第23条の4、第23条の7関係）

- ③ 初任給を始め若年層に重点を置き、各給料表を引き上げます

（別表第1関係）

(2) 下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

- ① 令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり改定します。

一般職員

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	<u>1.2625 (1.0625)</u>	<u>1.0625 (1.2625)</u>	<u>1.250 (1.050)</u>	1.050 (1.250)
12月期	<u>1.2625 (1.0625)</u>	<u>1.0625 (1.2625)</u>	<u>1.275 (1.075)</u>	<u>1.075 (1.275)</u>

計	2.525 (2.125)	2.125 (2.525)	2.525 (2.125)	2.125 (2.525)
	4.650 (4.650)		4.650 (4.650)	

※ ( ) 内は特定管理職員

(第23条の4、第23条の7関係)

(3) 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条)

- ① 特定任期付職員の令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	0.950	0.875	0.950	0.875
12月期	<u>0.975</u>	<u>0.900</u>	<u>0.950</u>	<u>0.875</u>
計	<u>1.925</u>	<u>1.775</u>	<u>1.900</u>	<u>1.750</u>
	3.700		3.650	

(第9条関係)

- ② 特定任期付職員の給料月額を引き上げます。

(別表関係)

(4) 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第4条)

- ① 特定任期付職員の令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり改定します。

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	<u>0.9625</u>	<u>0.8875</u>	<u>0.950</u>	<u>0.875</u>
12月期	<u>0.9625</u>	<u>0.8875</u>	<u>0.975</u>	<u>0.900</u>
計	1.925	1.775	1.925	1.775
	3.700		3.700	

(第9条関係)

(5) この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条、第4条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(6) 下呂市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」といいます。)及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」といいます。)の改正中給料表の改正は、令和7年4月1日から適用します。

(附則第2項関係)

(7) 改正後の給与条例及び任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例及び任期付職員条例の規定により支給された給与は、改正後の

給与条例及び任期付職員条例の規定による給与の内払とみなします。

(附則第 3 項関係)

(8) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

(附則第 4 項関係)

議第2号

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

令和7年人事院勧告に準じて必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

# 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元部下呂市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬等)</p> <p>第2条 第1号会計年度任用職員の報酬は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 月額で支給する第1号会計年度任用職員 <u>382,000円</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 第1号会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条 第1号会計年度任用職員の報酬は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 月額で支給する第1号会計年度任用職員 <u>350,000円</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 第1号会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、<u>100分の70</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 第1号会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、<u>勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 第1号会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、<u>勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

(下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務報酬)</p> <p>第3条 第1号会計年度任用職員が下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年下呂市条例第49号)第3条から<u>第20条</u>までに規定する勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を</p>	<p>(特殊勤務報酬)</p> <p>第3条 第1号会計年度任用職員が下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年下呂市条例第49号)第3条から<u>第22条</u>までに規定する勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を</p>

改正後	改正前
<p>支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 第1号会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、<u>100分の71.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p>	<p>支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 第1号会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p>
<p>表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 第1号会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎</p>	<p>表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 第1号会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。)には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎</p>

改 正 後	改 正 前
<p>額」という。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>額」という。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「下呂市会計年度報酬等条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市会計年度報酬等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の下呂市会計年度報酬等条例の規定による給与の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年人事院勧告に準じて必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第1条）

①下呂市第1号会計年度任用職員の月額報酬額の上限を引き上げます。

（第2条関係）

②下呂市第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。

区分	期末手当		勤勉手当	
	改正後	改正前	改正後	改正前
6月期	0.7000	0.7000	0.5000	0.5000
12月期	<u>0.7250</u>	<u>0.7000</u>	<u>0.5250</u>	<u>0.5000</u>
計	<u>1.4250</u>	<u>1.4000</u>	<u>1.0250</u>	<u>1.0000</u>

（第7条、第7条の2関係）

(2) 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第2条）

①下呂市第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり改正します。

区分	期末手当		勤勉手当	
	改正後	改正前	改正後	改正前
6月期	<u>0.7125</u>	<u>0.7000</u>	<u>0.5125</u>	<u>0.5000</u>
12月期	<u>0.7125</u>	<u>0.7250</u>	<u>0.5125</u>	<u>0.5250</u>
計	1.4250	1.4250	1.0250	1.0250

（第7条、第7条の2関係）

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。た

だし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (4) 改正後の下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「下呂市会計年度報酬等条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市会計年度報酬等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の下呂市会計年度報酬等条例の規定による給与の内払とみなします。

(附則第2項関係)

議第3号

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

令和7年人事院勧告に準じて必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

（下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年下呂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（期末手当）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 期末手当の額は、給与条例第23条の4で規定する期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 勤勉手当の額は、給与条例第23条の7第3項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">第2号会計年度任用職員給料表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">号給</td> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: center;">給料月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	職務の級	1 級	2 級	号給	給料月額	給料月額		円	円	<p>（期末手当）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 期末手当の額は、給与条例第23条の4で規定する期末手当基礎額に<u>100分の70</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 勤勉手当の額は、給与条例第23条の7第3項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">第2号会計年度任用職員給料表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">号給</td> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: center;">給料月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	職務の級	1 級	2 級	号給	給料月額	給料月額		円	円
職務の級	1 級	2 級																	
号給	給料月額	給料月額																	
	円	円																	
職務の級	1 級	2 級																	
号給	給料月額	給料月額																	
	円	円																	

改 正 後				改 正 前			
1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>		1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	
2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>		2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	
3	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>		3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	
4	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>		4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	
5	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>		5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	
6	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>		6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	
7	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>		7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	
8	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>		8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	
9	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>		9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	
10	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>		10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	
11	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>		11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	
12	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>		12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	
13	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>		13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	
14	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>		14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	
15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>		15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	
16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>		16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	
17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>		17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	
18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>		18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	
19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>		19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	
20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>		20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	
21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>		21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	
22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>		22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	
23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>		23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	
24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>		24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	
25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>		25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	
26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>		26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	
27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>		27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	
28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>		28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	
29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>		29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	
30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>		30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	
31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>		31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	

改 正 後				改 正 前			
32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>		32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	
33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>		33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	
34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>		34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	
35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>		35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	
36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>		36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	
37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>		37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	
38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>		38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	
39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>		39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	
40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>		40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	
41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>		41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	
42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>		42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	
43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>		43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	
44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>		44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	
45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>		45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	
46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>		46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	
47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>		47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	
48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>		48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	
49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>		49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	
50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>		50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	
51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>		51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	
52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>		52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	
53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>		53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	
54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>		54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	
55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>		55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	
56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>		56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	
57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>		57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	
58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>		58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	
59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>		59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	
60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>		60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	
61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>		61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	
62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>		62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	

改 正 後				改 正 前			
63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>		63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	
64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>		64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	
65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>		65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>		66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>		67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>		68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	
69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>		69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>		70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	
71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>		71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>		72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>		73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	
74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>		74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>		75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	
76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>		76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>		77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	
78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>		78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	
79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>		79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	
80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>		80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	
81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>		81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>		82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>		83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>		84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>		85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>		86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>		87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>		88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>		89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>		90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>		91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>		92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>		93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	

改正後				改正前			
94			<u>308,000</u>	94			<u>299,400</u>
95			<u>308,300</u>	95			<u>299,700</u>
96			<u>308,700</u>	96			<u>300,100</u>
97			<u>308,900</u>	97			<u>300,300</u>
98			<u>309,200</u>	98			<u>300,600</u>
99			<u>309,500</u>	99			<u>301,000</u>
100			<u>309,900</u>	100			<u>301,400</u>
101			<u>310,100</u>	101			<u>301,600</u>
102			<u>310,400</u>	102			<u>301,900</u>
103			<u>310,700</u>	103			<u>302,200</u>
104			<u>311,000</u>	104			<u>302,500</u>
105			<u>311,200</u>	105			<u>302,700</u>
106			<u>311,500</u>	106			<u>303,000</u>
107			<u>311,800</u>	107			<u>303,300</u>
108			<u>312,100</u>	108			<u>303,600</u>
109			<u>312,300</u>	109			<u>303,800</u>
110			<u>312,600</u>	110			<u>304,200</u>
111			<u>313,000</u>	111			<u>304,600</u>
112			<u>313,300</u>	112			<u>304,900</u>
113			<u>313,500</u>	113			<u>305,100</u>
114			<u>313,700</u>	114			<u>305,300</u>
115			<u>314,000</u>	115			<u>305,600</u>
116			<u>314,400</u>	116			<u>306,000</u>
117			<u>314,600</u>	117			<u>306,200</u>
118			<u>314,800</u>	118			<u>306,400</u>
119			<u>315,100</u>	119			<u>306,700</u>
120			<u>315,400</u>	120			<u>307,000</u>
121			<u>315,700</u>	121			<u>307,400</u>
122			<u>315,900</u>	122			<u>307,600</u>
123			<u>316,200</u>	123			<u>307,900</u>
124			<u>316,500</u>	124			<u>308,200</u>

改正後			改正前		
125		<u>316,800</u>	125		<u>308,500</u>

(下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、給与条例第23条の4で規定する期末手当基礎額に<u>100分の71.25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、給与条例第23条の7第3項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、給与条例第23条の4で規定する期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、給与条例第23条の7第3項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例(以下「下呂市会計年度給与条例」という。)の規定を適用する場合には、改正前の下呂市会計年度給与条例の規定に基づいて支給

された給与は、改正後の下呂市会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年人事院勧告に準じて必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

①下呂市第2号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。

区分	期末手当		勤勉手当	
	改正後	改正前	改正後	改正前
6月期	0.7000	0.7000	0.5000	0.5000
12月期	<u>0.7250</u>	<u>0.7000</u>	<u>0.5250</u>	<u>0.5000</u>
計	<u>1.4250</u>	<u>1.4000</u>	<u>1.0250</u>	<u>1.0000</u>

(第16条、第19条関係)

②国の人事院勧告に準じて、下呂市第2号会計年度任用職員の給料表を引き上げます。

(別表第1関係)

(2) 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

①下呂市第2号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり改正します。

区分	期末手当		勤勉手当	
	改正後	改正前	改正後	改正前
6月期	<u>0.7125</u>	<u>0.7000</u>	<u>0.5125</u>	<u>0.5000</u>
12月期	<u>0.7125</u>	<u>0.7250</u>	<u>0.5125</u>	<u>0.5250</u>
計	1.4250	1.4250	1.0250	1.0250

(第16条、第19条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(4) 改正後の下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「下呂市会計年度給与条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市会計年度給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の下呂市会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなします。

(附則第2項関係)

議第4号

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

令和7年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p>

(下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

令和7年12月期の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。

常勤の特別職職員（年間+0.05月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期	2.300	2.300
12月期	<u>2.350</u>	<u>2.300</u>
計	<u>4.650</u>	<u>4.600</u>

（第5条関係）

(2) 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

令和8年6月期以降の期末手当支給率を次表のとおり改正します。

常勤の特別職職員

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期	<u>2.325</u>	<u>2.300</u>
12月期	<u>2.325</u>	<u>2.350</u>
計	4.650	4.650

（第5条関係）

- (3) この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (4) 改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなします。

(附則第2項関係)

議第5号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

令和7年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受け取る職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、100分の230</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受け取る職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

(下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期</p>

改正後	改正前
<p>満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議会議員報酬等条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 【参考資料】

### 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

令和7年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条）

- ① 令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、期末手当を見直し、遡及適用します。

議会議員の議員報酬（年間+0.05月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期に支給の場合	2.300	2.300
12月期に支給の場合	<u>2.350</u>	<u>2.300</u>
計	<u>4.650</u>	<u>4.600</u>

（第5条関係）

(2) 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条）

- ① 令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、期末手当を見直します。

議会議員の議員報酬

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期に支給の場合	<u>2.325</u>	<u>2.300</u>
12月期に支給の場合	<u>2.325</u>	<u>2.350</u>
計	4.650	4.650

(第5条関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (4) 改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議会議員報酬等条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなします。

(附則第2項関係)

議第6号

## 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、令和7年度下呂市一般会計は次のとおり、令和7年度下呂市立金山病院事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 100,000 千円

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。

議第 19 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 土地（別紙のとおり） 54,089.40 m<sup>2</sup>
- 2 取得価格 328,457,463 円
- 3 取得の相手方 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県  
岐阜県知事 江崎 禎英
- 4 取得の理由 将来にわたり持続可能な行政サービスを提供することを目的に、福祉サービスの拠点となる施設等の整備を行うため。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

用地の取得に係る価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため。

## 別 紙

## 【土 地】

所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 2	畑	605.71
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 3	田	1,065.29
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 4	田	233.22
下呂市森字藤ヶ野	同上	原野	848.07
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 5	田	438.39
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 8	田	76.22
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 10	田	202.79
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 11	山林	604.41
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 12	山林	1,368.08
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 19	田	523.16
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 20	田	58.17
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 22	田	281.46
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 36	田	199.56
下呂市森字藤ヶ野	同上	原野	347.58
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 40	畑	592.71
下呂市森字藤ヶ野	1984 番地 44	田	62.91
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 28	山林	362.24
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 39	原野	52.65
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 134	山林	77.37
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 135	山林	450.16
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 136	山林	85.20
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 225	原野	84.36
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 227	山林	59.87
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 252	山林	824.55
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 256	山林	337.10
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 257	山林	39.90

## 別 紙

## 【土 地】

所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 258	山林	724.90
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 259	山林	867.19
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 268	原野	263.69
下呂市森字藤ヶ野	同上	田	128.92
下呂市森字藤ヶ野	2023 番地 269	田	56.34
下呂市森字黒戸平	2085 番地 3	畑	207.41
下呂市森字黒戸平	2085 番地 7	原野	152.39
下呂市森字黒戸平	2166 番地 1	山林	216.48
下呂市森字黒戸平	2166 番地 3	山林	2.31
下呂市森字上ヶ平	2167 番地 1	宅地	21.12
下呂市森字上ヶ平	2167 番地 2	宅地	18.46
下呂市森字上ヶ平	2168 番地 1	田	1,002.04
下呂市森字上ヶ平	2168 番地 2	田	821.90
下呂市森字上ヶ平	2169 番地 1	田	501.75
下呂市森字上ヶ平	同上	畑	208.91
下呂市森字上ヶ平	2180 番地 1	雑種地	374.39
下呂市森字上ヶ平	2181 番地 1	雑種地	228.56
下呂市森字上ヶ平	2181 番地 2	雑種地	210.45
下呂市森字上ヶ平	2182 番地 1	宅地	242.04
下呂市森字上ヶ平	2183 番地 1	田	205.01
下呂市森字上ヶ平	2184 番地 1	田	425.83
下呂市森字上ヶ平	2185 番地 1	田	320.45
下呂市森字上ヶ平	2186 番地 1	田	175.66
下呂市森字上ヶ平	2187 番地 1	田	494.03
下呂市森字上ヶ平	2188 番地 1	田	237.37
下呂市森字上ヶ平	2189 番地 1	田	152.30

## 別 紙

## 【土 地】

所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
下呂市森字上ヶ平	2190 番地 1	雑種地	508.45
下呂市森字上ヶ平	2191 番地 2	原野	306.90
下呂市森字上ヶ平	2191 番地 3	雑種地	156.62
下呂市森字上ヶ平	2191 番地 5	田	36.01
下呂市森字上ヶ平	2191 番地 8	原野	215.48
下呂市森字上ヶ平	2191 番地 9	畑	148.18
下呂市森字上ヶ平	2191 番地 10	畑	1.27
下呂市森字上ヶ平	2192 番地 3	畑	384.32
下呂市森字上ヶ平	2198 番地 2	雑種地	5.04
下呂市森字上ヶ平	同上	宅地	128.09
下呂市森字上ヶ平	2198 番地 3	畑	196.00
下呂市森字上ヶ平	2198 番地 4	田	199.01
下呂市森字上ヶ平	2200 番地 1	宅地	399.90
下呂市森字上ヶ平	同上	雑種地	49.53
下呂市森字上ヶ平	2201 番地 1	宅地	594.48
下呂市森字上ヶ平	2201 番地 2	田	569.27
下呂市森字上ヶ平	2202 番地 1	宅地	49.83
下呂市森字上ヶ平	同上	原野	310.08
下呂市森字上ヶ平	2202 番地 2	原野	364.15
下呂市森字上ヶ平	2202 番地 3	宅地	253.94
下呂市森字上ヶ平	同上	原野	134.62
下呂市森字上ヶ平	2202 番地 4	原野	241.89
下呂市森字上ヶ平	2202 番地 5	原野	61.59
下呂市森字上ヶ平	2204 番地 1	田	1,597.71
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	20.26
下呂市森字上ヶ平	2204 番地 2	宅地	309.86

## 別 紙

## 【土 地】

所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
下呂市森字上ヶ平	同上	原野	798.25
下呂市森字上ヶ平	2204 番地 3	用悪水路	52.86
下呂市森字上ヶ平	2205 番地	田	47.27
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	6.32
下呂市森字上ヶ平	2206 番地 1	田	578.77
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	8.17
下呂市森字上ヶ平	2206 番地 2	田	336.47
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	9.99
下呂市森字上ヶ平	2207 番地	田	1,095.30
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	42.35
下呂市森字上ヶ平	2208 番地	田	1,310.00
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	33.06
下呂市森字上ヶ平	2210 番地 1	宅地	290.82
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	9.49
下呂市森字上ヶ平	2245 番地 1	田	367.83
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	24.39
下呂市森字上ヶ平	2246 番地 1	畑	465.49
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	31.14
下呂市森字上ヶ平	2246 番地 2	田	876.42
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	39.71
下呂市森字上ヶ平	2246 番地 3	田	507.27
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	31.80
下呂市森字上ヶ平	2247 番地	田	218.31
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	13.33
下呂市森字上ヶ平	2248 番地	田	90.94
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	23.23

## 別 紙

## 【土 地】

所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
下呂市森字上ヶ平	2249 番地	宅地	222.32
下呂市森字上ヶ平	同上	田	383.96
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	10.02
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	23.99
下呂市森字上ヶ平	2250 番地	原野	38.99
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	4.04
下呂市森字上ヶ平	2251 番地	田	31.09
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	23.48
下呂市森字上ヶ平	2252 番地 1	田	831.01
下呂市森字上ヶ平	2252 番地 2	田	240.62
下呂市森字上ヶ平	2253 番地	田	81.94
下呂市森字上ヶ平	2254 番地	田	157.24
下呂市森字上ヶ平	2255 番地	田	421.18
下呂市森字上ヶ平	2256 番地	田	208.26
下呂市森字上ヶ平	2257 番地	田	381.08
下呂市森字上ヶ平	同上	畑	255.99
下呂市森字上ヶ平	2258 番地 1	田	643.53
下呂市森字上ヶ平	2258 番地 2	田	16.25
下呂市森字上ヶ平	2296 番地 1	田	980.57
下呂市森字上ヶ平	2297 番地	田	737.56
下呂市森字上ヶ平	2298 番地	田	305.60
下呂市森字上ヶ平	2299 番地 1	田	423.47
下呂市森字上ヶ平	2299 番地 2	田	1,260.23
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	57.23
下呂市森字上ヶ平	2301 番地 1	田	95.04
下呂市森字上ヶ平	2301 番地 2	田	368.17

## 別 紙

## 【土 地】

所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	16.55
下呂市森字上ヶ平	2301 番地 3	田	1,107.15
下呂市森字上ヶ平	2302 番地 1	田	823.98
下呂市森字上ヶ平	2302 番地 3	田	
下呂市森字上ヶ平	2303 番地 1	田	46.34
下呂市森字上ヶ平	2307 番地 10	公衆用道路	156.03
下呂市森字上ヶ平	2307 番地 4	公衆用道路	84.60
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 1	山林	48.22
下呂市森字上ヶ平	同上	山林	47.79
下呂市森字上ヶ平	同上	田	72.79
下呂市森字上ヶ平	同上	田	141.77
下呂市森字上ヶ平	同上	山林	348.79
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	14.92
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 2	田	5.02
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	5.01
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 4	山林	53.58
下呂市森字上ヶ平	同上	宅地	40.88
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 5	宅地	55.23
下呂市森字上ヶ平	同上	田	451.83
下呂市森字上ヶ平	同上	畑	63.14
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	281.85
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 6	田	152.37
下呂市森字上ヶ平	同上	田	72.78
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	154.45
下呂市森字上ヶ平	同上	宅地	30.15
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 12	田	32.20

## 別 紙

## 【土 地】

所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	7.50
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 14	公衆用道路	25.67
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	27.81
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 15	公衆用道路	25.53
下呂市森字上ヶ平	2332 番地 16	田	180.21
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	35.81
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	15.02
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	109.64
下呂市森字上ヶ平	2333 番地 1	雑種地	532.46
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	31.49
下呂市森字上ヶ平	2333 番地 2	田	339.03
下呂市森字上ヶ平	同上	原野	19.56
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	68.86
下呂市森字上ヶ平	2333 番地 3	田	1,698.72
下呂市森字上ヶ平	同上	公衆用道路	46.09
下呂市森字上ヶ平	2333 番地 4	雑種地	1,609.57
下呂市森字上ヶ平	2333 番地 5	田	280.93
下呂市森字上ヶ平	2334 番地 2	山林	693.45
下呂市森字上ヶ平	2335 番地 2	原野	2,249.36
下呂市森字上ヶ平	2335 番地 4	原野	451.43
下呂市森字上ヶ平	2350 番地 2	山林	404.92
下呂市森字上ヶ平	2350 番地 4	公衆用道路	33.57
合 計			54,089.40

議第 20 号

## 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について

次のとおり下呂市過疎地域持続的発展計画を定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和 8 年 3 月 31 日で満了となることに伴い、引き続き令和 8 年度から令和 12 年度までの計画を策定することについて、議会の議決を求めるもの。

# 下呂市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



岐阜県下呂市

# 目 次

<b>1. 基本的な事項</b>	1
(1) 下呂市の概況	1
ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ. 下呂市における過疎の状況	2
ウ. 下呂市の社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
ア. 人口の推移と今後の見通し	4
イ. 産業の現況と今後の動向等について	4
(3) 下呂市の行財政の状況	9
ア. 行政の状況	9
イ. 財政の状況	9
ウ. 施設整備水準等の現況と動向	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	16
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	17
(7) 計画期間	17
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	17
<b>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b>	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	19
(3) 計画	20
<b>3. 産業の振興</b>	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	24
(3) 計画	27
(4) 産業振興促進事項	28
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	28
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	28
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
<b>4. 地域における情報化</b>	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計画	31

<b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b> .....	3 2
(1) 現況と問題点 .....	3 2
(2) その対策 .....	3 4
(3) 計画 .....	3 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	3 6
<b>6. 生活環境の整備</b> .....	3 7
(1) 現況と問題点 .....	3 7
(2) その対策 .....	4 2
(3) 計画 .....	4 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	4 7
<b>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> .....	4 9
(1) 現況と問題点 .....	4 9
(2) その対策 .....	5 1
(3) 計画 .....	5 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	5 3
<b>8. 医療の確保</b> .....	5 4
(1) 現況と問題点 .....	5 4
(2) その対策 .....	5 5
(3) 計画 .....	5 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	5 6
<b>9. 教育の振興</b> .....	5 7
(1) 現況と問題点 .....	5 7
(2) その対策 .....	5 9
(3) 計画 .....	6 1
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	6 5
<b>10. 集落の整備</b> .....	6 6
(1) 現況と問題点 .....	6 6
(2) その対策 .....	6 6
(3) 計画 .....	6 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	6 7
<b>11. 地域文化の振興等</b> .....	6 8
(1) 現況と問題点 .....	6 8
(2) その対策 .....	6 8
(3) 計画 .....	6 9
<b>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</b> .....	7 0
(1) 現況と問題点 .....	7 0

(2) その対策	7 0
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	7 1
(1) 現況と問題点	7 1
(2) その対策	7 2
(3) 計画	7 4
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	7 5

## 1. 基本的な事項

### (1) 下呂市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### (a) 自然的条件

本市は岐阜県の中東部に位置し、北は高山市、南は関市、加茂郡、西は郡上市、東は中津川市と長野県に接しており、総面積851.21平方キロメートルの約92%を森林が占める山間地域です。最高点となる長野県境の霊峰御嶽山の海拔3,052mから、最低点となる金山地域の海拔220mまで、高度差約2,800mにも及ぶ起伏に富んだ地形が特徴です。市北部の山岳地帯には中央分水嶺が走り、河川としては、伊勢湾につながる木曾川水系の飛騨川とその支流である馬瀬川が、市の中央とその西側を南に向かって流れています。市の北部から南東にかけては阿寺断層が形成した断層谷が走っており、この断層谷に沿って、市の中央部にわずかな平地が存在しています。市の南部には奇岩と河川美が特色の飛騨木曾川国定公園、東部は御嶽山、北部には位山舟山の県立自然公園なども位置する自然豊かな地域です。

気候は山間内陸性気候で、気温の日較差や年較差が大きく、年平均気温は約13℃、年間降水量は約2,600mm、冬季は南部と北部の降雪量の差が大きく、馬瀬地域は豪雪地域に指定されています。

#### (b) 歴史的条件

本市は、旧飛騨国南部の益田郡を圏域の基礎とします。明治の町村制発足によって設置された町村のうち、戦後に朝日村と高根村を大野郡に移管し、昭和の大合併では大野郡山之口村、武儀郡金山町、菅田町、郡上郡東村及び加茂郡白川町の一部が加わり、萩原町、小坂町、下呂町、金山町及び馬瀬村の5町村による益田地域が形成されました。

益田地域では、昭和48年に「益田地域広域町村圏事務組合」を設立して、福祉、環境、消防などの住民サービスを共同で実施、平成12年には「益田広域連合」に改組して、従来 of 事務に加えて介護保険事務を共同で処理するなど、広域行政の結びつきを強めてきました。

また平成3年からは、岐阜県が当時推進していた「南飛騨国際健康保養地構想」を基に、益田地域が一体となって、豊かな自然や文化、温泉等の地域資源を活用した「日本一健康な地域づくり」、「健康づくり実践のきっかけが得られる地域づくり」を進めてきました。

一方で、平成12年に施行された地方分権一括法により、自治体経営に主体的かつ効率的な行財政運営が求められるようになり、また、高齢化社会に伴い住民が求めるサービスが多様化する時代になっていくに従い、自治体は、より高度で専門的な知識と能力を持った人材の育成と確保が急務となってきました。

こうした背景のもと、旧益田郡5町村では、平成12年度に益田郡町村合併研究会、平成13年度に益田郡合併研究会を設置し、町村合併についての調査・研究・検討を行い、平成14年7月に任意の合併協議会を、同年11月には法定の合併協議会を設立して本格的な合併協議を重ねました。

この結果、益田地域の今後の発展と住民福祉の向上を図る上で、一体的で計画的な行財政運営とそのため推進体制の構築及び基盤づくりが必要であり、そのためには町村合併が有効な手段であるとの結論に至り、旧益田郡5町村（萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村）が平成16年3月1日に合併し、「下呂市」が誕生しました。

### （c）社会的、経済的諸条件

本市は、総面積の約92%を森林が占める山間地であり、住宅地、農地、道路等の生活空間が飛騨川と馬瀬川に沿って点在し、旧5町村の市街地はこれらの河川沿いに形成されています。

本市の基幹産業は観光産業であり、令和6年度の観光客数は約240万人です。日本三名泉の一つ、下呂温泉の宿泊客数は、平成2年度に約165万人に達して以降、厳しい経済状況に置かれながらも100万人台を堅持していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、約51万人と大幅に減少した状況があった中でも、下呂市DMO委員会等が中心となりデータ分析による的確なプロモーションを行い、令和4、5年度には90万人台に、令和6年度は100万人台まで回復しています。

交通は、本市の中央部を飛騨川に沿ってJR高山本線と国道41号が走り、名古屋市及び岐阜市と高山市方面を結ぶ南北の幹線となっています。国道257号は中津川市と高山市に通じており、将来のリニア中央新幹線岐阜県駅（仮称）の開業後の発展が期待されます。この岐阜県駅（仮称）と下呂市、郡上市を結ぶ幹線として整備が予定されている濃飛横断自動車道のうち、下呂市内の保井戸から郡上市和良町までの一部区間8.1kmが平成28年3月に開通しています。

### イ 下呂市における過疎の状況

合併前の平成12年4月に、旧小坂町、旧金山町及び旧馬瀬村が「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域に指定されました。当時は旧萩原町と旧下呂町が除外されていましたが、旧益田郡5町村が合併し、下呂市が成立した平成16年3月1日に、同法に規定される市町村の廃置分合等があった場合の特例により、本市の全域が「過疎地域とみなされる区域」として公示されました。現在は、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第2条に規定する過疎地域の要件を満たすことから、下呂市全域が過疎地域に該当しています。

本市の人口は、昭和35年の国勢調査で48,314人に達して以降、減少傾向を示しており、昭和50年に45,293人となりました。その後、減少速度は加速し、令

和2年には30,428人にまで減少し、昭和50年からの45年間で14,865人減少し、その減少率は32.8%となっています。これは、高度経済成長期に行われた都市部への集中的な行政投資の結果、一部の都市への人口集中が進み、進学や就職などを目的に、市の人口が都市部へ流出したことなどが主な要因として考えられます。

年齢階層別にみると、平成27年の国勢調査では、年少人口（0歳～15歳未満）3,830人、生産年齢人口（15歳～65歳未満）17,160人、老年人口（65歳以上）12,560人に対して、令和2年の国勢調査では、年少人口3,246人、生産年齢人口14,670人、老年人口12,298人となっています。5年間で年少人口と生産年齢人口が15%近く減少しており、少子高齢化が進行している状況が見てとれます。

このような典型的な過疎化のなか、市では過疎の進行に歯止めをかけようと数々の施策を積極的に講じてきました。

具体的には、「(4)地域の持続的発展の基本方針」にて後述しますが、道路や橋りょう、上下水道などの生活インフラの整備や、防災行政無線等の交通通信体系の整備、ほ場や農業農村生活環境の整備、森林の整備や林道の改良・開設、防火水槽の整備、クリーンセンターの焼却施設の更新と建屋の耐震化、医療機器等の設備整備などの医療対策、保育・学校関係施設の改修・改築などのほか、産業振興として、温泉の保護や安定供給、観光客の誘致対策、商業の誘致・活性化などの施策にも取り組んできました。

こうした取り組みにもかかわらず、依然として人口の減少と高齢化は進行しており、今後は長期的な観点で、魅力あるまちづくりを進めるための持続可能なしくみづくりが必要となっています。

下呂市では、こうした課題を踏まえ、令和6年度に策定した市の最上位計画である「下呂市第三次総合計画」に基づいたまちづくりのための施策を総合的に推進していくとともに、同年度に策定した「第3期下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた施策も着実に推進していきます。

#### ウ 下呂市の社会経済的発展の方向の概要

本市の産業構造は、日本有数の観光地である下呂温泉を擁する観光産業等の第3次産業を基幹に、木材・木製品、自動車関連製造業、建設業等の第2次産業、水稻、野菜、食肉等の農産物を主体とした第1次産業で構成されています。なかでも、観光産業は裾野の広い地域総合産業であり、その発展が地域経済全般の振興に不可欠な要素となっています。

しかしながら、本市においても景気の後退や観光ニーズの多様化による旅行形態の変化が観光産業に大きな影響を及ぼしており、市内全域の観光客数は、平成19年には309万人ありましたが、それ以降は270万人前後、市内全域の宿泊者数についても、平成19年には124万人ありましたが、以降は110万人前後を推移しています。

こうした状況のなか、多様化する観光ニーズに対応するべく、本市においては下呂市DMO委員会や下呂市エコツーリズム推進委員会が中心となり、エコツーリズムの考え方を観光に取り入れることで、本市の特色である変化に富んだ自然環境を活かした持続性のある観光地づくりの推進に取り組んでいます。

今後は、市内5地域の観光資源に磨きをかけて、着地型・体験型のプログラムを充実させ、「滞在型観光地」として魅力ある観光地づくりを目指すとともに、観光素材となりうる農林業や商工業などと連携することで、地域経済の発展につなげ、元気な下呂市の実現を目指します。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は昭和35年の48,314人をピークに一貫して減少傾向にあり、令和2年の国勢調査までの60年間で17,886人減少しています。特に昭和40年から昭和55年までの15年間においては、高度経済成長期による都市化とそれに伴う都市部への人口流出により、5,111人の減少と急激な変化を示し、その後は鈍化したものの、平成12年から令和2年までの20年間で9,674人減少しており、減少幅は拡大しています。

年齢階層別の人口の推移では、年少人口、生産年齢人口が減少し続けている反面、老年人口は急速に増加しています。令和2年の各階層比率は、年少人口率が10.7%、生産年齢人口率が48.7%、老年人口率は40.6%となっており、県全体の年少人口率12.3%、生産年齢人口率57.3%、老年人口率30.4%と比較しても、本市の老年人口比率が高いことがわかります。

また世帯数は、昭和35年以降、人口の減少に関わらず増加していましたが、平成17年の12,797世帯をピークに減少しています。世帯あたり人口は昭和35年の4.7人に比べ令和2年は2.6人と減少し、核家族化現象が顕著に現れています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に準拠すると、今後も本市の人口は減少し続け、令和17年には2万2千人を割り込み、令和27年には約1万7千人まで減少することが推測されています。

### イ 産業の現況と今後の動向等について

本市の産業は、第1次産業として、高い評価を受ける飛騨コシヒカリなどの水稻をはじめ、夏秋トマト、夏ほうれんそう、茶、花きなどの園芸農業や飛騨牛ブランドの肉用牛、黒毛和牛などの畜産業から成る農畜産業、市の総面積の約92%を占める山林と、建築用木材として優れた東濃ヒノキを産出する林業があります。第2次産業は、木材・木製品などの木製建具製造と自動車関連部品等の工業及び建設業が中心です。第3次産業は下呂温泉、飛騨小坂温泉郷などの豊かな観光資源を活かした観光産業と付属するサ

ービス業等で構成されています。

産業別の就業者数は平成7年以降減少傾向にあり、令和2年の産業就業別人口比率は、第1次産業は5.2%、第2次産業は29.0%、第3次産業は65.7%となっており、国や県の平均と比較すると、第1次産業の割合が高く、第2次産業の割合は国平均より高く、県平均より低くなっています。また、第3次産業の割合は国平均より低いものの、県平均より高い状況となっています。

今後も、温泉などの豊かな観光資源を生かした観光産業の振興を図りながら、各産業へ波及させ、産業全体の質の向上に努めていく必要があります。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

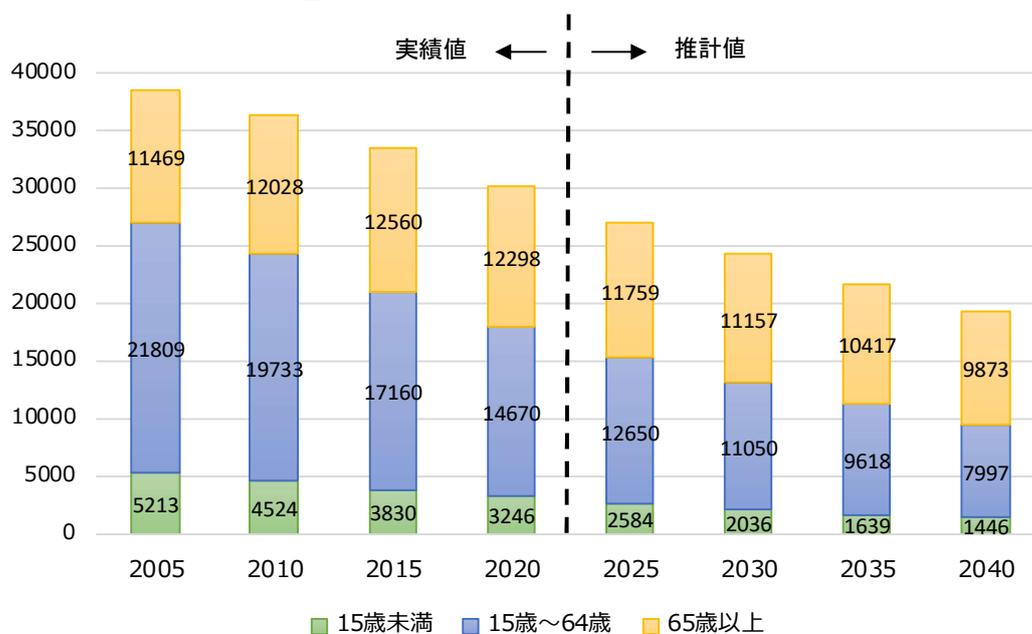
区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	48,314		47,692	-1.3%	44,254	-7.2%	45,293	2.3%	42,581	-6.0%
0歳～14歳	15,810		13,322	-15.7%	11,162	-16.2%	10,654	-4.6%	9,289	-12.8%
15歳～64歳	28,728		30,213	5.2%	28,383	-6.1%	29,447	3.7%	27,579	-6.3%
うち15歳～29歳 (a)	10,212		10,007	-2.0%	8,351	-16.5%	8,096	-3.1%	6,728	-16.9%
65歳以上 (b)	3,776		4,157	10.1%	4,709	13.3%	5,192	10.3%	5,713	10.0%
(a)/総数 =若年者比率	21.1%		21.0%	-	18.9%	-	17.9%	-	15.8%	-
(b)/総数 =高齢者比率	7.8%		8.7%	-	10.6%	-	11.5%	-	13.4%	-
区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	42,147	-1.0%	41,576	-1.4%	41,029	-1.3%	40,102	-2.3%	38,494	-4.0%
0歳～14歳	8,364	-10.0%	7,242	-13.4%	6,390	-11.8%	5,955	-6.8%	5,213	-12.5%
15歳～64歳	27,303	-1.0%	26,747	-2.0%	25,681	-4.0%	23,744	-7.5%	21,809	-8.1%
うち15歳～29歳 (a)	6,238	-7.3%	6,068	-2.7%	5,869	-3.3%	5,436	10.8%	4,610	-15.2%
65歳以上 (b)	6,480	13.4%	7,587	17.1%	8,953	18.0%	10,403	16.2%	11,469	10.2%
(a)/総数 =若年者比率	14.8%	-	14.6%	-	14.3%	-	13.6%	-	12.0%	-
(b)/総数 =高齢者比率	15.4%	-	18.2%	-	21.8%	-	25.9%	-	29.8%	-
区分	平成22年		平成27年		令和2年度					
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率				
総数	36,314	-5.7%	33,585	-7.5%	30,428	-9.4%				
0歳～14歳	4,524	-13.2%	3,830	-15.3%	3,246	-15.3%				
15歳～64歳	19,733	-9.5%	17,160	-13.0%	14,670	-14.5%				
うち15歳～29歳 (a)	3,852	-16.4%	3,373	-12.4%	2,738	-18.8%				
65歳以上 (b)	12,028	4.9%	12,560	4.4%	12,298	-2.1%				
(a)/総数 =若年者比率	10.6%	-	10.0%	-	9.0%					
(b)/総数 =高齢者比率	33.1%	-	37.4%	-	40.4%					

※総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢の人口計とは合致しない年がある。

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日				
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率		
総数	40,426 人	—	39,018	—	-3.5%	36,886	—	-5.5%		
男	19,309 人	47.8%	18,674	47.9%	-3.3%	17,686	47.9%	-5.3%		
女	21,117 人	52.2%	20,344	52.1%	-3.7%	19,200	52.1%	-5.6%		
区分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	34,284	—	-7.1%	31,135	—	-9.2%	27,636	—	-11.2%	
男 (外国人住民除く)	16,407	47.9%	-7.2%	14,925	47.9%	-9.0%	13,250	47.9%	-11.2%	
女 (外国人住民除く)	17,877	52.1%	-6.9%	16,210	52.1%	-9.3%	14,386	52.1%	-11.3%	
参考	男 (外国人住民)	141	41.1%	—	219	41.7%	55.3%	399	41.2%	82.2%
	女 (外国人住民)	202	58.9%	—	306	58.3%	51.5%	570	58.8%	86.3%

表 1 - 1 (3) 人口の見通し



※資料 実績値：国勢調査 推計値：国立社会保障・人口問題研究所（令和 5 年推計）

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	22,916		23,789	3.8%	24,107	1.3%	24,288	0.8%	23,181	-4.6%
第一次産業 就業人口比率	50.5%		40.5%	—	35.1%	—	19.8%	—	16.8%	—
第二次産業 就業人口比率	15.0%		20.3%	—	21.9%	—	34.0%	—	33.3%	—
第三次産業 就業人口比率	34.6%		39.2%	—	43.0%	—	46.2%	—	49.8%	—
区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	23,219	0.2%	22,957	-1.1%	22,688	-1.2%	20,890	-7.9%	19,725	-5.6%
第一次産業 就業人口比率	14.3%	—	8.0%	—	7.1%	—	4.9%	—	5.7%	—
第二次産業 就業人口比率	34.4%	—	36.8%	—	35.2%	—	35.2%	—	32.1%	—
第三次産業 就業人口比率	51.4%	—	55.1%	—	57.6%	—	59.9%	—	62.2%	—
区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年					
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率				
総数	17,532	-11.1%	16,976	-3.2%	15,451	-8.9%				
第一次産業 就業人口比率	4.7%	—	5.2%	—	5.2%	—				
第二次産業 就業人口比率	30.0%	—	29.0%	—	28.7%	—				
第三次産業 就業人口比率	65.3%	—	65.6%	—	64.9%	—				

### (3) 下呂市の行財政の状況

#### ア. 行政の状況

下呂市は、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)第5条の2の規定により、平成16年3月1日に旧益田郡5町村が合併して発足しました。

合併にあたっては、多様化する住民ニーズに対応するため、積極的に行政サービスの充実を推進してきましたが、過疎化と高齢化の進行、産業経済の停滞、地方分権の進展等の諸問題が山積するなかで持続可能な行政運営を図るためには、行政需要を的確に見極め、長期展望に立った施策を展開することが必要となっています。

今後はさらに、社会情勢、行政需要等の変化に対応しながら、事務事業の見直し、組織の合理化再編、職員定数の適正化、民間委託の推進等、行政改革を積極的に推進し、行政基盤の確立に努めていかなければなりません。

#### イ. 財政の状況

本市は、これまで行財政改革の推進による歳出の抑制や地方債残高の縮減に努めてきました。その結果、財政の健全性を示す実質公債費比率は、平成27年度の12.7%をピークに改善傾向にあり、令和6年度は10.7%となっています。また、将来負担比率も、平成22年度の70.2%から大幅に減少し、令和6年度は比率が算定されない状況です。地方債現在高(借入金残高)も、平成22年度の264.3億円から令和6年度の218.6億円へと減少傾向で推移しており、財政の健全性は一定程度確保されています。さらに、令和7年度からは将来世代への負担を軽減するため、市債発行上限枠(4年間で60億円)を定めて発行し、更なる財政健全化を図ることとしています。

しかしながら、自主財源の確保が課題であり、財政基盤の豊かさを示す財政力指数は、平成22年度の0.421から令和6年度には0.340へと低下傾向にあり、地方交付税への依存度が高い状況が続いています。また、社会保障関連経費などの義務的経費は依然として高い水準で推移しており、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は、平成22年度の82.9%から令和6年度には92.0%へと上昇傾向にあります。さらに、今後も人口減少や高齢化の進展に伴い、市税収入の伸び悩みや扶助費の増加など、財政状況は厳しさを増すことが想定されます。

このような状況下で地域の持続的発展を図るため、引き続き行財政改革を推進し、歳入の安定的な確保と歳出の適正化による健全な財政基盤の構築を図るとともに、本計画に掲げる事業の推進にあたっては、過疎対策事業債をはじめとする特定財源を最大限に活用し、効率的かつ効果的な財政運営に努めます。

表 1 - 2 ( 1 ) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	23,320,589	20,965,027	28,838,559	26,781,003
一般財源	13,836,008	14,179,464	13,799,845	14,224,602
国庫支出金	2,323,952	1,518,486	6,203,751	2,619,009
都道府県支出金	1,217,838	1,013,617	1,309,299	1,288,580
地方債	2,274,500	840,200	2,227,000	2,214,300
うち過疎対策事業債	205,400	70,900	656,000	995,600
その他	3,668,291	3,413,260	5,298,664	6,434,512
歳出総額 B	21,862,974	20,147,845	27,042,116	25,445,538
義務的経費	9,149,750	8,772,227	9,150,600	9,341,133
投資的経費	3,021,831	1,969,377	4,379,400	4,303,444
うち普通建設事業	2,888,181	1,833,750	3,048,095	4,189,943
その他	9,691,393	9,406,241	13,512,116	11,800,961
過疎対策事業費	1,324,562	279,915	2,824,803	2,927,623
歳入歳出差引額 C (A - B)	1,457,615	817,182	1,796,443	1,335,465
翌年度へ繰越すべき財源 D	145,777	84,898	556,071	354,414
実質収支 C - D	1,311,838	732,284	1,240,372	981,051
財政力指数	0.421	0.368	0.340	0.340
公債費負担比率	16.1	17.8	15.4	13.6
実質公債費比率	12.5	12.7	12.3	10.7
起債制限比率	5.6	—	—	—
経常収支比率	82.9	87.8	90.3	92.0
将来負担比率	70.2	10.1	16.7	—
地方債現在高	26,433,754	21,466,395	21,003,412	21,860,946

## ウ. 施設整備水準等の現況と動向

公共施設等の整備については、これまで過疎対策事業等により交通通信体系、産業基盤、学校施設の整備、上下水道等の生活環境整備などの施設整備を計画的に行ってきました。令和 6 年度末の市道の改良率は 62.4%、舗装率は 90.3%、水道普及率は 99.4%と高い割合を示しています。

現状、下呂市が保有する公共施設等は老朽化が進んでおり、厳しい財政状況のなか、将来的に維持・修繕に必要な経費の増加が予想されます。また、少子高齢化・過疎化により公共施設の利用需要にも変化が見込まれます。今後は、平成 28 年度に策定した「下呂市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来のまちの姿を見据えつつ、施設の計画的な更新・統廃合・長寿命化を進めていく必要があります。

表 1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設等の整備状況

【下呂市】

区 分		平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道	改良率 (%)	—	46	61.5	62.3	62.4
	舗装率 (%)	—	65.5	89.8	90.2	90.3
農道	延長 (m)	—	—	117,633	120,938	120,938
	耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	63.4	—	78.0	78.3
林道	延長 (m)	—	—	509,436	524,575	520,340
	林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	7.3	—	9.5	9.4
水道普及率 (%)		—	96.6	98.9	99.7	99.4
水洗化率 (%)		—	38.2	89.9	84.0	85.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		—	3.3	16.8	15.5	14.7

【旧萩原町】

区 分		平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道	改良率 (%)	25.2	33.0	—	—	—
	舗装率 (%)	38.9	43.7	—	—	—
農道	延長 (m)	—	16,486	—	—	—
	耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	22.5	30.8	—	—	—
林道	延長 (m)	—	104,881	—	—	—
	林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	6.4	8.7	—	—	—
水道普及率 (%)		74.7	95.6	—	—	—
水洗化率 (%)		—	38.9	—	—	—
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		0.0	0.0	—	—	—

【旧小坂町】

区 分		平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道	改良率 (%)	30.5	32.6	—	—	—
	舗装率 (%)	73.7	73.2	—	—	—
農道	延長 (m)	—	9,213	—	—	—
	耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	61.5	65.8	—	—	—
林道	延長 (m)	—	76,960	—	—	—
	林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.2	4.2	—	—	—
水道普及率 (%)		95.1	99.1	—	—	—
水洗化率 (%)		—	12.2	—	—	—
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		4.3	4.6	—	—	—

【旧下呂町】

区 分		平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道	改良率 (%)	33.8	40.1	—	—	—
	舗装率 (%)	60.8	65.5	—	—	—
農道	延長 (m)	—	51,379	—	—	—
	耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	51.9	87.5	—	—	—
林道	延長 (m)	—	160,697	—	—	—
	林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	6.9	9.3	—	—	—
水道普及率 (%)		62.4	96.2	—	—	—
水洗化率 (%)		—	38.5	—	—	—
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		0.0	0.0	—	—	—

【旧金山町】

区 分		平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道	改良率 (%)	73.8	79.0	—	—	—
	舗装率 (%)	97.3	98.5	—	—	—
農道	延長 (m)	—	25,328	—	—	—
	耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	44.4	65.3	—	—	—
林道	延長 (m)	—	83,289	—	—	—
	林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	10.0	8.4	—	—	—
水道普及率 (%)		87.1	97.3	—	—	—
水洗化率 (%)		—	50.1	—	—	—
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		12.9	14.2	—	—	—

【旧馬瀬村】

区 分		平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道	改良率 (%)	79.9	86.2	—	—	—
	舗装率 (%)	93.6	98.1	—	—	—
農道	延長 (m)	—	13,889	—	—	—
	耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	69.4	80.3	—	—	—
林道	延長 (m)	—	56,054	—	—	—
	林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	5.5	6.9	—	—	—
水道普及率 (%)		0.0	97.2	—	—	—
水洗化率 (%)		7.6	38.4	—	—	—
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		0.0	0.0	—	—	—

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

先述したとおり、本市の人口は、昭和35年に48,314人に達して以降、令和2年には30,428人にまで減少し、顕著な過疎傾向を示しています。年齢階層別でも年少人口と生産年齢人口は減少し、反対に老年人口が大幅に増加しており、少子高齢化も著しく進行しています。

こうしたなか、市では過疎の進行に歯止めをかけようと数々の施策を積極的に講じてきました。

具体的には、道路や橋りょう、上下水道に代表される生活インフラの整備をはじめ、それを支える防災行政無線等の交通通信体系の整備などにも取り組んできたほか、農林業の振興施策としては、ほ場や農業農村生活環境の総合的な整備、森林や森林経営の基盤となる林道の改良・開設なども実施してきました。

また、防災対策としての防火水槽の整備、市民生活に最も身近な生活問題であるごみ処理に対応するためのクリーンセンターの焼却施設の更新と建屋の耐震化、医療施策としては、市立金山病院、市立小坂診療所における医療機器等の設備整備から、医師や看護師等の医療人材の確保まで、安心・安全な市民生活の基盤づくりに取り組んできました。

このほか、地域で安心して子育てをすることができ、また子ども達が充実した教育を受けるための環境整備として、保育施設の改修、学校施設の長寿命化改良工事、学校給食センターの改築なども進めてきました。

産業振興としては、市の誇る観光資源である温泉の保護や安定供給のための支援、観光客の誘致対策なども強力に推進してきたほか、商業の誘致・活性化のために、空き店舗等の活用促進なども図ってきました。

こうした施策にもかかわらず、市の過疎化には歯止めがかからず、依然として人口の減少と高齢化は進行しています。令和2年の人口は、平成27年時点の推計では31,050人であったのに対し、先述のとおり、実際は30,428人となり、想定を上回るペースで人口減少は進んでいます。人口推計によると今後も毎年減少し続け、令和17年には2万2千人を割り込み、令和27年には約1万7千人まで減少すると予想されています。働き盛りの世代が減ることで、経済活動も縮小し、市の活力が著しく低下するおそれがあります。それに加えて、若い世代が減少することから、地域での助け合いが成り立たなくなり、社会保障費が大きく増えることも懸念されます。

また、本市は市の将来像として「ぬくもり つながり わくわく下呂市」を目指しており、その将来像を実現するためのまちづくりの理念として、「未来につなぐ ふるさとづくり」を掲げています。長期的な観点で、ずっと住みたい、もっと訪れたいと思える魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりがともに考え、ともに行動することで、地域課題の解決と市民のウェルビーイングを追求し、持続可能な豊かさを築き上げる協働のしくみが必要です。

また一方で、岐阜県が策定した「岐阜県過疎地域持続的発展方針」では、過疎地域における地域の持続と発展を図るため、従来の交通体系・生活環境の整備や生活サービスの確保・充実に加え、人材の育成・確保や農林畜水産業を含む産業の振興の強化が示されています。さらに、A I ・ I C T等の先端技術を活用したサービス等の充実、省力化、効率化を図ること、防災・減災対策の強化、市町村によるこども家庭センターの設置推進と機能充実、移住促進の取り組み、S D G s 達成に特に意を用いることなどが示されています。

こうした課題・方針を踏まえ、令和6年度に策定した市の最上位計画である「下呂市第三次総合計画」に基づいたまちづくりのための施策を総合的に推進していく必要がありますが、直面する人口減少の克服に向けて、重点的・優先的に取り組む必要があることから、総合計画と総合戦略の一体化を図り、総合的かつ効率的に推進していくため、令和6年度に「第3期下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この「総合戦略」は、平成26年度に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいた戦略で、市が人口減少を克服し、自律的で持続的な社会を創生していくための非常に重要な戦略であり、その推進にあたってはS D G s の考え方も取り入れ、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。その目的とするところは、過疎化の流れを少しでも押し止め、活力ある地域づくりを進めていこうとする本計画の趣旨と方向性を同じくするものです。

総合計画及び総合戦略では、下呂市が一丸となって分野横断的に取り組む施策として、3つの重点プロジェクトを展開していくこととしています。すなわち、「1 人口減少対策プロジェクト」：本市の最大の課題である人口減少を食い止めるため、出生数の増加や転入の促進、転出の抑制を目的とする施策に集中的かつ効果的に取り組むこと、「2 まちづくりプロジェクト」：誰もが笑顔で安心して暮らし続けられるよう、地域活動の維持、社会基盤の整備、地域を支える人材の育成など、持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みを進めること、「3 行財政改革プロジェクト」：将来を見据えた健全な財政運営と、公共施設の再配置・適正化を図り、効率的な行政組織を目指すこと、の3つの視点です。

こうした3つの視点に基づき、総合計画及び総合戦略では、地方創生の取り組みを市が「持続可能なまちづくり」へシフトする契機と捉え直し、8つの基本目標を設け、その実現に向けた各種の施策を展開していくこととしています。

総合計画及び総合戦略と、本計画の目的の同方向性を踏まえて、本計画では、まちの将来像「ぬくもり つながり わくわく下呂市」をめざし、以下のとおり、総合計画及び総合戦略における8つの基本目標を地域の持続的発展の基本方針と位置付け、これに基づいた取り組みを推進していくこととします。

- 基本方針1 「心豊かで健康に暮らせるまちづくり」  
医療・福祉の充実と地域での支え合いを進め、高齢者や子育て世代への支援を通じて、誰もが心身ともに健やかに、安心して暮らせるまちを目指す。
- 基本方針2 「自然環境を守るまちづくり」  
豊かな自然・水質を保全し、ゼロカーボンシティを推進する。また、公害防止やごみ処理施設の管理運営、資源化の促進を通じて、持続可能な循環型社会の形成を目指す。
- 基本方針3 「人と文化を育むまちづくり」  
教育、生涯学習、子育て支援を通じてふるさとを誇る人材を育成する。歴史・文化の継承と活用を図り、誰もが親しめるスポーツ環境を整備することで、心豊かで活力ある地域社会を育む。
- 基本方針4 「みんなで地域づくりに取り組むまちづくり」  
地域運営組織の設置や市民活動支援により、支え合いと協働の地域づくりを推進する。多様性を認め合い、誰もが快適に暮らせる環境を整備し、移住・定住の促進や関係人口の創出を図る。
- 基本方針5 「安心安全に暮らせるまちづくり」  
地域防災力と消防体制を強化し、災害に強いまちを築く。住民参加による被害の最小化を図り、救急体制の充実と交通安全・地域防犯活動の支援を通じて、誰もが安全に暮らせる環境を整備する。
- 基本方針6 「暮らしを支える生活基盤が整ったまちづくり」  
安全で利用しやすい道路網、上下水道、公共交通体系、公園等の整備と維持管理を進める。居住環境の整備により空き家対策や交通空白地域の解消に取り組み、快適で安心な暮らしの基盤を整える。
- 基本方針7 「行財政運営が市民に信頼されるまちづくり」  
人材育成・組織強化による行政サービスの向上を図る。公共施設の効率化、財政の健全化、自主財源の確保により安定運営を確立し、デジタル技術の活用を通じて市民に信頼される行財政運営を目指す。
- 基本方針8 「賑わいを生む産業が盛んなまちづくり」  
農林業の活性化、観光の魅力アップと誘客促進、事業者の創業・経営支援を重

点的に行う。地域資源、技術、人材を連携させ、多様な産業が協働することで、地域全体に持続的な賑わいと活力を生み出す。

また、本計画の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）※1の考え方を取り入れ、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。



※1 2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なもので、日本としても積極的に取り組んでいます。

### （５）地域の持続的発展のための基本目標

本計画では、過疎地域は著しい人口減少が基本的な要件となっているという趣旨に鑑み、特に人口に関する以下の指標を基本目標として設定します。

- 基本目標：人口（高齢化率、社会増減数、合計特殊出生率）

人口減少対策プロジェクト

目 標	2024年	2030年
若い世代を増やす（高齢化率）	41.1%	45.8%
転入・転出の差を無くす（社会増減数）	▲145人	▲91人
子どもの数を増やす（合計特殊出生率）	1.27	1.80
下呂市の人口	29,202人	24,367人

## **(6) 計画の達成状況の評価に関する事項**

先述のとおり、本計画は、総合計画及び総合戦略と深い関係性を持ち、共通の取組方針を設定していることから、本計画の効果検証については、すでにある市の施策検証の仕組みを活用することとし、毎年度開催する「下呂市総合計画審議会」において総合計画及び総合戦略の効果検証と一体的に行います。

## **(7) 計画期間**

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

## **(8) 公共施設等総合管理計画との整合**

これまで、本市の公共施設は、住民に対するきめ細やかな行政サービスの実現、豊かさの創出を目的に、市内の各地域でそれぞれ整備・活用されてきました。こうした状況の下、施設の老朽化、同種の機能を持つ施設の重複、維持管理費の増加、少子高齢化に伴う住民ニーズの変化などの問題が顕著になりました。また、地方交付税の段階的減縮に加え、人口減少に伴う市税の減少により、今後さらに厳しい財政事情となることが予測されます。

そこで、本市が保有する公共施設等について全体の状況を把握することに加え、将来のまちの姿を見据え、戦略的・計画的に公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を行い、本市の公共建築物等の保有量を令和38年度までに約18%圧縮することを目標に、平成28年度に「下呂市公共施設等総合管理計画」、さらに令和2年度に同計画に位置付けられた施設の個別計画である「下呂市公共施設等個別施設計画」を策定しました。

同計画では、計画的・継続的な公共施設の見直しや、「事後保全管理」から「予防保全型管理」への転換、維持管理費用の適正化・標準化、また、計画的な耐震補強や、ニーズにあった施設更新のほか、民間活用も視野に入れた運営方法や用途転換の検討などを基本的な方針として定めています。

本計画に記載する全ての公共施設等の整備は、この「下呂市公共施設等総合管理計画」に適合しています。

今後も各地域の位置条件、人口動態等の地域特性に配慮しながら施設の見直しを行い、同種の機能を持つ施設や利用度の低い施設を中心に施設の統廃合を進め施設総量を縮減するとともに、中長期的な視点から公共施設等を計画的に管理運営し、更新・統廃合・長寿命化を推進し、施設の適正配置に努めます。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住

本市では、平成26年より地域おこし協力隊の採用を開始しています。受入地域・団体からの要請により、目的を明確にしたミッション型の業務とすることで採用者を絞り込み、退任後の定住、起業につながるよう試行錯誤を繰り返してきました。その結果、任期を終えた15名の内12名（定住率80%）が市内に定住しており、これは、全国平均の68.9%（令和6年度・総務省調べ・同一市町村内に定住した割合）を大きく上回ります。地域おこし協力隊が、地域資源を活用し、これまでにない新しいアイデアを駆使して、地域の方々とともに事業に取り組むことから、地域に大きな影響を与えていることは言うまでもありませんが、彼らが任期後も同一地域に定住し、事業を継続することで、地域に更なる自信と活力を与えることとなります。

移住者の定住事例がみられる一方で、人口減少の加速には歯止めがかかっておらず、農業分野に限らず、地域の課題は多方面で深刻化していくことが予測されます。ここで大切なのは、10年後、20年後の人口予測を見て減少を嘆くことではなく、人口減少に起因する課題をきちんと整理して対策を打つことです。そのためのツールとして、移住・定住施策を含む関係人口の拡がり、極めて重要な役割を果たすこととなります。

ひとつの事例として、内閣府が2023年8月に三大都市圏の居住者などを対象に実施した「地域との関わりについての意識調査」によると、特定の地域へ訪問や貢献を行う「関係人口」に該当する人は12.4%でした。また、関係人口の人が地域との関わりを深めるきっかけとして重視する要素は、「その地域ならではの体験ができること（40.9%）」が最も多く、次いで「自分のスキル・経験を活かせること（30.8%）」、「地域の人々と交流できること（28.7%）」が続いています。さらに、現在関係人口である人のうち、関わりのある地域への移住を検討している人の割合は25.0%となっています。

人口減少、少子高齢化が進む中でより影響力のある人材を地域に招き入れ、定住につながるためには、刻々と変化するローカル志向のニーズを的確に把握しなければなりません。また、そうした方たちを地域に招き入れ、関係性を構築していくためには、地域が自ら地域の課題を把握し、関係人口を受け入れる体制を整えていかなければ、定住に結び付けることは困難です。

このように、持続可能な地域運営のためには、地域が地域の現状をきちんと把握した上で、諸課題の対策に取り組む必要があり、それを人的に補完する仕組みとして、市独

自の移住施策に加え、国等が推奨する各種の人材交流施策も積極的に活用していく必要があります。

## ②地域間交流

本市では、これまで木曾川上流の水源地として、下流域の自治体を中心に森林保全に関わる市民交流、物販・観光PRのためのイベントへの参加、関係自治体職員との合同研修を行うなどし、相互理解を深めてきました。商業ベースでは、イベントでの物販販売にとどまらず、ビジネスマッチングフェア等商談会への参加を企画するなど、発展的な取り組みがみられます。

今後は、森林保全における水源地の担い手不足や、頻発する豪雨災害による森林環境への影響など、森林保全においては山村体験など新たなステージに対応した交流の在り方が求められています。

## ③人材育成

本市では、各振興事務所を地域づくりの拠点と位置づけ、地域に密着した支援活動や新たな地域の仕組みづくり、ニーズ把握に取り組んできました。また、市内4地域（菅田、東、馬瀬、上原）において、人口減少等に起因する自治会機能の低下や、地域における新たな課題解決の担い手として地域運営組織の設立支援に取り組んでいます。

今後、他地域へどのように展開していくのか、また地域運営組織の担う役割と行政の担う役割をどうバランスを取るのかが課題として挙げられます。

## （２）その対策

### ①移住・定住

- 移住者の求めるリアルな情報を発信します
- 移住相談会やオンラインセミナー、お試し移住による移住者ニーズを把握します
- 様々な移住目的に対応し、円滑な移住を推進・支援するためのワンストップ窓口を設置します
- 空き家の早期発掘と情報発信による空き家バンクの充実とマッチングの推進を図ります
- 移住に伴う経済的な支援を行います
- 地域におけるお試し住宅や移住相談窓口の設置など移住者受入体制の整備を進めます
- 地域の発案により、地域とともに取り組む、地域資源を活用した移住者による新たな仕組みづくりの推進に努めます（地域おこし協力隊）

## ②地域間交流

- 友好自治体との交流を継続して、本市の歴史文化、産業等の情報発信を行い、交流人口の増加や地域活性化につなげていきます
- 森林保全における諸課題を整理し、情報発信することで、新たな関係性の構築や課題解決に向けた取り組みを促進します
- 下流域自治体を中心に下呂市での山村体験などのメニューを開発し交流を広げます

## ③人材育成

- 下呂市版ふるさとワーキングホリデーの活動を通じ、企業の採用担当者等が都市部の学生、若年層の求職ニーズを把握します
- 地域おこし協力隊等、地域志向の強い移住者と地域のマッチングを図ります
- 大学連携による現地調査・課題解決型学習・地域志向型学習を推進します

### (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
		移住定住促進事業 移住者向けの情報発信、移住相談会やオンラインセミナー、ふるさとワーキングホリデー等によるニーズ把握、移住者への家賃補助や住宅購入に関する助成	下呂市	
		地域おこし協力隊事業 地域おこし協力隊事業に係る経費	下呂市	
	(2) 地域間交流			
		地域間交流・地域連携事業 木曾三川流域自治体連携会議や、名古屋市をはじめとする下流域自治体との連携による水源地の保全に向けた取り組みに係る経費	下呂市	



### (1) 現況と問題点

#### ① 農水産業

本市は岐阜県の中東部に位置し、市の中央を飛騨川が流れ、総面積の約92%を森林が占める自然色豊かな山間地域です。本市の農業は、「飛騨コシヒカリ」が高い評価を受ける稲作を主体に、夏季の冷涼な気候と昼夜の寒暖差を活かした夏秋トマトやほうれんそう、花き等の施設園芸、菌床椎茸、茶等の栽培が行われています。また、「飛騨牛」ブランドを確立した和牛を中心とする畜産業が農業生産の中心となっています。

農業従事者等については、その平均年齢が70歳以上と高齢化が進行している一方、経営耕地をもつ農家数も減少するなど担い手不足が深刻化しています。そこで、集落ぐるみで地域を守るための仕組みづくりを推進し、地域の後継者となる新規就農者を育成するための研修施設を開設するなど、新たな担い手づくりに取り組んでいます。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、営農条件の悪い農地を中心に荒廃が進行するなど、農業・農村の持つ多面的機能の低下が危惧されており、中山間地域の課題となっている集落機能の維持にも影響を与え始めています。そこで、集落単位のワークショップを開催し、地域住民自ら地域の再点検を行うことで協働意識を醸成しつつ、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して維持管理体制を構築するなど、地域と担い手の更なる連携強化に取り組んでいます。

更に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどによる農作物被害も依然として多く、営農意欲の減退なども深刻な状況になっています。そこで、集落単位の侵入防止柵の設置を進めるとともに、鳥獣被害対策実施隊による駆除活動などの防止策を講じていますが、十分に対応できていない状況です。

こうした状況のなか、本市の大部分を占める中山間地域を存続させるためには、官・民・住の協働による農業を核とした新たな仕組づくりに早急に着手し、徹底した話し合いにより農村環境を整備し、地域コミュニティの再生に取り組む必要があります。

#### ② 林業

本市の林業は、国産材の価格の低迷により衰退の一途をたどっており、さらに森林所有者の造林意欲の低下から山離れが進み、境界不明の森林が増え、間伐が未実施となったことで未整備森林が増加しています。その結果、森林は荒廃し、土砂災害の一因とな

っています。また、担い手不足、材価の低迷や再造林に対する費用、シカ等による食害の問題などで造林意欲は低下し、多くの森林が伐期に達しているにも関わらず、皆伐再造林も進んでいない状況です。

結果として、主伐期を迎えた森林の割合が増えることで若い樹木への「世代交代」が行われず、CO<sub>2</sub>の吸収量が低下するなど木材利用の持続可能性や地球温暖化防止の観点からも問題となっています。

### ③観光

本市は、年間100万人余が宿泊する下呂温泉を中心とした観光に依存した産業構造となっており、観光は地域経済を支える基幹産業として雇用や地域の活性化に大きく寄与しています。このため、継続的な誘客活動など観光分野の強化なしでは市の産業振興は図れません。

令和2年から新型コロナウイルスが蔓延し、観光産業には大きな逆風となりました。令和元年度まで好調だったインバウンド観光客も皆無となり、年間の宿泊者数も半減（令和2～令和3年度）しました。こうした状況でもDMOが中心となりデータ分析による的確なプロモーションを行い、令和4年度には年間宿泊者数がコロナ前に比較して約9割まで回復しました。また、その間に着地型観光商品、各種体験プログラムを網羅したサイト「下呂温泉郷+（プラス）」の立ち上げや、農林水産省の補助事業による農泊事業等、下呂温泉を中心に集客しながら周辺地域へ波及させるという仕組みが構築されつつあります。コロナ後は旅行スタイルが団体旅行から個人旅行へ大きくシフトしており、それに伴い宿泊旅行の誘致策がOTA（オンライントラベルエージェント）頼みになっているのも否めません。しかしながら持続性のある観光地に向け、平準化やリスク分散を念頭に、DMOを中心とした幅広い観光誘致を行っています。また、令和7年度から徴収を開始した宿泊税等の観光財源を確保し、観光客が温泉街等で安全・安心・快適に過ごせるような受入環境の整備に着手しています。

今後の課題としては、観光消費額や経済波及効果の算出や公表を行い、観光施策・事業の効果検証の手法を確立することです。そうした取り組みにより、市民の観光理解を深めていく必要があります。下呂市第三次総合計画の基本計画においては「観光消費が向上し、地域経済が活性化しています」を2040年に向けた目指す未来の姿として掲げています。市民・来訪者の双方にとって居心地のよい魅力ある地域であり続けられるよう、観光まちづくりの推進によるにぎわいの創出や、市民が市内の観光資源に興味関心を持つような事業展開が必要です。同時に、持続可能な誘客対策事業を展開するために、各地域における観光地づくりは、令和6年度に策定した「第4期下呂市観光計画」に基づき、事業の選択と集中を図りながら戦略的に取り組んでいく必要があります。

なお、観光産業は他の産業との連携が不可欠であることから、行政においても組織横断的な連携を行い、環境、スポーツ、文化財、農林漁業等の観光素材となり得る事柄に

ついて積極的な情報交換を行っていく必要があります。また、集客と観光資源の保全を両立させるエコツーリズムの理論を実践しながら、市全域に潜在している「地域の宝」に目を向け、これらを活用した観光地づくりを推進し、将来に渡って魅力ある観光立市をめざします。

#### ④商工業

本市の商業は、消費者ニーズの多様化や生活圏の変化により厳しい状況が続いており、エネルギー価格・物価の高騰がさらなる追い打ちをかけています。特に中心市街地や商店街では、経営者の高齢化と後継者不足、空き店舗の増加による街の空洞化が進行し、かつての賑わいが失われつつあることから、効果的な産業振興策が急務となっています。また、工業においても、生産年齢人口の急激な減少に伴う労働力不足が深刻な課題となっており、既存事業の継続や円滑な技術継承、若者が地元に着定できる魅力ある職場環境の整備が強く求められています。

こうした状況に対応するため、デジタル技術やスマート技術の導入支援を積極的に行い、時代の変化を新たな挑戦と捉える攻めの経営を後押しすることで、空き店舗等を活用した創業支援や関係人口の創出に取り組み、新たなビジネスが芽吹く持続可能な環境整備が必要となっています。

これらを踏まえ、第三次総合計画の基本目標である「賑わいを生む産業が盛んなまち」を実現するため、今後は「下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例」を指針として、商工会等と連携した経営体質の強化や後継者育成を支援するとともに、地元高校等への就職者奨励金の交付といった雇用環境の整備など、多様な主体が連携した魅力ある商店街の再生・整備を促進します。

商店街の活性化や賑わいの創出に向けては、国・県の助成制度や融資制度を戦略的に活用するとともに、市独自の補助金制度の周知徹底を図り、地元経済の底上げを図ります。

#### ⑤雇用・企業支援

本市の有効求人倍率は、コロナ禍以降の社会情勢により、令和元年度の平均2.64倍から令和7年7月時点では1.21倍へと推移しています。企業の求人需要の減退は、本市の産業活力に直結する課題であり、雇用の安定に向けた対策が不可欠となっています。また、働き手となる若い世代、特に20代から30代の女性の都市部への転出超過による人手不足が深刻な問題となっています。市では平成30年度に下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設「下呂オーガニックワークプレイス」を設置し、女性の就業支援や多様な働き方を推進する取り組みを進めてきましたが、既存事業の維持継続や活力低下を食い止めるための抜本的な支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、ハローワーク高山と連携した相談体制の充実や、オンライン

を含めた合同企業説明会の開催により、市内企業の魅力を広く発信し雇用につなげるとともに、地元高校生等の市内就職を促す奨励金の交付や、再就職に向けた資格取得・人材育成への助成など、多様なライフスタイルに対応した誰もが力を発揮できる職場環境の整備を推進します。

地域産業の活性化に向けては、生産性向上を図るためのデジタル技術の導入支援や、事業所の新設・増設に伴う雇用創出への支援制度のほか、起業・創業セミナーの開催による機運醸成、空き店舗等を活用した創業支援や企業誘致、さらにはビジネス拠点となる用地の斡旋など、多角的な支援体制を構築します。

近年増加している外国人労働者については、雇用の維持に不可欠な存在である一方、言語や文化の壁を乗り越えるための取り組みが求められており、多様な人材が活躍できる職場づくりの推進を図ります。

## ⑥情報通信

本市では、人口の減少傾向が続いており、あらゆる産業において深刻な担い手不足に直面しています。また、高齢化の進行に伴い、デジタル技術の活用が困難な住民が増加し、情報格差（デジタルデバイド）が拡大しています。

このような状況において、地域経済の活性化と持続可能な社会を構築するためには、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が不可欠です。しかし、市内事業者におけるAIやIoTなどの先端技術の導入は未だ十分に進んでおらず、生産性の向上や新たな事業展開への対応が課題となっています。

市内全域に整備されている有線テレビ施設などの情報通信基盤を活用し、産業の発展と市民生活の利便性向上を図ることが期待されています。

## （２）その対策

### ①農水産業

- 集落営農の体制づくりと組織の育成・支援を行います
- 関係機関と連携し、農地の利用集積を促進します
- 鳥獣被害防止対策の強化を図ります
- 安定的な農業経営体を育成します
- 新規就農者の育成・確保に努めます
- 6次産業化への取り組みを支援します
- 県営等の有利な補助事業の活用により、農地、水路、農道の整備水準を高めます
- 老朽化水路等の改修により災害を未然に防止します
- 地域住民による水利施設等の保全活動を支援します
- 優良繁殖雌牛保留導入の奨励支援を行います
- 市営牧場の利用推進と管理体制整備を行います

- 耕畜連携の推進による飼料自給率の向上を目指します
- 畜産堆肥の地域内循環を推進します

## ② 林業

- 森林技術者及び担い手の育成及び確保に努めます
- 機械化など生産システムの効率化に努めます
- 境界を明確にし、森林の適正管理に役立てます
- 間伐などを進め、災害の起きにくい森づくりに取り組みつつ、良質な木材の供給を目指します
- シカや熊、病害虫による被害防止に努めます
- 奥山や谷沿い、里山など森林を適正に管理し、地域の重要な水資源の保全に努めます
- 未来を担う子どもたちをはじめ、市民、下流域の住民に向けての森林環境学習などを開催し、森林の公益的機能等を情報発信します
- 住宅等への木材使用の普及啓発を進めます
- 木質バイオマスなど木材を利用したエネルギー施設の普及を進めます

## ③ 観光

- 「下呂市ホスピタリティ都市宣言」が市民に浸透し行動できるように、観光施策の積極的な発信により、市民の関心度・理解度を向上します
- 飛騨街道を中心とした歴史的資源の掘り起こしによる景観ルールの策定と景観整備促進・にぎわいづくりを推進します
- 客観的データに基づいた高度なマーケティングを行い、効果的なプロモーションや観光地マネジメントにつなげます
- 下呂市コンベンションビューローや各種イベント実施団体の活動を支援し、MICE による誘客につなげます
- 観光施設の適切な管理による観光客の滞在環境の快適化、適切なサイン整備・観光 DX ツールの導入等による観光客の利便性向上に努めます
- エコツアー、農泊、ナイトエコノミー等の推進による多様な受け皿、観光商材の整備により、観光 GDP の増加に努めます
- 国・県・近隣自治体・公民連携等のネットワーク強化を行い、下呂市単独では成しえない都市部、海外等へ向けた効果的なプロモーション活動を実施します
- リニア開通、アクセス整備等を見据えたハブ機能の強化、広域周遊ルートづくりに努めます
- 様々なステークホルダーと連携し、商工・農業・環境・教育等の横断的な推進体制を構築しながら、観光による経済効果を波及させます
- エシカル消費の呼び込みやインバウンド市場におけるサステイナブルなデスティネ

ーションとしての認知度向上を図り、持続可能な観光地づくりにつなげます

■エコツーリズムの推進による観光資源の保全や観光人材の育成を図ります

■地域資源の魅力の深掘りによる高付加価値化や富裕層向けの高単価商品の開発を行います

#### ④商工業

■下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、すべての商工業者が参画できる施策を推進します

■融資制度の拡充と周知により、中小企業の資金繰りを支援します

■国・県等の多様な補助金や融資制度について、市内商工会や金融機関と連携して情報提供の体制を強化し、事業者には最適な制度の活用を促進します

■専門家と連携した相談体制を構築し、経営課題に応じたきめ細かな支援を提供します

■商店街の活性化に向け、関係機関と連携し、にぎわい創出のための拠点整備やイベントを支援します

■創業支援や空き店舗等活用補助金の活用を促進し、事業を営もうとする方を支援します

■商工会等の関係団体が実施する事業者支援や地域活性化に資する活動に対し、補助金等を交付し、その活動を強力に支援します

■商工会等の関係団体と連携し、事業者への情報伝達を強化するため、ウェブサイトやSNS、セミナー等を活用した情報発信を行います

#### ⑤雇用・企業支援

■下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく振興計画を策定し、企業支援策の指針を明確にします

■市ホームページやSNS等を通じて、国・県等の補助金や企業支援情報をタイムリーに発信し、事業者の活用を促進します

■事業費の一部を直接支援することにより設備投資の促進を図ります

■勤労者の生活と福祉の向上、および定着を促進するための職場環境の充実を図ります

■勤労者のあらゆる悩みを相談する環境を充実させます

■新規起業のための用地斡旋体制の充実を図ります

■地元企業同士の連携を図り、地元企業を元気にするための各課横断プロジェクトを開始します

■新規定住や就労を促進・支援するための、きめ細かな環境整備を促進します

■下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設を核として、創業支援や情報発信に努めます

⑥情報通信

■ AI や I o T 等の先端技術導入を支援し、市内事業者の業務効率化や生産性向上を図るため、相談機会を創出します

■ 全市民への情報教育を充実させ、産業のDXを推進する専門的なデジタル人材の育成を図り、デジタルインクルージョンを推進します

■ 市内産業の競争力強化と新ビジネス創出のため、5G など高速通信網の整備を国や県、通信事業者へ働きかけます

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	県営ため池防災対策事業 (県営中山間地域総合整備事業の事業計画箇所のうち対象となる地区の整備) (益田南部・南飛騨北部・益田北部) 用水路整備、排水路整備	岐阜県	
		県営中山間地域総合整備事業(農業生産基盤)(益田南部・南飛騨北部・益田北部) 区画整理、用水路整備、排水路整備	岐阜県	
		県営経営体育成基盤整備事業(羽根、菅田西部、跡津・西上田、三ツ石・沓部、奥田洞) 区画整理、用水路整備、排水路整備	岐阜県	
		団体営土地改良事業 (用排水路整備事業:萩原中央)	下呂市	
		団体営土地改良事業 (用排水路整備事業:下沓部揚水機)	下呂市	
		県営かんがい排水事業 (用排水路整備事業:連合、羽根、萩原中央、小坂第二)	岐阜県	
	(5) 企業誘致			
		企業立地促進支援事業 事業所等の新設・増設等の事業投資による事業活動の支援	下呂市	
	(6) 起業の促進			
		空き店舗等活用事業助成費 空き店舗等を活用して事業を営もうとする方に補助金を交付	下呂市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		しみずの湯維持補修費 飛騨川温泉しみずの湯 ヒートポンプ更新工事 2台	下呂市	
	しみずの湯維持補修費 飛騨川温泉しみずの湯 空調更新工事 脱衣所 2ヶ所、休憩スペース 1ヶ所	下呂市		
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	観光施設管理費臨時 五ノ池小屋トイレ等環境施設改築工事 トイレ等建築工事 木造2階建、延床面積 A=151 m <sup>2</sup>	下呂市		

		観光施設管理費臨時 滝見遊歩道修繕工事 遊歩道改修工事 総延長 L=1,000m	下呂市	
		観光施設管理費臨時 がんだて公園ビジターセンター整備 ビジターセンター建築工事 1棟	下呂市	

#### (4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
下呂市全域	製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
上記「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【市営牧場】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「市営牧場については、適切に管理運営を図っていきます。」としており、「(2) その対策 ①農水産業」で示す市営牧場に関する対策は、上記計画と整合しています。

##### 【観光施設、宿泊施設・キャンプ場、温泉施設】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「観光施設、宿泊施設・キャンプ場、温泉施設については、それぞれの施設のあり方を明確にした中で、存続（直営・指定管理）、譲渡・民営化について検討します。」としており、「(2) その対策③観光」と「④商工業」で示すにぎわいづくりや創出のための拠点整備は、上記計画と整合しています。

## 4. 地域における情報化



### (1) 現況と問題点

#### ①情報通信技術

本市は、情報通信インフラの格差是正などを目的に、有線テレビ施設を整備し、放送・通信サービスを提供してきました。令和5年4月1日からは、民間の活力を導入し、より良いサービスを提供するため、施設を無償譲渡し、民営化しました。譲渡後も事業が長期にわたり安定的に継続され、市民生活に不可欠な情報伝達手段としての役割を果たし続けるためには、加入率の向上が不可欠な状況です。

また、飛躍的な技術革新により社会全体のデジタル化が進む中で、市民の利便性向上や産業振興に資するため、行政サービスのオンライン化や遠隔医療・教育などの導入が求められています。しかし、山間部を中心に携帯電話の不感知エリアが依然として残っており、安全確保の観点から喫緊の解決が求められています。

さらに、人口減少と高齢化が進行する本市において、誰一人取り残されることのないデジタル社会を実現するためには、高齢者等が情報通信技術を活用する能力を習得できる機会を提供し、デジタルデバイドの解消に努める必要があります。

#### ②スマート農業

本市の大半は中山間地域で占めており、急傾斜でかつ農地においても畦畔の割合が高く、その管理には労力、時間、コストを要するなど営農に不利な土地です。そのため、農業の低生産性、農家の高齢化による後継者不足が問題となっています。今後、持続可能な集落営農を行うためには、GPSを活用した直進アシスト機能を搭載したトラクター、薬剤散布ドローンといったスマート農機の普及と、地域全体でそれらを活用する仕組みづくりが課題となっています。

#### ③ICT教育

文部科学省が示す新学習指導要領（小学校：令和2年度～、中学校：令和3年度～）において、情報通信技術を駆使した「情報活用能力」が、「言語能力」・「問題発見・解決能力」等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されました。また、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

これに対応して、本市では、国が推進するGIGAスクール構想に基づくICT環境整備の一環として、令和3年度までに校内無線LANの整備及び、大型モニターの導入や児童生徒用タブレット端末の導入等を行いました。令和7年度には、タブレット端末の更新に併せ教職員用タブレット端末の導入を行いました。

今後は整備したICT機器を活用した効果的な授業を行うために、研修等を通じて教員のICT活用指導力の強化を図る必要があります。

## **(2) その対策**

### **①情報通信技術**

■民営化された下呂ネットサービスを支援し、災害情報等を安定的に発信できるよう、魅力的な番組制作等で連携します

■携帯電話の不感知エリア解消や光ファイバ網の拡充を関係機関と連携して推進し、市内の情報通信格差を是正します

■AI や ICT を活用してオンライン行政手続を拡充し、医療・福祉等の遠隔サービス導入により住民サービスを向上します

■高齢者等を対象にスマホ教室等を開催し、住民が情報通信技術を習得する機会を提供することでデジタルデバイドを解消します

### **②スマート農業**

■スマート農機導入に係る経費を補助する補助事業の活用を図ります

■地域でのスマート農機を共同利用する仕組み作りに取り組みます

■地域住民へのスマート農機の操縦指導や情報教育を推進します

■GPSや無線通信が正常に機能するための環境を整備します

■作物の高品質化を目指し、スマート農機を活用して得られた収量・食味等のデータの一元管理を行います

### **③ICT教育**

■タブレット端末を1人1台導入し、ICTを用いた学習環境を整備します

■デジタル教科書・教材など良質なデジタルコンテンツの活用を促進します

■学習データを蓄積、共有することにより、個別に最適で効果的な学びや支援を行います

■ICT支援員を配置し、ICTを活用した授業をサポートします

### (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	ケーブルテレビ運営事業負担金 施設譲渡後も、テレビ基本サービス及びインターネットサービスとその料金を維持し、技術革新によるサービス向上に努めるための負担金	下呂市	
	(3)その他			
		教育ネットワーク管理費臨時 小中学校の ICT 教育環境の整備	下呂市	
		小学校教育振興諸経費 小中学校の ICT 教育環境の整備	下呂市	
		中学校教育振興諸経費 小中学校の ICT 教育環境の整備	下呂市	
		教育研究所業務諸経費 小中学校の ICT 教育環境の整備	下呂市	

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保



### (1) 現況と問題点

#### ①道路・橋りょう

本市にとって道路は、社会生活や産業経済活動を行う上で必要不可欠なインフラであり、文化振興・交流人口の増加を図る上で最も大切な社会資本です。本市には、国道41号、256号、257号をはじめ、6路線の主要地方道、10路線の一般県道等が整備され、隣接各市及び名古屋市や岐阜市と結ぶ広域的な都市間ネットワーク基盤として利用されています。しかし、都市間交流が地域活力を左右する時代にあつて、主要都市との時間短縮によって観光客の誘致を図るためにも、高速交通網へのアクセス道の改良促進を強化する必要があります。

また、市道としては、1,430路線と689橋の橋りょう、そして道路総延長600.5kmが整備されています。これらの道路も市民の生活を支えていることから、更なる利便性の向上を目指し、冬季の除雪対策等、安全・安心な道路の維持や災害にも強い道路整備を今後とも進める必要があります。

#### ②農道

本市の大半は中山間地域で占めており、その多くが急傾斜地などの農業に適さない条件不利地です。このような条件のもと、農業振興の基盤として、農道の整備を進めており、令和7年3月末の時点で総延長120,938mの農道を有しています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う集落機能の低下、そして再生利用が困難な農地が深刻な問題となっています。それに加えて、鳥獣による作物が被害を受け、営農意欲が減退している現状です。

そのため、国や県の施策を活用し、関係機関と連携を強化することで地に根差した農業を活性化させるために、防災機能や農地の荒廃を防止するための農業用水路や農道を含むほ場整備が喫緊の課題です。

#### ③林道

森林資源の活用により林業経営の安定と向上のため、本市では総延長520,340m（令和7年3月末）の林道を整備しています。しかしながら、木材価格の低迷と山林所有者の山離れなどにより、新たな林道の開設を望む声が少なくなっています。また、山林所有者が維持管理のため所有山林に行くことが少なくなったため、林道の利用率が低下しています。

#### ④公共交通

本市の公共交通体系は、市内の地域ごとにグラデーションを描く高齢化や過疎化の段階に応じた柔軟な構成が求められています。本市は自動車社会であり、バス利用者は主に学生と高齢者ですが、少子化によって通学者が減少していく一方で、高齢者の公共交通シフトも進んでいません。そのため、バス利用者の減少に従って利用区間の廃止や運転削減等の見直しを図ってきました。また、最近では「2024年問題」による運転手不足が深刻化し、やむなく廃止する路線も生じています。

なお、将来のリニア中央新幹線と濃飛横断自動車道という高速交通網整備により、本市は岐阜県北部のハブ的な位置にあたることから、物流や人流が増加する見込みがあります。こうした効果を地域に取り込むため、自動運転技術による地域内交通の構築なども交通課題として求められています。

##### (交通空白地の解消)

本市の市内支線交通は、コミュニティバスとデマンドバスから成ります。人口集積がまばらで利用者が少数である地域では、バス停が遠い「ラストワンマイル問題」の解消のため、予約制のデマンドバスを自由区間運行として、自宅から地域内の目的地に直行する「ドア to ドア」を実現しています。一方で、人口が集積してJRや幹線バス路線が走る中心地域では、市街地の周辺部に駅やバス停まで遠くなる交通空白地が生じており、これらの地域で移動を必要とする人への交通の仕組みが課題となっています。

##### (移動困難者の解消)

自動車社会の本市では、運転免許を持たない学生、高齢者、障がい者、外国人などの移動に困難さがあります。また、人口減少により、地域からの商店の撤退や医療機関の再編等の生活インフラの縮小が続いており、これらの移動困難者の移動ニーズに既存の公共交通の仕組みで応えていくのは難しくなっています。そのため、公共交通を補完する福祉的な移手段や、地域の助け合いによる互助交通等のあり方を検討していく必要があります。

##### (人手不足等に対応した新たな交通の仕組み)

人口と利用者が減少する一方で、公共交通へのニーズは多様化しており、2024年問題による運転手不足と相まって無限に利便性を拡大することはできません。地域の人口段階に従って、大型・中型バスの定時定路線運行から小型車両でのデマンド運行、不定時路線への移行を進めるほか、スクールバスの共用化等による再配置、公共交通が成立しなくなる地域・時間帯には、日本版ライドシェア（交通空白地有償運送）等の仕組みを導入し、移手段の合理化を図る必要があります。

##### (自動運転による地域内交通の実証実験)

将来の本市は、リニア中央新幹線と濃飛横断自動車道の高速交通網の整備により、岐阜県北部の交通のハブとなる可能性があります。それに備え、人流の増加を地域に取り込むための地域内交通システムを自動運転技術により実現する実証実験を進めていく

必要があります。

## (2) その対策

### ①道路・橋りょう

- 各自治会等の要望箇所を重視しながら市道と橋りょうの計画的かつ経済的な修繕整備を行います
- 市内全体の市道の状況（交通量・不便性・事故発生率）を把握し、計画的に改良を行います
- 市内全体の国道・県道の状況を把握し、修繕・改良箇所を精査し要望を行います
- 高速 I C へのアクセス道路整備の早期実現を強く要望します

### ②農道

- 県営等の有利な補助事業の活用により農道の整備水準を高めます

### ③林道

- 地域と連携し適正な維持管理を進めます
- 豪雨や凍結による林道の破損や崩壊箇所などを、各種補助制度を活用し早期復旧に努めます
- 新たな林道の開設に向け調査研究を進めます

### ④公共交通

- どこでもアクセスできる交通ネットワークをつくります
- 誰でも多様な移動手段により社会参加できる仕組みをつくります
- 柔軟に構成する移動の仕組みをつくります
- 観光と地域間交流を広げる移動の仕組みをつくります
- 自動運転バスの実用化に向けた取り組みを行います
- 市民協働で持続可能な交通の仕組みをつくります

## (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	社会資本整備総合交付金事業 羽根中央線道路改良事業 道路改良 L=580m W=5.0m	下呂市	
		防災・安全交付金道路事業 舗装修繕 L=15km 防災対策事業 N=1 箇所 道路ストック点検業務 1式	下呂市	

	防災・安全交付金交通安全事業 大ヶ洞中央線歩道整備事業 1式 通学路交通安全対策事業 1式	下呂市	
	道路メンテナンス事業 トンネル長寿命化事業 トンネル補修設計 1式 トンネル補修工事 1式 トンネル点検業務 1式	下呂市	
橋りょう	道路メンテナンス事業 橋梁長寿命化事業 橋梁補修設計(修繕・更新・撤去) 1式 橋梁補修工事(修繕・更新・撤去) 1式 橋梁点検業務 1式	下呂市	
	社会資本整備総合交付金事業 中原東4号線橋梁架替事業 橋梁架替 N=1 橋(L=50m)	下呂市	
(2)農道			
	県営基幹農道整備事業 県営基幹農道整備事業(下呂中央3期) L=1,882m	岐阜県	
	県営中山間総合整備事業(農業生産基盤) (農村生活環境) (益田南部・南飛騨北部・益田北部)農道整備、集落道路整備、集落防災安全施設整備	岐阜県	
	県単土地改良事業 県単土地改良事業(農道) 小坂町門坂	下呂市	
	市単土地改良事業 市単土地改良事業(農道) 御厩野「下呂中央」	下呂市	
(3)林道			
	公共林道改良事業 林道芦谷線改良工事 L=200m W=4.0m	下呂市	
	公共林道改良事業 林道水沢線改良工事(舗装) L=3268m W=4.0m	下呂市	
	公共林道改良事業 林道柿本平線改良工事 L=50m W=3.0m	下呂市	
	公共林道改良事業 林道下呂～萩原線改良工事 L=200m W=5.0m	下呂市	
	県単林道改良事業 林道大念仏線改良工事 L=2,000m W=3.0m	下呂市	
	県単林道改良事業 林道樞谷線改良工事 L=1,000m W=3.0m	下呂市	
	県単林道改良事業 林道芦谷線改良工事 L=50m W=4.0m	下呂市	
	県単林道改良事業 林道檜尾線改良工事 L=300m W=4.0m	下呂市	
	県単林道改良事業 林道不動線改良工事 L=200m W=3.0m	下呂市	
	県単林道改良事業 林道和佐道線改良工事 L=100m W=3.0m	下呂市	
	県単林道改良事業 林道厚曾線改良工事 L=500m W=4.0m	下呂市	

		県単林道改進黨業 林道下呂～萩原線改良工事 L=1,000m W=5.0m	下呂市	
		県単林道改進黨業 林道柿坂線改良工事 L=50m W=4.0m	下呂市	
		県営林道開設事業 林道八幡・高山線開設工事(馬瀬～萩原区間) L=1,900m W=7.0m	岐阜県	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	自動運転社会実装推進事業 自動運転社会実装推進実証実験 自動運転バス購入	下呂市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【インフラ系施設】

「下呂市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」において、「市内全体の市道の状況(交通量・不便性・事故発生率)を把握するとともに、優先順位を設定するなど計画的に改良を進めます。」「下呂市道路ビジョン」、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ経済的な修繕整備を進めます。」としており、「(2) その対策①道路・橋りょう」、「②農道」、「③林道」と「(3) 計画」で示す農道と林道を含む市道の整備は、上記計画と整合しています。

## 6. 生活環境の整備



### (1) 現況と問題点

#### ①住宅・宅地

本市の住宅環境は、持ち家では木造の戸建て住宅が中心になっています。賃貸住宅では、都市部とは対照的に、民間賃貸物件が非常に少なく、企業による市外居住者の求人にあたって移住者向けの住宅が逼迫していることが、雇用や移住定住人口増加の足かせになっています。一方で、市営住宅は令和7年3月時点で617戸と、他市に比べて住宅ストックの割合が多くなっており、住宅困窮者向けのセーフティネットである公営住宅のほかにも、市の施策で運営する一般住宅などが賃貸住宅として大きな役割を果たしています。

#### (空き家の増加)

民間の持ち家では、使われなくなった空き家の割合が他市に比べて非常に多いことが課題になっています。平成30年度の住宅土地統計によれば、本市の空き家推定数は2,780戸、空き家率は19.5%と岐阜県内で4位の高さであり、売却や賃貸に出ている物件数が横ばい傾向であることから、使用目的がなく放置された空き家が増加しています。本市では、所有者に当該物件を空き家バンクに登録するように促していますが、自主的に登録されない空き家について、公的な調査を行い、危険空き家を特定しつつ、利用可能な空き家の活用を進めるためのデータベースの整備が課題となっています。

#### (民間賃貸物件の逼迫)

本市では、コロナ禍後の経済活動の活性化に伴う雇用ニーズに関して、企業が市外居住者を求人したくても、雇用後に移住するための民間賃貸物件が逼迫しています。現在のところ居住ニーズは高いものの、長期的に人口減少することから、賃貸用不動産物件への投資が進まないことが原因だと考えられます。また、企業社宅についても、企業は長期的投資に慎重であり、社宅の老朽化や、家族滞在の外国人社員向けの住宅の不足が課題となっています。

#### (市営住宅)

市営住宅は、住宅困窮者向けセーフティネットの公営住宅のほか、市の施策で運営する一般住宅等のカテゴリーを擁し、民間賃貸物件の不足を補う住宅供給機能を持っています。また、市営住宅の空室を用いて、公営住宅の地域対応活用（社宅活用）を行っています。市営住宅の老朽化率については、将来の本市の人口推計と数値が同じであり、令和22年度（2040年度）までに、耐用年数超過した市営住宅ストックを1/3削減することで、住宅供給バランスを調整する計画があります。そこでは、比較的年数の

浅い住宅へ入居者を移転させるための取り組みをどう進めるかが課題となっています。また、人口状況に応じた柔軟な住宅ストック管理のため、市内の基幹集落において民間空き家を借り上げ、定期借家契約で市がリフォームして一定期間を定住促進市営住宅として運営する施策も進める必要があります。なお、市営住宅入居者の高齢化も進んでいることから、市営住宅においても生活援助員を配置した高齢者向け住宅の創設等が課題となります。

## ②都市計画・景観・耐震・公園・空き家

本市では、平成20年度に「水辺、緑、農地、歴史と文化を基盤とした潤いと安らぎをもたらす景観をつくります」を基本理念として、下呂市景観計画を策定しました。同計画に基づいて、平成23年に古い街並みを基調とする「飛騨街道萩原宿」、平成25年に清流馬瀬川を中心に美しい山里風景や山村風景が広がる「馬瀬地方自然公園」を景観推進地区に定め、整備や保全を図ってきました。また、景観重要建築物・景観重要樹木を指定する事業を推進し、市民に親しまれる地域のシンボリックな存在として、令和元年度に1件の景観重要樹木、令和4年度に1件の景観重要建造物を指定しました。これらの事業を今後も継続的に行うことで、かけがえのない風景を守り育て、景観に対する地区住民の意識向上、組織づくりのための啓発活動に繋がります。

続いて、市民の生命と財産を守るための住環境づくりにおいては、地震に強い安全で安心できる住宅、建築物等をめざし耐震化を進めております。公共施設においては、不特定多数の方が利用する「特定建築物」の耐震化工事や除却工事を順次進めてきた結果、令和6年度末の耐震化率は97%となっております。一方で、民間建築物においては、耐震工事に伴う営業制限や費用の自己負担の必要性から、耐震化を躊躇する所有者も少なくありません。このことから、安全で安心な住環境づくりの指標となる耐震化率の向上には、民間建築物の耐震化を促進する必要があります。

過疎地域において、人口減少に伴う住民同士のつながりや交流の機会の減少も大きな課題となっています。そこで、市内で最も幅広い年齢層の方に利用されている「飛騨川公園」や、市内中心にあり温泉街からもアクセスの良い「つつじヶ丘公園」を適正に維持・管理することで、市民の憩いと交流の場を創出するとともに集客施設として観光事業の一端を担い、ひいては、健康増進施設としてサービス向上に繋げていきます。

空き家等の適正な管理のため空き家等対策協議会を開催し、管理不全空き家等の指導・助言を行います。また、周囲に影響を及ぼす可能性の高い空き家等の除却工事への補助を行い、市民の安全安心な暮らしの実現及び良好な景観保持に努めます。

## ③上水道

人口減少による料金収入の減少が続く中、上水道は高度経済成長期に整備された多くの施設の老朽化が進み、漏水事故も頻発しています。地震等災害時において水道の重要

性は再認識され、施設更新需要はこれまで以上に増大しています。

については、施設等の更新と耐震化、水道経験職員の高齢化と減少による技術継承、維持管理や更新等費用の確保、気候変動などによる水質等変化の懸念など持続可能な水道事業に向けた取り組みが必要です。

#### ④汚水処理施設

汚水処理施設（下水道）の面整備は平成26年度に終了し、令和7年3月末で接続率は85.4%となっています。しかしながら、水道使用量の減少により料金収入も減少しています。そこで、計画的な料金改定を進めていくとともに、施設の統廃合を含めた計画的な更新に取り組まなければなりません。また、汚水処理施設への接続加入促進も必要です。

合併処理浄化槽の普及率は令和7年3月末で81.8%で、今後も計画的な整備を推進するとともに補助金交付を実施していきます。

#### ⑤火葬場

本市には、浄郷苑と小坂斎場の2箇所の火葬場がありますが、両施設ともに建築後35年以上が経過しており、老朽化が著しい状況にあります。火葬炉設備の老朽化は深刻であり、早期の大規模改修が喫緊の課題となっています。一方で、近年の火葬実績は年間800件程度で推移しており、これは浄郷苑単独の処理能力で対応が可能な規模となります。

人口減少が進む中、多額の費用を要する大規模改修を両施設で行い機能を分散させ続けることは行財政運営の効率化の観点から合理的ではないため、将来を見据えた適正な施設配置と効率的な管理運営を図り、施設の統廃合を含めた見直しを行う必要があります。

#### ⑥防災

近年、各地で異常気象による集中豪雨や大地震による大規模災害が相次ぐなか、下呂市においても平成30年7月、令和2年7月にはこれまでにない甚大な豪雨災害が発生しました。また、本市には日本有数の活断層である阿寺断層があり、内陸型地震も懸念されます。さらに、山間地という急峻な地形条件による土砂災害への不安から、市民の防災意識は高まっています。

また、一級河川飛騨川、馬瀬川をはじめ、市内を流れるほとんどの河川は急流であり、豪雨の際には増水被害や土砂の流出が避けられません。水害や土砂災害から市民の生命・財産を守るため、県等の関係機関と連携を強化し、危険箇所の把握とそれらの適切な整備、改良を進めて行くことが必要です。また市内には、急峻な地形に隣接した住宅が多く存在しており、地震や台風時には崖地崩壊による被害の発生が懸念されます。市民の財産と生命を守るためにも、これらの災害に対する安全対策を計画的に推進しました。

具体的には、「下呂市地域防災計画」と災害以外の有事に対応するための「下呂市国民保護計画」を策定し、危機管理体制の充実、関係機関との連携の強化を図ってきました。また、防災訓練の実施、防災行政無線の拡充、災害対策用品の備蓄等を進めるとともに、初期防災の要となる自主防災組織の育成強化に努めてきました。

災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心な社会生活を確保するためには、災害未然防止体制の充実、災害対応の迅速性確保、効率的な災害復旧の実現が極めて重要です。今後は、市内危険箇所の徹底把握や総点検、災害情報伝達の多様化・迅速化、自主防災組織を中心とした災害時初期対応の充実と避難行動要支援者の明確化を図っていくことが必要です。

#### ⑦消防

近年、下呂市ではゲリラ豪雨や線状降水帯による記録的な大雨など、予測を超える災害が頻発しています。中山間地域特有の土砂災害や河川氾濫、広大な森林を持つ本市ならではの林野火災対策が喫緊の課題です。こうした状況に対応するため、消防施設の整備に加え、水難対応や林野火災に対応する機械器具の整備を強化し、市民の生命と財産を守るため、災害の複雑化・多様化に対応できる消防力を高めることが急務となっています。一方で、少子高齢化と人口減少により、消防体制を維持するための財源確保が困難になることが予測されており、その抑制のため、広域連携や効率的な運営など、消防体制の合理化・効率化に向けた検討が急務となります。地域防災の中核を担う下呂市消防団は、人口減少やライフスタイルの変化により団員の確保が困難になっており、消防団の組織体制を見直し、時代の変化に対応した新たな仕組みを構築することが急務となっています。

全国の住宅火災による死者の約半数が逃げ遅れによるもので、本市でも住宅用火災警報器の設置を継続的に促進していますが、特に高齢者世帯や一人暮らし世帯への普及が課題となっています。また、地震による電気火災リスクへの備えについても、市民への呼びかけが必要です。さらに、観光立市である下呂市にとって、温泉旅館やホテルなど集客施設の火災予防体制の強化も重要であり、さらなる充実が求められています。

#### ⑧救急・救命

令和6年における救急出動件数は1,963件でした。本市では、救急救命士の搭乗率100パーセントの達成を目標とし、現在は救急救命士26名体制により救急活動を実施しています。今後、人口減少が進む一方で高齢化が進展し、救急需要は減少しないことが見込まれます。こうした状況のもと、救急医療の高度化に対応し、重症傷病者に対して適切な処置を行うことが可能な救急救命士が常時搭乗できる体制を確立することが不可欠です。また、市内及び県内の救急医療機関に加え、ドクターヘリやドクターカーとの連携を強化し、重症度・緊急度に応じて適切な医療機関への円滑な搬送が可能となる体制を整備します。さらに、病気や事故等により心肺停止に陥った傷病者に対し

て、速やかに心肺蘇生を実施するためには、市民による「救命の連鎖」の確立が重要です。そのため、市民が応急手当講習を積極的に受講しやすい環境を整備するとともに、応急手当普及員との協働により、普及啓発を推進し、救急・救命体制の一層の充実を図ります。

#### ⑨交通安全・防犯

令和6年中に本市で発生した人身交通事故は、人身件数22件、負傷者数30人でした。過去5年の件数を見ると、人身事故、負傷者数ともに、5年前と大きく変化がありません。また、依然として交通死亡事故は後を絶ちません。今後も各種団体と一層の連携を図り、従来行ってきた活動を継続して取り組んでいくことが必要です。

本市において令和6年中の刑法犯認知件数は101件で、そのうち窃盗犯が62件で全刑法犯の61.4%を占めています。これらの犯罪は、地域の監視の目が行き届いていることを示すことによって抑制できることから、市民、警察、学校、行政等と一体となった地域ぐるみの防犯活動の強化や防犯施設の整備、情報提供等の防犯環境の充実が必要です。また、特殊詐欺や携帯電話、インターネットの普及に伴う情報通信関連による犯罪等、市民を取り巻く犯罪が多様化しています。防犯情報が市民に迅速かつ広範囲に伝わるような対策が必要です。

#### ⑩循環型社会

本市の廃棄物処理をめぐる状況としては、年間のごみ総排出量が若干減少傾向にありますが、これは人口減少や地場産業衰退による自然減が大きな要因であります。令和5年4月1日からは家庭用もえるごみの出し方を変更し、さらに各地に資源ごみステーションを設置してペットボトル・アルミ缶・スチール缶のリサイクルを推進しています。

これらの新たな取り組みによって、市民のごみ出しに対する意識の変化が起り始め、資源リサイクルに対する意識もさらに高まっています。更なるごみの分別施策の展開により、ごみの減量化、資源化を推進し、循環型社会を構築していく必要があります。年間のごみ総排出量の減少を加速させ、ごみ処理に関する経費削減を目指していきます。

#### ⑪環境衛生

本市において、適正な一般廃棄物処理を進める上で欠かせない各処理施設は、安心で快適な市民生活と密接な関係にあります。市の各処理施設での廃棄物処理量は、人口の減少や資源化の推進、下水道の普及により、年々減少傾向にある一方で、し尿処理施設については老朽化が著しく、維持管理に大変な労力と費用がかかることから、現状を踏まえた施設の更新計画を策定する必要があります。

また、廃棄物のリサイクルによる資源化をめぐり、現在の社会・経済情勢の変化により様々な問題が生じています。今後は、その状況を踏まえた分別収集や集団回収の細分

化を図り、併せてリサイクル処理設備の更新、集約等を計画的に実施することで、リサイクル資源の品質向上を推進することが必要です。

## **(2) その対策**

### **①住宅・宅地**

■老朽化した市営住宅の入居者移転と建物解体を進め、人口減少社会に対応した市営住宅ストックの整理を行います

■市営住宅の建替えや新規の建築によらず、基幹集落の民間空き家を活用して定住促進用の政策的な市営住宅を整備します

■生活援助員を配置した高齢者世帯向け優良賃貸住宅など、高齢者のニーズを満たす市営住宅を整備します

■人口減少対策として、横断的な住環境施策の連携に取り組みます

### **②都市計画・景観・耐震・公園・空き家**

■景観事業や耐震事業の啓発活動を行います

■景観審議会を定期的に開催し、景観に配慮した建築物等の調査・指導を行います

■木造住宅の無料耐震診断を行います

■木造住宅以外の建築物の耐震診断の助成を行います

■木造住宅の耐震改修工事、除却及びシェルター設置の助成を行います

■特定建築物・緊急輸送道路沿道建築物等の耐震改修等設計、耐震改修工事、建替え又は除却の助成を行います

■利用者のニーズに応える公園施設の管理運営を行います

■空き家等対策協議会を開催し、管理不全の空き家に対し、助言・指導を行います

■不良空き家等及び老朽空き家等の除却工事に助成を行います

■市外からの移住・定住を目的に市所有の旧教員住宅等の改修工事を行います

### **③上水道**

■災害時でも給水を確保するための重要給水拠点为数箇所設定し、拠点までの管路等の耐震化を進めます

■施設の維持管理とともに、耐震化等工事にも民間の知識・技術を活かした取り組みを進めます

■水道施設はすべて今後も維持管理が必要なため、人口減少による料金収入の減少分と、耐震化等の財源を確保するための料金改定を検討します

■地球温暖化などの環境変化による水質、水量の変化に対応するため、新たな水源の確保と浄水方法を検討します

#### ④汚水処理施設

- 汚水処理施設の維持管理にかかる経費を抑えるため、計画的な設備更新を行うとともに、強靱化を図るべく、施設の耐震化を進めます。また、令和12年度までに不採算となっている小規模処理区(7処理区)について、集合処理から個別処理への転換(合併処理浄化槽転換事業)に取り組んでいきます
- 汚水処理施設へのつなぎ込みのための普及活動を行います
- 下水道処理区域外での合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、水質保全と公衆衛生の向上を図ります

#### ⑤火葬場

- 浄郷苑の大規模改修を行い、本市の中心的火葬施設として機能を強化します
- 浄郷苑の改修完了後、小坂斎場を廃止し、施設の集約化と管理の合理化を図ります
- 待合ホール等の機能向上や火葬時間の短縮のための施設整備など、利用者の利便性とサービスの向上に努めます

#### ⑥防災

- 防災士育成補助事業によって、地区に2～3人程度の防災士育成を目指します
- 規模の小さい区等は防災対策のできる範囲を自ら考え、他の地区との協働による対策を推進します
- 防災減災を図るため、各自治会において地区防災計画の作成を推進します
- 防災訓練時にハザードマップ等を利用し危険箇所の確認を行い、安全確保を推進します
- 市・学校・自治会で連携し、避難所開設や運営が行われるよう取り組んでいきます
- デジタル技術を用いることで、防災・減災に係る情報を多様化・高度化し、多彩なシチュエーションを想定した正確で受け取りやすい情報伝達体制を構築します。より多くの住民へ必要な情報を迅速かつ確実に届けることを目指します

#### ⑦消防

- 火災時に有効な消火活動ができるよう、消防水利を適切な場所に配備し、消火活動の迅速化を図ります
- 消防団員の確保が困難な現状を打開するため、退団後の再任用制度や、災害に特化した支援団員、災害現場で活躍する女性の入団促進など、多様な人材が活躍できる体制を継続的に推進します
- 火災による死者発生を抑制するため、住宅用火災警報器の設置率100%を目指します。特に高齢者世帯や一人暮らし世帯を対象とした訪問設置支援や作動点検の呼びかけを強化します

■地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置補助制度を広く周知し、市民の利用を促進します

■観光客が安心して滞在できるよう、温泉旅館やホテル、飲食店など集客施設に対して、初期消火・避難誘導・通報訓練のさらなる充実を図ります

#### ⑧救急・救命

■より高度な処置が可能な救急救命士の育成と充実を図ります

■受講しやすい環境を整え、応急手当普及員と協働して救急講習会を開催します

■消防と医療機関との連絡体制を確立し、迅速に搬送できる体制を構築します

#### ⑨交通安全・防犯

■交通安全・防犯活動に取り組む団体の活動を支援します

■防犯灯、防犯カメラの設置を推進します

■ゾーン 30（住宅地など区域を指定した速度制限）や歩道と車道の分離等の交通安全対策を実施します

■運転手を含めた交通安全啓発活動を強化します

■各地区で実施されている交通安全・防犯活動を全市的に広げ、その効果を高めます

#### ⑩循環型社会

■市民及び事業者の意識の向上を図り、家庭や事業所それぞれが積極的な取り組みを行うことによりごみ減量化推進を目指します

■排出されたごみを最大限資源化できるよう市の財政状況も考慮しつつ、市民・事業者・市協働によるごみの分別区分の見直し・リサイクルルートの確保・資源を有効に分別収集できるよう、できることをできる範囲内において、可能な限りの尽力に努めます

■災害時のごみ処理対策、不法投棄防止対策など、関係各機関と連携し対応を図ります

#### ⑪環境衛生

■ごみ焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、中継施設の適正な維持管理、運営を図り、安全かつ安定的な廃棄物処理に努めます

■ごみ処理手数料の適切な金額設定が図られるよう努めます

■令和3年度末に埋立て満了した最終処分場の跡地利用計画の策定を行います

■資源化については、社会・経済情勢を踏まえ、分別の細分化や施設運営の効率化を推進します

■施設の整備事業は、建設費はもとより、ランニングコストの面も含め、経済的かつ効率的な施設整備に努めます

### (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)【水道総合地震対策事業】 東上田管路耐震化事業	下呂市	
		社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)【水道総合地震対策事業】 低区送水ポンプ更新工事	下呂市	
		社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)【水道総合地震対策事業】 低区配水池更新工事	下呂市	
	簡易水道	建設改良費 浄水場、配水池等機器更新工事	下呂市	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 耐震対策事業(計画) 1式 公共3処理区・特環5処理区	下呂市	
		社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 耐震対策事業(耐震診断) 1式 公共3処理区・特環5処理区	下呂市	
		社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 耐震対策事業(工事) 湯之島浄化センター 1式	下呂市	
	その他	合併浄化槽設置整備事業 生活環境の保全を図るため下水道整備区域以外における合併処理浄化槽設置に対し補助金を交付する。	下呂市	
	(4)火葬場			
		浄郷苑基幹的設備改良事業 浄郷苑火葬炉更新、バリアフリー化、待合室改善、内装補修等	下呂市	
	(5)消防施設			
		中消防署諸経費臨時 梯子車オーバーホール事業	下呂市	
		消防本部自動車等購入事業	下呂市	
		中消防署指令車購入事業	下呂市	
		消防本部自動車等購入事業	下呂市	
		南分署高規格救急車購入事業	下呂市	
		消防本部自動車等購入事業	下呂市	
		小坂出張所水槽付ポンプ車購入事業	下呂市	
		消防本部自動車等購入事業	下呂市	
	北分署高規格救急車購入事業	下呂市		
	指令システム整備事業	下呂市		
	通信指令システム維持管理事業(UPS等更新)	下呂市		
	指令システム整備事業	下呂市		
	通信指令システム部分更新事業	下呂市		
	消防自動車等購入事業	下呂市		
	小型動力ポンプ積載車(乗政)	下呂市		
	消防自動車等購入事業	下呂市		
	自動ポンプ自動車(萩原中区)	下呂市		
	消防自動車等購入事業	下呂市		
	小型動力ポンプ積載車(湯之島)	下呂市		
	消防自動車等購入事業	下呂市		
	自動ポンプ自動車(大島区)	下呂市		

	消防自動車等購入事業 小型動力ポンプ積載車(御厩野)	下呂市	
	消防自動車等購入事業 小型動力ポンプ積載車(小川区)	下呂市	
	消防自動車等購入事業 小型動力ポンプ積載車(少ヶ野)	下呂市	
	消防自動車等購入事業 小型動力ポンプ積載車(門和佐)	下呂市	
	消防自動車等購入事業 小型動力ポンプ積載車(保井戸)	下呂市	
	小型動力ポンプ購入事業 小型動力ポンプ購入(馬瀬数河)・(馬瀬中切)	下呂市	
	小型動力ポンプ購入事業 小型動力ポンプ購入(萩原下上呂)・(萩原花池・中呂)・(小坂長瀬)	下呂市	
	消防本部施設整備事業 南分署外壁修繕工事 南分署庁舎の外壁修繕	下呂市	
	消防本部施設整備事業 北分署外壁修繕工事 北分署庁舎の外壁修繕	下呂市	
	防火水槽整備事業 萩原町萩原上区防火水槽設置工事	下呂市	
	防火水槽整備事業 萩原町萩原中区防火水槽設置工事	下呂市	
	防火水槽整備事業 萩原町萩原下区防火水槽設置工事	下呂市	
	防火水槽整備事業 萩原町上村区防火水槽設置工事	下呂市	
	防火水槽整備事業 小坂町大島区防火水槽設置工事	下呂市	
	防火水槽整備事業 下呂地域防火水槽設置工事	下呂市	
	消防詰所整備事業 下呂市消防団(落合・湯屋・大洞)消防詰所 新築工事	下呂市	
(6) 公営住宅			
	定住促進空き家活用事業 家屋耐震工事3棟×5年 家屋リフォーム工 事(耐震以外)3棟×5年	下呂市	
(7) 過疎地域持続的発展特別 事業			
生活	景観形成事業 (景観審議会の開催、景観重要建造物・景 観重要樹木の指定)	下呂市	
	建築物耐震化促進事業 ・木造住宅耐震診断 ・住宅耐震改修補助 ・木造住宅除却工事補助 ・建築物耐震診断補助 ・特定建築物等耐震改修又は建替えのため の計画の策定補助 ・特定建築物等耐震改修工事、建替え又は 除却工事補助 ・耐震シェルター等設置補助	下呂市	
	空き家対策事業 (空き家等対策等協議会の開催、不良・老朽 空家等除却支援事業、移住定住促進住宅 化改修事業)	下呂市	
防災・防犯	災害対策諸経費 災害対策の一般経費 防災行政無線同報系操作卓更新にかかる	下呂市	

	経費		
	交通安全対策費 交通安全啓発及び交通安全対策事業にかかる経費	下呂市	
	交通安全施設整備事業 ガードレールの整備やカラー舗装工、区画線工に関する経費	下呂市	
	防犯灯整備事業 公共施設の防犯カメラ設置、自治会が事業主体となって実施する防犯カメラ設置事業	下呂市	
(8)その他			
	消防本部諸経費臨時 救急車積載資器材更新事業 救急車心マッサージ器更新、救急車モニター付き除細動器更新	下呂市	
	萩原地域地域振興事業 中央駐車場舗装改修事業 舗装改修工事 アスファルト舗装工、2,000㎡ 区画線工 一式	下呂市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【公営住宅】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「公営住宅については、基本的に今後とも適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」「耐用年数が経過し老朽化した住宅、耐震性が十分確保できない住宅は計画的に解体を進めます。」「老朽化した市営住宅の建替えは行わず、管理継続する市営住宅の長寿命化（劣化した屋根・外壁などの改修、老朽化した給排水衛生設備の改修等）を図ることで、必要な市営住宅の確保に努めます。」としており、「(2) その対策①住宅・宅地」で示す市営住宅に関する対策は、上記計画と整合しています。

##### 【公園】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「公園については、今後とも適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」としており、「(2) その対策②都市計画・景観・耐震・公園」で示す公園づくりや管理運営方針は、上記計画と整合しています。

##### 【上水道施設】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「上水道施設は、適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」「水道ビジョン計画」により、施設等の修繕や事業を効率的・計画的に推進します。」としており、「(3) 計画」で示す各水道施設工事は、上記計画と整合しています。

### 【下水道施設】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「下水道施設は、適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」「下水道ビジョン」を基に施設の統廃合を検討します。」としており、「(2) その対策④汚水処理施設」で示す汚水処理施設の計画的な設備更新や施設の最適化や「(3) 計画」で示す各下水処理施設工事は、上記計画と整合しています。

### 【火葬場】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「火葬場については、適切に維持管理を図りながら存続を図っていきますが、大規模な修繕を伴う場合には、統廃合を検討します。」「今後においては、委託や指定管理者制度の導入も視野に入れ、管理運営コストの低減等に向けた検討を進めます。」としており、「(2) その対策⑤火葬場」「(3) 計画」で示す設備改良事業は、上記計画と整合しています。

### 【消防施設・防災施設】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「消防施設」「防災施設」については、基本的に今後とも適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。老朽化している施設もあり、適切に更新を図っていきます。」としており、「(3) 計画」で示す各消防施設整備工事は、上記計画と整合しています。

### 【ごみ処理施設】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「ごみ処理施設については、今後とも適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」としており、「(2) その対策⑩環境衛生」で示すごみ処理施設の適正な維持管理や運営、最終処分場の整備方針、そして「(3) 計画」で示すごみ処理施設の施設整備事業は、上記計画と整合しています。



## (1) 現況と問題点

### ①子育て支援

本市においても年少人口（0歳～15歳未満）の割合は年々減少し、少子化が確実に進んでいます。核家族化の進行、女性の社会参加や共働き家庭の増加等により、子育てを取り巻く環境は著しく変化し、子育てに悩みや不安を抱える家庭は増加傾向にあり、子育て支援に対するニーズは多様化しています。これらの課題に対応するためには、こどもや子育て世帯の意見を反映した保育サービスの提供や子育て家庭に対する相談窓口の強化など、時代に即した安心して利用できる子育てサポート体制を提供することが求められています。また、こどもの数に合わせた児童関連施設の規模の見直しや計画的な施設整備、保育士等の確保なども行う必要があります。

今後は柔軟な保育サービスの充実を図るため、地域や保護者、企業等、各種関係機関が連携し、地域社会全体で子育てを支援できるよう取り組んでいくことが重要となります。

### ②児童福祉

核家族化やひとり親家庭の増加、地域社会における人間関係の希薄化などにより、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加など、様々な問題が生じていることから、こどもが健全に成長できる環境づくりのため特に配慮の必要なこどもや家庭等への支援が必要となっています。

ひとり親家庭への経済的・社会的な支援や要保護児童の早期発見や対応、障がいのあるこどもの早期療育や発達支援など様々な問題に包括的に対応するため、市の支援拠点として令和6年度に「下呂市こども家庭センター」を設置しましたが、その認知度はまだ十分とは言えず、必要な情報が必要な人に届いていないという課題もあります。今後は、これらの問題を解決し、多様化するニーズに応えるため、経済的支援の拡充、保護者の就労支援、そして相談体制の強化と情報発信を一体的に進める必要があります。

### ③高齢福祉

本市では高齢化の進展に伴い、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、高齢者福祉施策の推進と介護保険制度の円滑な運営が重要な課題です。さらに、少子化・過疎化の進展に伴い、介護従事者不足は深刻化しており、地域での互助が成り立たなくなることが懸念されます。こうしたことから、地域の介護、医療、予防、住まい、

生活支援サービス等による包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要です。また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、ハード・ソフトの両面で環境整備を進める必要があります。

今後は、市民に適切な質・量の介護サービスを提供することを目指し、下呂市高齢者福祉計画及び下呂市介護保険事業計画に基づく取り組みを進めます。

#### ④社会福祉

本市の地域福祉については、市と下呂市社会福祉協議会が連携して推進していますが、人口減少や高齢化社会、生活環境の変化などに伴い、地域福祉を担う人が減少し、近隣同士や地域コミュニティとの関わりが薄れてきているなど、地域には多様な困りごとが存在しています。そうした現状に対して市や社会福祉協議会などの公的なサービスのみで全てを解決していくことは困難になっています。また、少子化が予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況のなか、人口減少対策としても、結婚を希望する方への切れ目のない支援と出会いの機会創出に取り組む必要があります。

障がい福祉については、障がい者及び障がい児の大多数が、引き続き今の生活（地域での生活）を望んでいますが、障がいを理由とする差別や権利侵害などによる、居住、就労、社会参加等に関する様々な課題が取り巻いています。障がいの重度化への対応、個々の障がいに対応した日中活動の確保などの課題に対し、市地域福祉計画及び市障がい者福祉計画に基づき、障がい者等が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動へ参加でき、安心して暮らすために地域社会において「障がいのある人」も「障がいのない人」も、ともに生活できる環境づくりを進める必要があります。

#### ⑤健康

本市は、国、県の平均と比較すると脳血管、心疾患等、生活習慣病に起因する疾病の死亡率が高い状況です。年齢調整死亡率で見ると、75歳未満の男性の虚血性心疾患、脳血管疾患が高い状況になっています。国民健康保険加入者を対象に内臓脂肪症候群を減少させるための特定健診、特定保健指導を実施しています。また、生活習慣の発生、生活習慣病の重症化を予防するため、中学校3年生から毎年健診を受けられる体制を整え、健診結果に基づく健康教育も実施しています。

がん対策については、がん検診を職域健診として実施している事業所も多く、市実施の検診受診率は10～30%となっています。がんは早期に発見し、早期の治療開始が必要です。そのため、多くの市民が受診に対する意識を高め受診者を増やす必要があります。

また、社会の多様化により、うつ病等の精神疾患も増加してきており、特に働き盛りの男性や高齢の男性の自殺者の割合が高い状況です。自殺予防対策や健康で自立した社会生活が営めるようこころのケアの充実も重要となっています。壮年期を健康に過ごし、

健康寿命を延伸するためには若い頃からの健康管理が重要です。

近年、国等で公費負担して推進する定期予防接種の種類が拡充されてきています。今後も、健康で快適な生活を送ることができる持続可能な下呂市の実現に向け、本市の実情に応じた疾病予防を図るとともに、地域の医師会と連携し、より効果的な予防接種の推進に取り組んでいきます。また、大規模な災害が発生した場合の防疫対策、狂犬病の予防接種等、地域の公衆衛生環境を守るための対策についても、継続的に実施していく必要があります。

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに産み育てる基盤となります。近年は少子化、核家族化、女性の社会進出等、親と子を取り巻く環境が変化してきており、こうしたなかで妊娠、出産、育児など親が安心して子育てし、子どもが健やかに育つことができる環境づくりのためには、母子保健対策の推進が重要です。このため市では、妊婦健康診査費の助成、保健師による産前・産後のサポート、経済的な支援を行うとともに、健康管理体制の整備を行っています。

また、将来の生活習慣病を予防するためには、乳幼児期から適正な生活習慣を獲得することが必要であり、発達に応じた食育と健康づくりが求められています。

## **(2) その対策**

### **①子育て支援**

- 質の高い教育と保育を提供します
- 適正な環境で保育サービスを受けていただけるよう、公共施設等総合管理計画に基づき、市内こども園等の施設・設備整備を進めます
- ファミリーサポートセンター事業や、放課後児童クラブ、児童館の運営等、利用者のニーズに応じた、多様な子育てサポート体制を充実します

### **②児童福祉**

- こども家庭センターの積極的な周知と機能の充実により、不安を抱えるこども・妊婦・子育て当事者たちの声が埋もれることなく確実に相談機関に届く体制を築きます
- 市の独自施策をはじめとする経済的支援に加え、就労支援や生活相談などを通じて、生活の安定と自立に向けたきめ細やかな支援を行います
- 障がいのあるこどもや特別な配慮を必要とするこどもやその保護者に対する支援を充実させ、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境を整えます

### **③高齢福祉**

- 将来を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備を進めます
- 地域共生社会の実現を図ります
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進を図ります

- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進を図ります
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みを強化します
- 災害や感染症対策に係る体制整備を進めます
- 地域支援事業等の効率的な実施により、見守り、配食、買い物等の生活支援サービスの充実を図ります
- 老朽化が進んでいる市立老人ホームの移転新築及び市立デイサービスの整備を進めます

#### ④社会福祉

- 相談機能を充実させ、包括的、重層的な支援ができるよう体制を整えます
- 成年後見制度の中核機関を利用し、権利擁護についての体制整備をさらに充実します
- 自治会、各福祉団体（民生委員、福祉委員など）が連携し、地域の活性化を進める体制を構築します
- 地域で生きづらさを感じている市民が、自分らしく地域で住み続けることができるよう地域の福祉力を高め、寄り添い合える地域をつくります
- 各種助成制度や新たな支援事業等について、窓口や多様なメディアで広報啓発を行います
- 障がい児通所支援及び相談支援のサービス量を確保するとともに、市内事業所と調整を図りながら、サービス提供ができる体制を目指します
- 障がい者雇用及び就労支援は、就労系事業所や相談支援事業所、関係機関等と連携し、相談支援体制の強化に取り組みます
- 教育環境の整備は、障がいの有無に関わらず、同じ場所で共に学ぶことができるよう配慮した教育（インクルーシブ教育）を推進します

#### ⑤健康

- 健康維持のため、生活習慣改善について取り組みます
- がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病について、発症・重症化予防に取り組みます
- 官民一体となり、高血圧予防のため減塩に取り組みます
- 社会全体で健康意識を高めるために、多種多様な事業を各種団体と連携・協働し、健康づくりに取り組みます
- こころの健康の維持・向上のため、正しい知識の普及啓発、人材育成に取り組みます
- 乳幼児期からの全ての子ども期に対し、適した栄養・保健指導、身体活動の推進に取り組みます
- 高齢者の生活習慣病重症化・介護・機能低下についての予防や社会参加やつながりの推進に取り組みます
- 女性の小児期から高齢期までのそれぞれの健康課題に応じた支援に取り組みます

### (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園			
		保育所施設整備事業 わかばこども園空調設備改修工事 空調設備改修工事 1式	下呂市	
		保育所公設民営事業臨時 みなみこども園外部塗装工事 外部塗装工事 1式	下呂市	
		保育所公設民営事業臨時 かなやまこども園複合遊具購入 1基	下呂市	
	(3)高齢者福祉施設			
	老人ホーム	市立老人ホーム施設整備事業 市立老人ホーム施設整備工事 特別養護老人ホームあさぎりサニーランド及びかなやまサニーランド建物・設備改修	下呂市	
		あさぎりサニーランド移転新築事業 あさぎりサニーランド新設に伴う基本設計工事 特別養護老人ホームあさぎりサニーランドの新設に伴う基本設計の費用	下呂市	
		介護関連施設維持補修費 デイサービスセンター改修工事 デイサービスセンター建物・設備改修	下呂市	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	出産祝金支給事業 出産祝金の支給 保育士確保対策事業 保育士確保、定着のため奨励金等を支給	下呂市 下呂市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

#### 【保育施設】

「下呂市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」において、「保育施設は、今後の園児数の推移に注視しながら施設規模の適正化を検討するとともに、計画的に維持管理を図っていきます。」としており、「(2) その対策①子育て支援」と「(3) 計画」で示す市内保育所等の施設・設備整備事業は、上記計画と整合しています。

#### 【老人ホーム】

「下呂市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」において、「老人ホームについては、全て指定管理者精度を導入しており、今後も指定管理者制度を維持し、適切に維持管理を図りながら存続を図っていきますが、今後、譲渡・民営化について検討します。」としており、「(2) その対策①高齢福祉」と「(3) 計画」で示す老人ホーム施設整備事業は、上記計画と整合しています。

## 8. 医療の確保



### (1) 現況と問題点

#### ①医療

本市の医療提供体制は、一次救急については3つの市立診療所（小坂診療所・馬瀬診療所・中原診療所）と13の開業医、二次救急を県立下呂温泉病院と市立金山病院、精神科医療を市内の民間病院がそれぞれ担っています。三次救急については、市の北部地域は同じ飛騨医療圏の高山市にある病院、市の南部にある金山地域は中濃医療圏にある病院に依存している状況です。しかし、飛騨医療圏南部に位置する本市は、中山間地域が多いため、圏域内の移動や都市部への交通アクセスに大きな課題があります。

また、地域や診療科による医師の偏在により本市においても医師不足が深刻です。人口当たりの医師数は全国平均の7割程度に留まり、病院での医師確保が困難なため、一部の診療科や救急医療体制の維持が課題となっています。

また、看護師不足も深刻で、夜勤体制が組めずに病棟の閉鎖をせざるを得ない状況になっています。医師や看護師不足は病院経営を圧迫しており、悪循環を招いています。

地域医療の要である開業医は、かかりつけ医として在宅医療を担っていますが、高齢化と後継者不足により、このままでは一次救急医療の低下や縮小につながる可能性が高く重要な課題となっています。また、市医師会と市薬剤師会の協力で運営している休日の一次救急を担う市立休日診療所も、今後の継続が課題となっています。こうした状況から、市内医療機関間の連携強化を推進することが必要です。

また、中山間地域が多い本市では、交通アクセスの課題解決にICTを活用した遠隔医療が重要な役割を担います。オンライン診療を導入することで、高齢者の通院負担を軽減し、より多くの市民が自宅等で適切な医療を受けられる体制づくりを進める必要があります。

本市では、人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、医療需要が変化しています。これに伴い、認知症や複数の医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者が増加するため、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、病院、診療所、薬局、介護事業所が連携する「地域包括ケアシステム」の推進が不可欠です。

また、将来にわたって持続可能な医療提供体制を築くため、県立下呂温泉病院と市立医療機関が連携協定を締結しました。持続可能な医療提供体制を築くためにも、市民に地域医療の現状を広く周知し、地域医療をともに守り育てるための取り組みを進める必要があります。

## (2) その対策

### ①医療

- 医療提供体制を維持するため、市立金山病院、市立診療所のあり方を検討し、必要に応じ施設、設備の整備を推進します
- 市内医療機関の連携を強化するとともに、診療体制整備や設備整備等を支援します
- 飛騨圏域の医療機関と連携を強化するとともに、飛騨医療圏基幹病院の医師確保や医療機器整備等を支援します
- 修学資金の貸与制度や就職準備金の支給等によって、医師や看護師等の医療人材の確保・育成を図ります
- 岐阜大学医学部附属病院との連携を強化し、医師等の人材確保を推進します
- 業務の効率化や医師住宅の整備等、医療従事者の労働環境整備を推進します
- 開業医を確保するため診療所開設費用を支援します
- ICTを活用した医療提供体制の整備を推進します
- 在宅医療を充実させるため、ICTを活用した医療と介護の情報共有を推進します

## (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設			
	病院	金山病院医療機器整備事業	下呂市	
	診療所	診療所施設整備事業 高圧受電設備改修工事 小坂診療所内に設置された高圧受電設備の改修工事	下呂市	
		診療所機器整備事業 医療機器の整備	下呂市	
	その他	医療対策事業臨時 医療提供体制の充実のため、医療機器導入に対する補助事業	下呂市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	医師招へい事業 飛騨圏域の医師を確保するための事業	下呂市	
		看護師等修学資金貸与事業 市内の看護師確保のために、市内の公的病院等において、看護師、助産師として働く意思のある大学生等を対象とした修学資金の貸与事業	下呂市	
		医療対策事業 将来的な医師確保につなげるための事業 地域医療の発展・充実のための事業	下呂市	
		医療人材確保事業 看護師等医療従事者を確保するための事業	下呂市	

#### **(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

##### **【医療施設】**

「下呂市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」において、「下呂市立金山病院」については、その必要性から基本的に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」  
「下呂市立金山病院」及び各診療所は、市内外の医療機関との連携を進めていきます。」  
としており、「(3) 計画」で示す金山病院医療機器整備事業は、上記計画と整合しています。

##### **【診療所】**

「下呂市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」において、「診療所については、地域医療を守るため、今後とも適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」  
としており、「(3) 計画」で示す各診療所施設整備事業は、上記計画と整合しています。

## 9. 教育の振興



### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

少子化は本市の学校教育現場においても影響しており、市内の児童生徒数は、令和3年5月現在では小学校児童数計1,390人(計10校)、中学校生徒数計763人(計6校)でしたが、令和7年5月現在では小学校児童数計1,142人(計9校)、中学校生徒数計717人(計6校)となっています。こうした中でも、本市の小中学校では、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成をめざし、創意と活力に満ちた学校経営を推進しています。

令和7年度の小学6年生、中学3年生における調査では、「学校が楽しいと感じる児童生徒」の割合は、小学校89.0%、中学校90.8%、また、「授業の内容が分かりやすいと答える児童生徒」の割合は、小学校87.0%、中学校84.1%となりました。児童生徒に「確かな学力」が身に付きつつありますが、残り数パーセントの児童生徒を気にかけて指導を徹底するとともに、さらに指導方法を工夫し、個々の学習状況に応じたきめ細かな指導の充実を図っていく必要があります。また、発達障がい等、特別な支援を要する児童生徒への支援を充実するとともに、不登校・不登校傾向がみられる児童生徒についても組織的な教育相談を推進する等、さらなる体制の強化が求められています。

市内学校施設は、平成25年度までに耐震化が完了しましたが、施設の多くは老朽化が進み一斉に更新期を迎えています。このような状況下において、学校施設は学校本来の機能のみならず災害避難場所としての防災機能や地域の人々の交流の場等、地域社会と連携協力するための機能が求められています。また、教員住宅の多くも老朽化が進み、安価な民間の賃貸住宅が普及してきたことなどを背景に、利用する教員が減少し、空住宅が多くなっています。

#### ② 社会教育

本市では、青少年を健全に育成するための取り組みとして、青少年の社会奉仕・体験活動・地域行事などに参加する機会づくり等の活動を行っています。このような取り組みを通じて、子どもたちが地域・郷土に愛着を持ち、社会性を身につけることで自己有用感の醸成に繋がるよう、今後もこうした事業を継続して支援していくことが必要です。

家庭教育では、しつけなど子育てについて学ぶ場として、親子で様々な体験を行う「親学び講座」などの支援事業に取り組んでいます。また、子育て経験者をはじめとする地

域の多様な人材で構成した「家庭教育支援チーム」と連携し、子育て中の母親たちの意見交換やリフレッシュの場として「赤ちゃんカフェ」や「子育てカフェ」を開催しています。こうした事業を実施することにより、親間のネットワークづくりや地域指導者（リーダー）の育成に繋がると考えます。しかし、対象となる利用者のニーズなどから考察すると、開催日程の見直しなど取り組みの改善を進めることが必要です。

生涯学習では、一人ひとりが自由に、そして自らテーマを選び、自分にあった手段・方法を探りながら年齢を越えて、学習する機会を生涯にわたって提供できるよう、様々な生涯学習講座を実施しています。しかし、講師となる人材不足やニーズの多様化、インターネットの普及による情報取得の利便性が格段に向上したことに伴う学習方法の変化のため、市民の参加は年々減少傾向にあります。一方、地域の集会施設や公民館等を拠点とした自主的サークル活動は、高齢者を中心に活発化していますが、一部地域においては活動が根付いていないのが現況です。今後は、自治会組織や地域の自主的団体との連携に留まらず、コミュニティ・スクール等のしくみを利用し、活動の持続化を図る必要があります。また、各々の活動を市民に啓発・紹介し、地域活動の必要性や魅力を広く発信することも重要です。

下呂市図書館は、蔵書冊数は増加していますが、図書館の登録者数は全市民の3割程度に留まっているのが現状です。必要な情報を市民に提供し、市民の自己啓発や地域づくりなど、利用者の様々なニーズに対応できるように資料の充実を図り、地域の生活情報発信基地として機能の強化を図ることが必要です。また、より多くの市民が図書館サービスを楽しむよう、学校図書館とも連携を深め、各年齢層の市民が利用しやすい図書館づくりが課題となっています。

### ③スポーツ

新型コロナウイルスの影響により、本市では多くのスポーツイベントが制限され、市民の運動機会が大きく減少しました。この影響は現在も続いており、地域コミュニティの希薄化や市民の健康意識の低下といった課題が浮き彫りになっています。また、少子高齢化とそれに伴う競技人口の減少により、中学校の部活動が地域クラブへ地域展開するなど、スポーツ活動のあり方が大きく変化しています。さらに、施設の老朽化が進む中で、気候変動による熱中症対策も急務となっており、施設の維持管理や整備には多額の費用が必要となるため、持続可能な運営体制を構築することが重要です。

（市民の健康づくりと運動習慣の定着）

日常的に本格的なスポーツに取り組む人と、全く体を動かさない人の二極化が進み、生活習慣病予備軍が増加しています。今後は、競技スポーツが人口減少と高齢化でさらに縮小することを考えると、スポーツの役割として、誰もがいつでも、どこでも、短時間で気軽に楽しめる活動を広めることが求められます。

（生涯スポーツの推進と地域クラブの連携）

少子化により、将来的に同一世代で競技スポーツの活動が困難になることが懸念されます。本市では「下呂市モデル」として中学校部活動の地域展開が進んでいますが、今後はさらに一歩進んだ取り組みが必要です。子どもから大人まで、年齢や興味に応じて様々なスポーツに触れ、また、活動を中断したり再開したりできるような生涯にわたるスポーツ環境を整備することが重要です。これにより、競技人口の確保とスポーツへの親しみを深め、より多くの市民が自分に合った形でスポーツを続けられる仕組みを作ることが鍵となります。

#### (スポーツ推進の中核組織の確立と役割強化)

市民が継続してスポーツに親しみ、健康づくりに取り組めるスポーツ社会を実現するには、中核となる組織の活動強化が不可欠です。本市では下呂市スポーツ協会がその役割を担っており、その役割をさらに明確化する必要があります。同協会に求められる機能としては、競技スポーツにおいては、人口減少の中でも、誰もがやりたい競技にアクセスできる環境づくり、生涯スポーツにおいては、市民の健康づくりを目的とした、気軽に参加できる運動習慣の定着、子どもスポーツにおいては、本格的な少子化の中でも、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、多様な種目を体験できる機会の提供などが課題となります。

#### (スポーツ施設の適正化と機能向上)

本市は人口規模に対してスポーツ施設が多く、老朽化も進んでいます。今後は、利用者数が少なく、改修が難しい施設の配置適正化を図りつつ、アクセスが良い中核施設の競技環境を向上させていく必要があります。具体的には、トイレの洋式便座化などのバリアフリー化に加え、熱中症対策として体育館への空調設備・断熱工事を実施したり、屋外施設にもクーリングシェルターを設置したりするなど、安全で快適な施設環境を整備することが急務です。

#### (飛騨御嶽高原ナショナル高地トレーニングエリアの活用)

標高 1,700m に位置するこのエリアは、国のナショナルトレーニングセンターとして、トップアスリートの競技力向上に貢献しています。今後の課題は、この貴重な施設の持続可能な運営です。高地トレーニングに関する医学的・科学的な研究を進め、そのノウハウを蓄積することで「御嶽ブランド」を確立し、利用料以外の広告収益や民間企業との連携による新たな収益源を確保していくことが重要です。また、高地トレーニングは一般市民の健康増進にも有効であることから、このエリアの設備や環境を活用し、生活習慣病予防などの健康づくりに関する研究を進め、市民向けの健康プログラムを開発・提供することも目指します。これにより、市民の健康増進に寄与するだけでなく、エリアの利用価値をさらに高めることができます。

## (2) その対策

### ① 学校教育

- 学業支援員を配置し、特別な支援を要する子への指導や不登校傾向がみられる児童生徒に対する相談活動を行います
- 様々な事故の未然防止をはじめ、食育の推進等健康で安全に生活できる教育の充実に努めます
- 小中学校の教材備品や図書の購入、情報教育環境の整備・充実に努め、教育振興に努めます
- 地域住民の心情に寄り添いつつ、子どもたちの将来につながる学校統合の議論を進めます
- 就学援助費、奨学金制度の充実に努めます
- 屋内運動場の空調設備の整備に取り組み、猛暑等から児童生徒の安全を守るとともに避難所としての防災機能の強化を図ります
- プール改修等を行い、防災機能の強化を図るとともに地域と連携した安心安全な地域拠点を創出します

## ②社会教育

- 妊娠期から親としての学習機会を充実させます
- 家庭教育の支援体制を充実させます
- 地域社会と連携し、家庭教育を推進します
- 青少年の諸活動の活性化やリーダーの育成、地域への参加の機会づくりを推進することで、下呂市の未来を担う子どもたちの郷土を愛する心を育みます
- 地域の主体的な活動を支援するとともに、指導者の養成を図ります
- 地域で青少年を見守り、健全に育てていこうとする気運を高めます
- 地域コミュニティの再構築を支援し、公的施設の有効活用を図ります
- 市民誰もが、いつでもどこでも学べる体制づくりと指導者の確保を行います
- 団体やサークルの活動の自立を支援します
- 親しまれる図書館（室）づくりのために必要な機能整備（移転や勉強スペースなどの環境整備含む）と運用を図ります
- 社会教育施設（公民館・市民会館など）の健全な管理運用を行います
- 人権学習の機会や資料を充実させ、啓発活動を推進します
- 学習需要にこたえるため、生涯学習の充実に努めます

## ③スポーツ

- スポーツ協会の強化を図り、市民自治の組織として、スポーツ全体の活性化と次世代の人材育成を行います
- 誰もが気軽に取り組める地域スポーツの振興を図り、市民の健康づくりに貢献します
- 将来的に、中学校部活動の地域展開を生涯スポーツに取り込み、子どもから高齢者ま

で、一貫してスポーツに親しめる環境づくりを行います

■市内のスポーツ施設を中核施設・地区体育施設・地域健康運動広場に区分し、中核施設については熱中症対策としての空調整備のほか、競技環境の向上を図ります。一方で、利用者が少なく、老朽化したスポーツ施設ストックの整理を進めます

■岐阜県、高山市、下呂市に跨る飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアについて、スポーツコミッションを組織化してエリアの一元的な運営を図り、国内外の代表合宿などの誘致を積極的に推進します

■飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアにおいて、医・科学的な知見を活用してアスリートの競技力向上メソッドと、一般市民の健康増進メソッドを確立し、高地トレーニングのブランド化を図ります

### (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	小学校空調設備整備事業 南部地域小学校特別教室空調設備整備工事 空調設備整備工事 N=1 式 下呂小学校・竹原小学校・上原小学校・金山小学校	下呂市	
		小学校空調設備整備事業 北部地域小学校特別教室空調設備整備工事 空調設備整備工事 N=1 式 宮田小学校・尾崎小学校・小坂小学校・馬瀬小学校	下呂市	
		小学校トイレ改修事業 小坂小学校トイレ改修工事 トイレ改修工事 N=1 式 小坂小学校	下呂市	
	屋内運動場	小学校空調設備整備事業 萩原小学校屋内運動場空調設備整備工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 萩原小学校 A=1,088 m <sup>2</sup>	下呂市	
		小学校空調設備整備事業 宮田小学校屋内運動場空調設備整備工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 宮田小学校 A=909 m <sup>2</sup>	下呂市	
		小学校空調設備整備事業 尾崎小学校屋内運動場空調設備整備工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 尾崎小学校 A=710 m <sup>2</sup>	下呂市	
		小学校空調設備整備事業 小坂小学校屋内運動場空調設備整備工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式	下呂市	

小坂小学校 A=813 m <sup>2</sup>		
小学校空調設備整備事業 下呂小学校屋内運動場空調設備整備 工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 下呂小学校 A=1,120 m <sup>2</sup>	下呂市	
小学校空調設備整備事業 竹原小学校屋内運動場空調設備整備 工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 竹原小学校 A=992 m <sup>2</sup>	下呂市	
小学校空調設備整備事業 上原小学校屋内運動場空調設備整備 工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 上原小学校 A=775 m <sup>2</sup>	下呂市	
小学校空調設備整備事業 金山小学校屋内運動場空調設備整備 工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 金山小学校 A=1,163 m <sup>2</sup>	下呂市	
小学校空調設備整備事業 馬瀬小学校屋内運動場空調設備整備 工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 馬瀬小学校 A=679 m <sup>2</sup>	下呂市	
中学校空調設備整備事業 萩原南中学校屋内運動場空調設備整 備工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 萩原南中学校 A=1,534 m <sup>2</sup>	下呂市	
中学校空調設備整備事業 萩原北中学校屋内運動場空調設備整 備工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 萩原北中学校 A=1,046 m <sup>2</sup>	下呂市	
中学校空調設備整備事業 小坂中学校屋内運動場空調設備整備 工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 小坂中学校 A=987 m <sup>2</sup>	下呂市	
中学校空調設備整備事業 下呂中学校屋内運動場空調設備整備 工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 下呂中学校 A=1,314 m <sup>2</sup>	下呂市	
中学校空調設備整備事業 竹原中学校屋内運動場空調設備整備 工事 実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 竹原中学校 A=1,044 m <sup>2</sup>	下呂市	
中学校空調設備整備事業 金山中学校屋内運動場空調設備整備 工事	下呂市	

	実施設計業務 N=1 式 空調設備整備工事 N=1 式 金山中学校 A=1,748 m <sup>2</sup>		
	小学校屋内運動場改修事業 萩原小学校屋内運動場照明LED化改修工事 LED 照明改修工事 N=1 式 萩原小学校 A=1,088 m <sup>2</sup>	下呂市	
	小学校屋内運動場改修事業 小坂小学校屋内運動場照明LED化改修工事 LED 照明改修工事 N=1 式 小坂小学校 A=813 m <sup>2</sup>	下呂市	
	小学校屋内運動場改修事業 下呂小学校屋内運動場照明LED化改修工事 LED 照明改修工事 N=1 式 下呂小学校 A=1,120 m <sup>2</sup>	下呂市	
	小学校屋内運動場改修事業 竹原小学校屋内運動場照明LED化改修工事 LED 照明改修工事 N=1 式 竹原小学校 A=992 m <sup>2</sup>	下呂市	
	中学校屋内運動場改修事業 竹原中学校屋内運動場照明LED化改修工事 LED 照明改修工事 N=1 式 竹原中学校(格技場) A=442 m <sup>2</sup>	下呂市	
水泳プール	小学校施設整備事業 下呂小学校プール改修工事 実施設計業務 N=1 式 プールサイド改修工事 N=1 式 プール機械設備改修工事 N=1 式	下呂市	
(3)集会施設、体育施設等			
公民館	公民館活動費 公民館の自主的な活動に対する支援	下呂市	
	公民館施設管理費 市内 10 か所の公民館の維持管理費	下呂市	
	公民館施設維持補修費 市内公民館の維持補修費用	下呂市	
体育施設	飛騨御嶽高地トレーニングエリア管理運営費 御嶽パノラマグラウンド改修工事 タータン改修 L=400m×6レーン ライン塗替え L=400m×6レーン	下呂市	
	下呂交流会館管理運営費臨時 下呂交流会館長寿命化改修工事 空調設備改修工事・屋根防水膜改修工事・排煙窓改修工事・スプリンクラーバルブ改修工事・昇降機耐震適合化改修工事・特定天井耐震適合化改修工事・LED工事	下呂市	
	体育施設整備事業 あさぎりスポーツ公園改修工事 テニスコート改修(オムニコート4面張替え)、野球場改修(防球ネット取替工事、電光掲示板設置、土入れ替え工事)	下呂市	
	体育施設整備事業 あさぎり体育館長寿命化改修工事 体育館断熱工事・体育館空調工事・体育館屋根改修工事・体育館電気設備更新工事・防災用倉庫・コンテナトイレ整備工事	下呂市	

		体育施設整備事業 あさぎりスポーツ公園弓道場長寿命化 改修工事 弓道場改修工事	下呂市	
	図書館	図書館運営費 図書館法に基づき設置された図書館 (室)等を運営する経費	下呂市	
		図書館運営費臨時 図書館利用者への調査などほか図書 館システムや図書館移転費用、魅力あ る図書館環境のための整備費用等環 境整備のための臨時的費用	下呂市	
	その他	いきいきセンター管理運営費 地域の伝統文化・音楽の伝承を推進、 学習施設の管理	下呂市	
		山之口キャンプ場管理運営費 青少年育成のためのキャンプ場の管理	下呂市	
		位山自然の家管理運営費 簡易宿泊施設「位山自然の家」の管理 運営費	下呂市	
		社会教育施設維持補修事業 位山自然の家東屋・清流広場トイレ・い いきいきセンター・山之口キャンプ場の小 修繕費	下呂市	
		星雲会館等(萩原庁舎)管理費臨時 星雲会館建物・設備改修工事 エレベーター改修・空調設備室外機安 全柵設置・屋上屋根防水修繕・高圧受 電設備改修 天慶の間音響設備改修・天慶の間備 品購入・身障者用駐車場スペース上屋 設置	下呂市	
		南飛騨萩原十六館管理運営費 十六館冷暖房設備改修工事 冷暖房 施設整備工事 一式	下呂市	
		金山市民会館管理費臨時 金山市民会館空調設備改修事業 図書室、児童館空調設備 一式 鉄筋 コンクリート3階建 延床面積:2,065 m <sup>2</sup>	下呂市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生涯学習・スポーツ	生涯学習講座費 生涯学習講座の開設経費	下呂市	
	その他	家庭教育支援総合整備事業 子育て中の親を対象とした親学び講 座、小中学生を対象としたいのちのふ れあい講座の開催、家庭教育支援チ ームの活動支援費用	下呂市	
	(5) その他			
		自治会活動諸経費 下呂市連合自治会に係わる経費や自 治会保険加入費への補助	下呂市	
		集落集会施設等整備事業助成費 自治会が所有、管理する集落集会施 設等の整備改修事業に対する補助金	下呂市	
		社会教育諸経費 社会教育法の規定に基づく社会教育 委員関係費用	下呂市	
		青少年教育諸経費 青少年育成委員の活動費用の他、青 少年育成市民会議・少年の主張大会・ 英語イベント等の開催費用	下呂市	
		青少年健全育成事業 ジュニアリーダー、子ども会、わくわく科 学体験教室などの活動費用	下呂市	
		地域学校協働活動推進事業	下呂市	

	地域全体で子どもの成長を支える取り組みの実施費用		
	二十歳のつどい開催費 20歳を迎えた市内中学校卒業生及び下呂市在住者に対する記念行事を開催	下呂市	
	社会教育活動推進諸経費 PTA及び学校生活に対する活動支援費用	下呂市	

#### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【小学校・中学校】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「小学校、中学校については、今後の児童・生徒数の推移に注視しながら学校規模の適正化を検討するとともに、計画的に維持管理を図っていきます。」としており、「（３）計画」で示す各小中学校工事は、上記計画と整合しています。

##### 【図書館】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「図書館については、親しまれる図書館（室）づくりのために必要な機能整備と運用を図っていきませんが、利用状況や施設のあり方を検討し、統合や規模の縮小について検討します。」としており、「（２）その対策②社会教育」で示す図書館（室）機能の整備は、上記計画と整合しています。

##### 【市民会館・公民館・集会施設・その他】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「公共性が高く、市民の利用も多い「下呂市下呂交流会館」、「下呂市星雲会館」等は今後とも適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」としており、「（２）その対策②社会教育」で示す社会教育施設（公民館・市民会館など）の健全な管理運用は、上記計画と整合しています。

##### 【体育館・グラウンド等】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「公共性が高く市民の利用も多い体育館・グラウンド等は、今後とも適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。但し、一部の施設においては、それぞれの施設のあり方を明確にし、統廃合や譲渡・民営化について検討します。」としており、「（２）その対策③スポーツ」で示すスポーツ施設の整備方針や「（３）計画」で示す体育施設整備事業は、上記計画と整合しています。

## 10. 集落の整備



### (1) 現況と問題点

#### ① 地域振興

本市の自治会加入率は85.4%と高く、地域により活動の内容や頻度に差はあるものの、地域コミュニティの最小単位として、地域ならではの創意と工夫で地域としての機能を維持し続けています。しかし、人口減少による地域の衰退感は着実に浸透しており、これを令和2年2月に萩原地域自治会連合会主催の講演会において、徳島大学准教授田口太郎氏が説明した言葉を引用すると、「これまで地域活動を支えてきた担い手の数は、地域の維持に必要な労力を下回り始めている。それでも地域（活動）が維持されているのは、残された担い手が大きな負担を負っているからであり、こうした負担感は地域で担うことへの敬遠感につながり、さらに若手が地域の担い手から遠ざかっていくことで、残った担い手の負担感が更に増す、という負のスパイラルに陥っている」ということになり、地域の悪循環が目の前に広がっているため、この担い手不足の解消が急務とされています。地域を維持するために必要な住民自治の衰退感が広がる一方で、行政による団体自治も、財政の悪化、人員不足による行政サービスの低下により衰退傾向にあります。合併を繰り返し、行財政の効率化を進めてきた結果、地理的に中心市街地から遠い地域ほど、衰退感、諦め感は深刻となる傾向にあります。

こうした状況に鑑み、本市では第二次総合計画から「住民主体の地域づくり」を重点的に推進し、一部地域で新たな地域運営の試みが始まりました。第三次総合計画では、この流れをさらに発展させ、将来都市像である「いのち輝き ころもふれあう げろの未来」の実現に向け、市民と行政が連携する「協働のまちづくり」をまちづくりの柱の一つに掲げています。住民が主体となり自律的な地域づくりを市内全域で推進するためには、地域の多様な意見をまとめ、合意に至るまでのプロセスを丁寧に構築し、地域ごとの異なる課題や特性に対応するため、市の各種施策を地域が主体的に選択・活用できる仕組みを整えること。また地域住民の参画を促し、活動を円滑に進めるための調整役となるファシリテーターやコーディネーターといった人材の育成・確保することなど、これらの取り組みを通じて、持続可能な地域コミュニティの形成を目指します。また、「地域づくり」の担い手となる移住・定住者を受け入れるための民間住宅も不足傾向にあるため、移住・定住促進を目的とした住宅環境の整備が求められています。

### (2) その対策

#### ① 地域振興

- 地域住民による、定期的な地域の現状把握に継続的に取り組みます（ふるさと磨きミーティング）
- これまでの地域活動を補完する、新たな枠組みでの活動を支援します（下呂市地域づくり活動事業補助金）
- 新たな枠組みでの地域活動を自律させるため専門員の配置を推進します（集落支援員）
- 地域運営組織のコミュニティ拠点施設を整備します
- 持続可能な「地域づくり」を目指し、職員研修を開催します
- 移住・定住促進のための市営住宅区分を新設し、基幹的集落の空き家を整備して供給することで「地域づくり」の担い手の確保を進めます

### （３）計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		小坂地域地域振興事業臨時 湯屋地区コミュニティ施設整備 コミュニティ拠点施設改築工事(旧湯屋小学校特別校舎) 木造2階建 延床面積 A=662.4㎡	下呂市	
		金山地域地域振興事業臨時 地域運営組織拠点整備事業(旧東第一小学校、菅田小学校)	下呂市	
	(3) その他			
		萩原地域地域振興事業 萩原地域における地域コミュニティの充実や強化を推進するための経費	下呂市	

### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

#### 【コミュニティ拠点施設等】

「下呂市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、「公共性が高く、市民の利用も多い「下呂市下呂交流会館」、「下呂市星雲会館」等は今後とも適切に維持管理を図りながら存続を図っていきます。」としており、「(2) その対策①地域振興」で示すコミュニティ拠点施設整備は、上記計画と整合しています。

## 11. 地域文化の振興等



### (1) 現況と問題点

#### ①文化・芸術

本市では、地域に根付いた地歌舞伎など、郷土愛の拠り所となる伝統芸能が育まれてきました。また、文化・芸術団体の自主的な運営を行うため、各地域で開催される催しへの参加等、市民に優れた文化・芸術に触れる機会や学習会の支援を行っています。しかし、少子化等によって伝統芸能の担い手不足、活動規模の縮小などが進行しており、地域の特色である文化が消滅してしまうおそれがあります。また、趣味嗜好の多様化や団体構成者の高齢化、後継者の不足による組織の弱体化も進んでいます。

市民の誰もがより充実した人生を過ごすために、生涯学習として自らの感性、個性を磨くことができるような豊かな文化・芸術の創造等を図ることが重要です。その活動の場の拡大・充実、後継者の育成・技能の伝承につなげる包括的な支援が今後より求められます。

#### ②文化財

令和8年3月末時点で、市には513件（国指定9件、県指定56件、市指定433件、国登録15件）の文化財が所在しています。これらは文化財所有者や地域住民等によって保護されたり、一部は博物館で保管・展示されたりしています。また、市内には指定・登録文化財以外にも多くの未指定文化財が存在し、これらも地域の中で守り伝えられてきた大切な歴史文化遺産です。しかし、これらの文化財は継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機に瀕しており、その把握も十分ではありません。博物館や文化財収蔵施設等で管理する文化財については、施設の老朽化により収蔵環境が悪化しています。

今後、これまで価値が十分に認識されていなかった未指定文化財の把握も進めたうえで、文化財継承についてその担い手を確保し、社会全体で支えていく体制づくりが急務となっています。

### (2) その対策

#### ①文化・芸術

- 文化、芸術等の保存及び伝承に係る助言・相談などの活動支援を行い、関係団体の自主的な運営を促進します
- 地域芸能文化の発表の場を提供し、その活用を図ります
- 文化財保護意識の向上に努めます

## ②文化財

■文化財を確実に継承するため、文化財の修理や公開等に係る支援、文化財保存に係る助言等を行います

■これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財も含めた文化財の調査をし、その成果を活かした「まち歩きイベント」などを実施して、新たな視点での活用を推進します

■廃校を活用した収蔵庫の整備を進め、文化財の適切な保存環境を確保します

■収蔵資料の整理・調査研究をし、その成果を博物館の展示に反映させ、文化財の価値と地域の魅力を発信します

■特別天然記念物であるオオサンショウウオについて、外来種との交雑問題を解決するため、関係機関と連携した広域的な保護活動を強化します

## (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	文化伝統芸能推進事業 市文化協会、地歌舞伎・獅子芝居団体への支援	下呂市	

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進



### (1) 現況と問題点

人口減少が進行する地域において、持続可能な社会を目指す上で、自然環境への負荷軽減が重要な課題です。近年、地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響、特に集中豪雨による被害や自然災害の脅威を身近に感じる中、美しい自然と「森と清流と温泉」を次世代へ継承するため、この地球全体の環境問題に真摯に取り組む必要があります。この喫緊の課題に対し、本市は令和6年5月26日に「下呂市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

この宣言は、現在の生活スタイルを見直し、限りある資源を有効活用するという、市民一人ひとりの環境配慮行動の重要性を一層高めるものです。これまでも省エネ推進や再生可能エネルギーへの転換が求められてきましたが、今後はゼロカーボンシティ達成という明確な目標に向け、市・市民・事業者が互いに連携・協力しながら一体となって、省エネ意識・省エネ行動の促進、各家庭等における再生可能エネルギーへの転換に向けた戦略的な啓発に取り組む必要があります。今後、節電・節水、公共交通利用、緑化推進、住宅用太陽光発電システム設置などの利用推奨等を通じて、2050年までの実質ゼロ達成に向けた省エネやCO<sub>2</sub>削減の普及促進をより強力に図ります。

### (2) その対策

- ごみの資源化と再利用のための施策を展開します
- 持続可能な地域団体のリサイクル活動を推進します
- 資源ごみ店舗回収の促進啓発を進めます
- 再生可能エネルギーや省エネに関する情報を収集し啓発を進めます

### 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項



#### (1) 現況と問題点

##### ①情報共有

本市では、行政の取り組みを市民に理解、評価してもらうため、広報紙の発行やホームページの運営、メール配信サービス、防災アプリ、SNSなどのソーシャルメディアでの情報発信を行うとともに、記者発表や記者会見等マスメディアを活用しています。市民に分かりやすく伝えるため、市民の立場に立った情報発信を行う必要があります。

また市民の声や取り組みなどの情報を収集して市政運営に役立てていくため、各種事業説明会、市政報告会、市長と語る会、パブリックコメント、市民アンケートなどの広聴活動を行っていますが、今後は誰もが情報や意見を発信しやすい体制を構築していくことが課題です。

##### ②自然環境

本市は、太平洋岸気候と内陸性気候の中間に位置し、海拔差約2,800mにも及ぶ高度差の大きい起伏に富んだ地形を有しています。そのため、高山帯から温帯に至る多様性に恵まれた自然環境があり、桜前線や紅葉前線が市内を1ヶ月かけて移動するなど、日本の自然の縮図ともいえる地域です。本市では、古くから自然環境と共存した産業や文化が育まれてきました。近年の社会情勢の変化や環境問題への対策を図りながら、この恵まれた自然環境を保全しつつ、地域を発展させる貴重な資源として持続可能な利用を進めていくことが重要です。

本市は、「下呂温泉」、「飛騨小坂温泉郷」などの温泉が有名な観光地ですが、自然環境を活かした「エコツーリズム」を観光に取り入れています。これは、繊細な自然に過剰な負荷をかけないように、地域の自然ガイドがモニタリングを行い、観光客数をコントロールしながら、付加価値の高い案内で観光客の満足度を高めるもので、「ハイバリュー（高付加価値）・ローボリューム（受入人数制限）・ローインパクト（低負荷）」の観光事業により、自然保護と経済活動を両立させて、地域を持続的に発展させていくものです。一方、人口減少によってエネルギー消費、生活排水、ごみの排出など、環境に負荷を与える人間活動の要因は減少すると考えられますが、同時に良好な環境を維持するための活動、例えば、地域の清掃・美化活動なども衰退していくものと危惧されます。そこで、上記のエコツーリズムの理念を観光客だけでなく、市民にも広く知ってもらい、子どもたちが本市の自然環境について理解し、郷土への誇りと愛着を持ってもらうことで、地域コミュニティの中で進んで環境保全活動に取り組んでいく地域づくりが求めら

れています。

本市では、大人から子どもまで市民全員が環境について関心を高めてもらえるよう、学校における環境教育として小学生による河川水質調査（カワゲラウォッチング）の継続実施や、地域環境美化活動の支援、環境に関する情報発信などを行っています。このほか、本市には、高山帯の動植物、特別天然記念物のニホンカモシカ、オオサンショウウオ、環境省・岐阜県レッドリストにおいて絶滅のおそれのある野生生物に指定されているライチョウ、ヤマネ、ギフチョウ、下呂市の花木となっている岩つつじ、もみじをはじめとした動植物の多様な生態系があります。これらの生育環境を守るため、特定外来生物の侵入を監視し、防除に努めることで、本市の自然を将来まで受け継いでいきます。

### ③財政運営

下呂市は、市民一人当たりの延べ床面積が周辺自治体で最も多い約32万㎡の公共建築物を保有しており、その53.3%が築30年以上で老朽化が進んでいます。今後40年間で必要となる改修・更新・修繕費用は約1,356.5億円と巨額に上ると推計されています。

また、合併後の大規模な借入れ増加により、令和5年度末の市民一人当たり借入残高は約75万円と県内でも高水準で、毎年の返済額が財政運営に大きな負担を与えています。

財源面では、老朽化施設の維持費や社会保障費が増加する一方、市税や国からの交付税が減少しています。直近10年間で既に市税収納額は約2億5千万円減少しており、さらに今後の人口推計では市税と普通交付税の大幅な減収が見込まれるため、財政運営は一層厳しさを増します。加えて、税行政においては、電子化・グローバル化の進展に伴い、手続きの利便性向上と行政対応の大きな変化が求められています。

限られた予算の中で市民サービスと老朽化対策を両立させるため、ふるさと寄附や企業版ふるさと寄附など、市外からの新たな財源確保が不可欠となっています。

## （2）その対策

### ①情報共有

- わかりやすい「広報げろ」を発行します
- ホームページの充実を図ります
- 下呂市防災アプリを活用したサービスの拡充、登録数増大を目指します
- ホームページ、メール等によって、市政に対する意見の受付を行います
- SNSなどのソーシャルメディアを利活用し情報受発信をします
- 市長と語る会を開催します
- 市政報告会を開催します

- 広報紙への記事の提供を受け付けます

## ② 自然環境

- 森・川の生態系の保全、特定外来生物の防除に努めます
- 河川水質調査（河川水質状況の監視）を行います
- 地域環境美化活動を推進します
- 環境教育を推進します
- 環境に関する情報発信を実施します

## ③ 財政運営

- 将来の人口規模や利用者ニーズに配慮しつつ、市が保有すべき施設数と地域特性に配慮した施設配置を検討します
- 存続を図る施設については、損傷等が発生した後に修繕などを行う「事後保全型管理」から、計画的に保全や改築等を行う「予防保全型管理」へと転換します
- 公共施設の利活用を図る民間事業者等からの提案制度を創設し、当初の目的が達成された施設や未利用財産等は提案制度を活用した施設の利活用や売却・貸付に取り組みます
- 事業効果を十分に検証することにより事業の選択と集中を図り、予算編成に取り組みます
- 事務事業の実施に有利な財源を探索し、確実に確保します。それでも不足する財源について必要額を把握し、計画的な基金の積立に取り組みます
- 毎年の財政運営に対する返済額の負担や将来の借入金残高に配慮した、市債発行の目標額を定め、目標額の中で財政措置に有利なものを選択して発行します
- 法定外税の検討を進め、新たな財源確保に取り組みます
- 県税事務所等への派遣や継続的な専門研修の受講により、専門性の確保と税務職員の人材育成に努めます
- 学校での租税教室や市民向けの出前講座を実施し、税の重要性や仕組みや財政状況に対する理解を深めていきます
- 共通納税システムによる対象税目拡大に合わせたキャッシュレス決済可能な税目の拡充を図ります
- 魅力的な返礼品(地場産品)を開発し、有効なプロモーションの実施によりふるさと納税による財源を確保します

### (3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<p>広報紙発行事業 「広報げろ」の発行。受け手にわかりやすく伝わるよう、行政情報などを発信する。</p>	下呂市	
		<p>オオサンショウウオ属交雑個体等防除事業 国特別天然記念物オオサンショウウオの交雑がかなり進んでいることから、特定外来生物の指定を受けた交雑個体を除去し、国産種を保護するための生息調査費やDNA解析による交雑判定を実施</p>	下呂市	
		<p>環境衛生諸経費 主要な河川・谷の水質調査を継続して実施し、汚濁状況等の推移を監視・把握</p>	下呂市	
		<p>特定外来生物防除事業 市内で生育確認されているオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリの3種類の特定外来種植物について防除作業を継続して実施</p>	下呂市	
		<p>公共事業基金積立事業 公共施設の改修・整備や解体撤去に必要な経費の財源に充当するため、基金を積み立てる</p>	下呂市	

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	観光	観光施設管理費臨時 五ノ池小屋トイレ等環境施設 改築工事 トイレ等建築工事 木造2階 建、延床面積 A=151 m <sup>2</sup>	下呂市	当該事業は、御嶽山国定公園指定によるさらなる魅力向上と増加が見込まれる登山者への安全確保や自然環境保護を目的としており、その効果は将来に及びます。
		観光施設管理費臨時 滝見遊歩道修繕工事 遊歩道改修工事 総延長 L=1,000m	下呂市	当該施設は、ぎふの宝物の滝と岐阜未来遺産の滝めぐりにより、来訪者の増加と後世への自然資源・観光資源の継承を目的としており、遊歩道の安全確保とその効果は将来に及びます。
		観光施設管理費臨時 がんだて公園ビジターセンター 整備 ビジターセンター建築工事 1 棟	下呂市	当該施設は、御嶽山国定公園指定により来訪者の増加が見込まれ、巖立峡や溶岩流の歴史文化の伝承や豊かな自然環境の魅力を伝えることを目的としており、自然環境保護にも繋がることから、その効果は将来に及びます。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	ケーブルテレビ運営事業負担金 施設譲渡後も、テレビ基本サービス及びインターネットサービスとその料金を維持し、技術革新によるサービス向上に努めるための負担金	下呂市	当該事業は、地域の重要な情報基盤であるケーブルテレビ網の運営を支援するものである。本負担金による継続的な支援を通じて、当該施設が将来にわたって安定的に維持・活用されることは、過疎地域における情報格差の解消を図るのみならず、地域情報の共有によるコミュニティの維持・活性化にも貢献する。この安定した情報インフラの確保は、住民の生活環境の向上と安心・安全な暮らしを将来も支え続けることにつながり、ひいては地域の定住促進にも寄与し、持続的な発展を支える基盤となる。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	自動運転社会実装推進事業 自動運転社会実装推進実証 実験 自動運転バス購入	下呂市	将来、リニア中央新幹線岐阜県駅と濃飛横断自動車道の開通により、下呂市は岐阜県北部の交通のハブとして、観光客など人流増加の効果が期待されています。当該事業は、将来を見据えて、自動運転技術による地域内交通を軸とした魅力的なまちづくりを行い、人流を地域に取り込んで地域活性化を図るもので、その効果は将来に及びます。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	景観形成事業 （景観審議会の開催、景観重要建造物・景観重要樹木の指定）	下呂市	当該事業は、市民が誇れる自然・歴史・文化の継承と交流人口の増加を目的としており、豊かな居住環境の創出と愛着を持った

				地域社会の実現に繋がることから、その効果は将来に及びます。
		建築物耐震化促進事業 ・木造住宅耐震診断 ・住宅耐震改修補助 ・木造住宅除却工事補助 ・建築物耐震診断補助 ・特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定補助 ・特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却工事補助 ・耐震シェルター等設置補助	下呂市	当該事業は、大規模災害に備えて旧耐震基準建築物の耐震化の促進を目的としており、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に繋がることから、その効果は将来に及びます。
		空き家対策事業 (空き家等対策等協議会の開催、不良・老朽空家等除却支援事業、移住定住促進住宅化改修事業)	下呂市	当該事業は、空き家等の適正管理や周囲に影響を及ぼす可能性の高い空き家等の除却工事への補助を行うことにより、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に繋がることから、その効果は将来に及びます。
	防災・防犯	災害対策諸経費 災害対策の一般経費 防災行政無線同報系操作卓更新にかかる経費	下呂市	当該事業は、地域防災力を高めるための避難所備蓄品の整備、防災意識向上に向けた啓発活動や防災士育成を目的としており、いつ起こるかかわからない災害に対して対策を講じる事業であり、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現につながることから、その効果は将来に及びます。 当該事業は、防災行政無線の情報伝達の多様化、迅速化に対応する事を目的としており、いつ起こるかかわからない災害に対して確実に情報を伝達することができる事で、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現につながることから、その効果は将来に及びます。
		交通安全対策費 交通安全啓発及び交通安全対策事業にかかる経費	下呂市	当該事業は、交通事故防止、交通安全啓発を目的としており、歩車共存の安全に安心して暮らすことができるまちづくりの実現につながることから、その効果は将来に及びます。
		交通安全施設整備事業 ガードレールの整備やカラー舗装工、区画線工に関する経費	下呂市	当該事業は、通学路の交通安全対策のためのガードレール整備やカラー舗装・区画線舗装を行う事を目的としており、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現につながることから、その効果は将来に及びます。
		防犯灯整備事業 公共施設の防犯カメラ設置、自治会が事業主体となって実施する防犯カメラ設置事業	下呂市	当該事業は、防犯灯を整備することにより犯罪の抑制、住民の安全・安心感の向上、および生活の質の向上を目的とし、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現につながることから、その効果は将来に及びます。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	出産祝金支給事業 出産祝金の支給	下呂市	当該事業は、著しい人口減少と少子高齢化の進行という本市が

				抱える喫緊の課題に対し、次世代を担う子どもの出産を奨励し、子育てに伴う経済的な負担を軽減することを目的としています。出生数の増加を図り、人口減少の緩和に繋がることは、活力ある地域づくりを推進し、地域の持続的な発展に資することから、その効果は将来に及びます。
		保育士確保対策事業 保育士確保、定着のため奨励金等を支給	下呂市	当該事業は、核家族化や早期の就労復帰などの要因により未満児保育のニーズが増加している現状に対応し、安心して子育てができる環境を整えるために保育士の確保が急務であるという課題に対応するものです。持続的・安定的な保育サービスの提供は、子育て環境の充実に繋がります。ひいては少子化対策を推進し、活力ある地域づくりへ貢献することから、その効果は将来に及びます。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他			
		医師招へい事業 飛騨圏域の医師を確保するための事業	下呂市	下呂市を含む飛騨圏域において医師を確保することで、安心して医療を受けることができる地域の実現に繋がることから、その効果は将来に及びます。
		看護師等修学資金貸与事業 市内の看護師確保のために、市内の公的病院等において、看護師、助産師として働く医師のある大学生等を対象とした修学資金の貸与事業	下呂市	当該事業は、看護師・助産師確保を目的としており、安心して医療を受けることができる地域の実現に繋がることから、その効果は将来に及びます。
		医療対策事業 ・将来的な医師確保につなげるための事業 ・地域医療の発展・充実のための事業	下呂市	当該事業は、下呂市の医療提供体制を将来にわたって確保し、充実させることで、市民が安心して医療を受けることができる地域の実現に繋がることから、その効果は将来に及びます。
		医療人材確保事業 医師・看護師等医療従事者を確保するための事業	下呂市	医師や看護師等の医療従事者を将来にわたって確保することで、市民が安心して医療を受けることができる地域の実現に繋がることから、その効果は将来に及びます。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ			
		生涯学習講座費 生涯学習講座の開設経費	下呂市	生涯学習講座を通して、住民の教養を育み住民一人ひとりが豊かな人生を送ることを目的としており、誰もが主体的に学び、その成果を自己の生活や地域活動等に生かすことができる社会の実現に繋がることから、その効果は将来に及びます。

	その他	家庭教育支援総合整備事業 子育て中の親を対象とした親 学び講座、小中学生を対象と したいのちのふれあい講座の 開催、家庭教育支援チームの 活動支援費用	下呂市	子育て世代の交流や学びの場 の創出は子育て環境の整備を目 的としており、子育てしやすい地 域社会の実現に繋がることか ら、その効果は将来に及びます。
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	文化伝統芸能推進事業 市文化協会、地歌舞伎・獅子 芝居団体への支援	下呂市	当該事業は、伝統文化芸能活動 を推進することでその地域の特 色を後世に継承することを目的 としており、豊かな伝統文化芸能 が息づく地域社会の実現に繋 がることから、その効果は将来に 及びます。

## 【参考資料】

### 下呂市過疎地域持続的発展計画の概要について

#### 1 策定の経緯および趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき策定した現行の下呂市過疎地域持続的発展計画が、令和8年3月31日をもって計画期間の満了を迎えます。

本市では、引き続き過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用し、持続可能な地域社会の形成と地域活力の維持・向上を図るため、市の最上位計画である下呂市第三次総合計画との整合を図りつつ、現行の計画を踏まえ策定するものです。

#### 2 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### 3 計画の基本方針

下呂市第三次総合計画、第3期下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標を地域の持続的発展の基本方針と位置付け、これに基づいた取り組みを推進します。

#### 4 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域は著しい人口減少が基本的な要件となっているという趣旨に鑑み、特に人口に関する指標を基本目標として設定します。

目標	令和6年 (2024年)	令和12年 (2030年)
若い世代を増やす（高齢化率）	41.1%	45.8%
転入・転出の差を無くす（社会増減数）	▲145人	▲91人
子どもの数を増やす（合計特殊出生率）	1.27	1.80
下呂市の人口	29,202人	24,367人

#### 5 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、総合計画及び総合戦略と深い関係性を持ち、共通の取組方針を設定していることから、本計画の効果検証については、すでにある市の施策検証の仕組みを活用することとし、毎年度開催する「下呂市総合計画審議会」において総合計画及び総合戦略の効果検証と一体的に行います。

## 6 計画の内容

持続的発展施策区分	主な対策
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住相談会、オンラインセミナー、お試し移住の実施</li> <li>・地域おこし協力隊事業の実施</li> <li>・下呂市版ふるさとワーキングホリデーの実施</li> <li>・大学連携による現地調査や課題解決型学習等の推進</li> <li>・下流域自治体との連携による水源地保全への取り組み</li> </ul>
産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営事業等を活用した農地、水路、農道の基盤整備</li> <li>・住宅等への木材使用の普及啓発</li> <li>・観光施設の適切な管理による観光客の滞在環境の快適化</li> <li>・融資制度の拡充・周知、空き店舗等の活用支援</li> <li>・A I や I o T 等の先端技術導入支援、デジタル人材育成</li> </ul>
地域における情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下呂ネットサービスの支援・連携</li> <li>・オンライン行政手続の拡充等による住民サービスの向上</li> <li>・スマート農機の共同利用体制の構築、情報教育の推進</li> <li>・小中学校の I C T 教育環境の整備</li> </ul>
交通施設の整備、交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道、橋りょう等の計画的な修繕整備</li> <li>・高速 I C へのアクセス道路整備の早期実現に向けた要望</li> <li>・農道・林道の整備・維持管理</li> <li>・市民協働による持続可能な交通の仕組みづくり</li> </ul>
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少社会に対応した市営住宅ストックの整理</li> <li>・重要給水拠点の確保と管路等の耐震化</li> <li>・火葬場の改修と集約化</li> <li>・消防・防災・防犯対策等の整備・促進</li> </ul>
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内こども園等の施設・設備の整備</li> <li>・こども家庭センターの積極的な周知と機能の充実</li> <li>・自治会、各福祉団体との連携による地域活性化推進</li> <li>・生活習慣病予防、減塩への取り組み</li> </ul>
医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立金山病院、市立診療所の施設・設備の整備</li> <li>・修学資金貸与等による看護師等の人材確保</li> <li>・大学病院との連携強化による医師等の人材確保</li> </ul>
教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内運動場の空調設備の整備</li> <li>・社会教育施設の健全な管理運用</li> <li>・高地トレーニングエリアの一元的な運営とブランド化</li> </ul>
集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員の配置</li> <li>・地域運営組織のコミュニティ拠点施設整備</li> </ul>

地域文化の振興等	・ 廃校を活用した収蔵庫の整備
再生可能エネルギーの利用の推進	・ 再生可能エネルギーや省エネに関する情報の収集・啓発
その他（自然環境・情報共有等）	・ 広報誌、防災アプリやSNS等を活用した情報発信 ・ 地域環境美化活動の推進 ・ 事業効果の検証による事業の選択と集中 ・ ふるさと納税による地場産品開発と財源確保

## 7 過疎地域への財政上の特別措置

本計画に記載された事業については、以下のような国の支援策を最大限に活用します。

### (1) 過疎対策事業債（過疎債）の発行

元利償還金の70%に相当する額が地方交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債を、ハード・ソフト両事業に活用します。

### (2) 国庫補助率のかさ上げ

消防施設、公立小中学校、公営住宅等の整備において、国庫補助率の引上げ措置が適用されます。

議第 21 号

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 8 年度組織再編等に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例

下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、農業委員会、消防機関及び公営企業に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するものをいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>427</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>(3)</u></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>12</u></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関</td> <td style="text-align: center;"><u>20</u>（2）</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>107</u></td> </tr> <tr> <td>公営企業の事務部局</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道事業、簡易水道事業及び下水道事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病院事業</td> <td style="text-align: center;"><u>70</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">観光施設事</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>427</u>	議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）		公平委員会の事務部局	<u>(3)</u>	教育委員会の事務部局	<u>12</u>	教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	<u>20</u> （2）	農業委員会の事務部局の項（略）		消防機関の事務部局	<u>107</u>	公営企業の事務部局	14	水道事業、簡易水道事業及び下水道事業		病院事業	<u>70</u>	観光施設事	6	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、農業委員会、消防機関及び公営企業に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するもの（<u>期間を定めて雇用される臨時の職員を除く。</u>）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>401</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>28</u></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関</td> <td style="text-align: center;"><u>22</u>（2）</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>97</u></td> </tr> <tr> <td>公営企業の事務部局</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道事業、簡易水道事業及び下水道事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病院事業</td> <td style="text-align: center;"><u>97</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">観光施設事</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>401</u>	議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）		教育委員会の事務部局	<u>28</u>	教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	<u>22</u> （2）	農業委員会の事務部局の項（略）		消防機関の事務部局	<u>97</u>	公営企業の事務部局	14	水道事業、簡易水道事業及び下水道事業		病院事業	<u>97</u>	観光施設事	6
区分	定数（人）																																														
市長の事務部局	<u>427</u>																																														
議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）																																															
公平委員会の事務部局	<u>(3)</u>																																														
教育委員会の事務部局	<u>12</u>																																														
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	<u>20</u> （2）																																														
農業委員会の事務部局の項（略）																																															
消防機関の事務部局	<u>107</u>																																														
公営企業の事務部局	14																																														
水道事業、簡易水道事業及び下水道事業																																															
病院事業	<u>70</u>																																														
観光施設事	6																																														
区分	定数（人）																																														
市長の事務部局	<u>401</u>																																														
議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）																																															
教育委員会の事務部局	<u>28</u>																																														
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	<u>22</u> （2）																																														
農業委員会の事務部局の項（略）																																															
消防機関の事務部局	<u>97</u>																																														
公営企業の事務部局	14																																														
水道事業、簡易水道事業及び下水道事業																																															
病院事業	<u>97</u>																																														
観光施設事	6																																														

改正後			改正前		
	業			業	
合計		663 (36)	合計		672 (33)
<p>注（ ）書は兼任を示す。</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員の定数の外  <u>に置く。</u></p> <p>(1) <u>他の地方公共団体へ派遣された職員</u>  <u>(当該団体において給料を負担する職員に限</u>  <u>る。)</u></p> <p>(2) <u>給料の支給を受けていない職員</u></p> <p>(3) <u>消防職員で採用後1年以内の職員</u></p>			<p>注（ ）書は兼任を示す。</p>		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和8年度組織再編等に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 職員定数を改めます。

所属名	改正後	改正前	理由
市長の事務部局	427	401	組織再編による増員
公平委員会の事務部局	(兼任3)		新たに追加
教育委員会の事務部局	12	28	組織再編による減員
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	20(兼任2)	22(兼任2)	組織再編による減員
消防機関の事務部局	107	97	定年引上げ制度による増員
公営企業の事務部局の病院事業	70	97	1病棟化による減員

(第2条関係)

(2) 職員定数に含めない職員の規定を加えます。

(第2条関係)

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 22 号

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

火葬業務に従事する職員に火葬業務手当を支給するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p><u>（18） 火葬業務手当</u></p> <p><u>（19）（略）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（火葬業務手当）</u></p> <p>第21条 <u>火葬業務手当は、火葬場に勤務し、現業に従事する職員に支給する。</u></p> <p><u>2 火葬業務手当の額は、1件につき2,000円を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（支給方法）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2及び第23条の9に規定する管理職手当の支給を受けている職員には、第4条、第13条、第14条、第18条、第20条から前条までの規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。</p>	<p style="text-align: center;">（種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p>（18）（略）</p> <p>第21条 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">（支給方法）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2及び第23条の9に規定する管理職手当の支給を受けている職員には、第4条、第13条、第14条、第18条、第20条、<u>第22条及び前条</u>の規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。</p>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

火葬業務に従事する職員に火葬業務手当を支給するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 火葬業務に従事する職員に火葬業務手当として、火葬1件につき2,000円を超えない範囲で支給します。ただし、管理職には他の手当と同様に支給しません。

(第2条、第21条、第23条関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 23 号

下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方公務員法第 29 条の 2 第 2 項に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定するもの。

## 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(降任、降給及び免職の事由)

第2条 任命権者は、職員が条件付採用期間中、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、降給し、又は免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(分限の手續及び効果)

第3条 降任、降給及び免職の手續及び効果については、下呂市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成16年条例第31号）及び下呂市職員の降給に関する条例（令和4年条例第29号）の規定の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例要綱

#### 1. 制定理由

地方公務員法第29条の2第2項に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものです。

#### 2. 概要

(1) この条例の趣旨を定めています。

(第1条関係)

(2) 職員が条件付採用期間中であっても次のいずれかに該当する場合は、降任、降給又は免職とします。

ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

ウ 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(第2条関係)

(3) 分限の手續及び効果を規定します。

(第3条関係)

(4) この条例の施行に関して、必要な事項は任命権者が定めます。

(第4条関係)

(5) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 24 号

## 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

市内各こども園で勤務する市保育士について、勤務条件等の総合的な見直しにより保育士にふさわしい勤務条件を設け、ひいては保育サービスの一段の向上を図ることを目的として市保育士の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前				
別表第1（第3条関係） 給料表 ア～エ（略） 給料表 オ 福祉職給料表							別表第1（第3条関係） 給料表 ア～エ（略） 給料表 オ 福祉職給料表				
職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800		1	212,700	267,600	299,600
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500		2	214,400	269,000	300,500
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100		3	216,000	270,300	301,300
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700		4	217,700	271,600	302,200
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300		5	219,200	273,000	303,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100		6	220,800	274,000	304,000
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600		7	222,400	275,000	304,900
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200		8	224,000	276,000	305,700
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500		9	225,600	276,900	306,500
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100		10	227,400	277,800	307,500
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700		11	229,200	278,800	308,700
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200		12	230,200	279,700	309,700
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100		13	231,200	280,800	310,900
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000		14	232,300	281,700	312,000
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900		15	233,500	282,600	313,100
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700		16	234,600	283,400	314,100
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200		17	235,600	283,900	315,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000		18	236,600	284,600	316,200
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700		19	237,500	285,400	317,200
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300		20	238,500	286,100	318,200
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000		21	239,500	287,000	319,200
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400		22	240,900	287,900	320,200
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800		23	242,200	288,800	321,200
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200		24	243,500	289,700	322,100
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600		25	244,800	290,700	323,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800		26	246,100	291,600	324,000
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000		27	247,400	292,400	325,000
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000		28	248,600	293,300	326,000
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100		29	249,700	294,200	327,000
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300		30	250,600	295,000	328,000
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400		31	251,400	295,900	329,100
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500		32	252,200	296,700	330,200
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200		33	253,200	297,700	331,200
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900		34	254,000	298,700	332,300
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500		35	254,800	299,700	333,400

改正後							改正前			
36	255,600	300,500	334,400	<u>377,000</u>	<u>416,200</u>	36	255,600	300,500	334,400	
37	256,300	301,400	335,400	<u>378,400</u>	<u>416,800</u>	37	256,300	301,400	335,400	
38	257,000	302,300	336,400	<u>379,800</u>	<u>417,400</u>	38	257,000	302,300	336,400	
39	257,700	303,300	337,500	<u>381,100</u>	<u>417,900</u>	39	257,700	303,300	337,500	
40	258,400	304,100	338,500	<u>382,500</u>	<u>418,300</u>	40	258,400	304,100	338,500	
41	259,200	305,000	339,500	<u>383,500</u>	<u>418,700</u>	41	259,200	305,000	339,500	
42	259,800	305,900	340,400	<u>384,600</u>	<u>418,900</u>	42	259,800	305,900	340,400	
43	260,400	306,800	341,300	<u>385,500</u>	<u>419,200</u>	43	260,400	306,800	341,300	
44	261,000	307,700	342,200	<u>386,600</u>	<u>419,500</u>	44	261,000	307,700	342,200	
45	261,400	308,600	342,900	<u>387,300</u>	<u>419,800</u>	45	261,400	308,600	342,900	
46	261,900	309,500	343,600	<u>387,900</u>	<u>420,100</u>	46	261,900	309,500	343,600	
47	262,400	310,400	344,200	<u>388,500</u>	<u>420,400</u>	47	262,400	310,400	344,200	
48	262,800	311,200	344,800	<u>389,200</u>	<u>420,700</u>	48	262,800	311,200	344,800	
49	263,200	312,000	345,400	<u>390,000</u>	<u>420,900</u>	49	263,200	312,000	345,400	
50	263,800	312,900	346,000	<u>390,700</u>	<u>421,200</u>	50	263,800	312,900	346,000	
51	264,300	313,700	346,500	<u>391,500</u>	<u>421,400</u>	51	264,300	313,700	346,500	
52	264,800	314,500	347,100	<u>392,200</u>	<u>421,700</u>	52	264,800	314,500	347,100	
53	265,200	315,400	347,700	<u>393,000</u>	<u>421,900</u>	53	265,200	315,400	347,700	
54	265,700	316,300	348,200	<u>393,700</u>	<u>422,200</u>	54	265,700	316,300	348,200	
55	266,100	317,300	348,700	<u>394,400</u>	<u>422,500</u>	55	266,100	317,300	348,700	
56	266,500	318,200	349,200	<u>395,000</u>	<u>422,800</u>	56	266,500	318,200	349,200	
57	267,000	319,000	349,600	<u>395,300</u>	<u>423,000</u>	57	267,000	319,000	349,600	
58	267,400	319,900	349,800	<u>395,900</u>	<u>423,300</u>	58	267,400	319,900	349,800	
59	267,800	320,800	350,200	<u>396,500</u>	<u>423,600</u>	59	267,800	320,800	350,200	
60	268,100	321,700	350,700	<u>397,200</u>	<u>423,800</u>	60	268,100	321,700	350,700	
61	268,500	322,600	351,000	<u>397,600</u>	<u>424,000</u>	61	268,500	322,600	351,000	
62	268,900	323,400	351,400	<u>398,300</u>	<u>424,300</u>	62	268,900	323,400	351,400	
63	269,200	324,300	351,800	<u>398,900</u>	<u>424,600</u>	63	269,200	324,300	351,800	
64	269,500	325,100	352,200	<u>399,500</u>	<u>424,800</u>	64	269,500	325,100	352,200	
65	269,900	325,800	352,600	<u>399,900</u>	<u>425,000</u>	65	269,900	325,800	352,600	
66	270,300	326,700	353,100	<u>400,400</u>		66	270,300	326,700	353,100	
67	270,600	327,500	353,500	<u>401,000</u>		67	270,600	327,500	353,500	
68	270,900	328,300	354,000	<u>401,500</u>		68	270,900	328,300	354,000	
69	271,300	328,900	354,200	<u>401,900</u>		69	271,300	328,900	354,200	
70	271,600	329,400	354,700	<u>402,400</u>		70	271,600	329,400	354,700	
71	271,900	329,900	355,100	<u>402,900</u>		71	271,900	329,900	355,100	
72	272,300	330,400	355,500	<u>403,400</u>		72	272,300	330,400	355,500	
73	272,700	330,800	355,800	<u>403,900</u>		73	272,700	330,800	355,800	
74	273,000	331,300	356,200	<u>404,300</u>		74	273,000	331,300	356,200	
75	273,400	331,800	356,700	<u>404,600</u>		75	273,400	331,800	356,700	
76	273,700	332,300	357,100	<u>404,900</u>		76	273,700	332,300	357,100	
77	274,000	332,600	357,300	<u>405,100</u>		77	274,000	332,600	357,300	
78	274,400	332,900	357,600	<u>405,300</u>		78	274,400	332,900	357,600	
79	274,800	333,300	358,000	<u>405,600</u>		79	274,800	333,300	358,000	
80	275,100	333,600	358,400	<u>405,900</u>		80	275,100	333,600	358,400	

改正後						改正前					
81	275,300	333,900	358,700	<u>406,100</u>		81	275,300	333,900	358,700		
82	275,600	334,200	359,000	<u>406,400</u>		82	275,600	334,200	359,000		
83	276,000	334,400	359,400	<u>406,700</u>		83	276,000	334,400	359,400		
84	276,300	334,700	359,800	<u>406,900</u>		84	276,300	334,700	359,800		
85	276,500	335,100	360,100	<u>407,100</u>		85	276,500	335,100	360,100		
86	276,800	335,500	360,500			86	276,800	335,500	360,500		
87	277,200	335,800	360,900			87	277,200	335,800	360,900		
88	277,500	336,000	361,100			88	277,500	336,000	361,100		
89	277,800	336,500	361,400			89	277,800	336,500	361,400		
90	278,100	336,900	361,700			90	278,100	336,900	361,700		
91	278,400	337,100	362,000			91	278,400	337,100	362,000		
92	278,700	337,400	362,300			92	278,700	337,400	362,300		
93	279,000	337,800	362,600			93	279,000	337,800	362,600		
94	279,400	338,200	362,900			94	279,400	338,200	362,900		
95	279,800	338,500	363,200			95	279,800	338,500	363,200		
96	280,100	338,800	363,500			96	280,100	338,800	363,500		
97	280,300	339,000	363,800			97	280,300	339,000	363,800		
98	280,700	339,300	364,100			98	280,700	339,300	364,100		
99	281,000	339,600	364,400			99	281,000	339,600	364,400		
100	281,300	339,900	364,700			100	281,300	339,900	364,700		
101	281,600	340,300	365,000			101	281,600	340,300	365,000		
102	281,900	340,500	365,300			102	281,900	340,500	365,300		
103	282,200	340,800	365,600			103	282,200	340,800	365,600		
104	282,500	341,200	365,900			104	282,500	341,200	365,900		
105	282,700	341,600	366,200			105	282,700	341,600	366,200		
106	282,900	341,900	366,500			106	282,900	341,900	366,500		
107	283,200	342,200	366,800			107	283,200	342,200	366,800		
108	283,500	342,500	367,100			108	283,500	342,500	367,100		
109	283,800	342,800	367,400			109	283,800	342,800	367,400		
110	284,100	343,200	367,700			110	284,100	343,200	367,700		
111	284,400	343,500	368,000			111	284,400	343,500	368,000		
112	284,600	343,700	368,300			112	284,600	343,700	368,300		
113	284,900	343,900	368,600			113	284,900	343,900	368,600		
114	285,100	344,200	368,900			114	285,100	344,200	368,900		
115	285,400	344,400	369,200			115	285,400	344,400	369,200		
116	285,800	344,700	369,500			116	285,800	344,700	369,500		
117	286,100	344,900	369,800			117	286,100	344,900	369,800		
118	286,400		370,100			118	286,400		370,100		
119	286,700		370,400			119	286,700		370,400		
120	287,000		370,700			120	287,000		370,700		
121	287,200		371,000			121	287,200		371,000		
122	287,400		371,300			122	287,400		371,300		
123	287,800		371,600			123	287,800		371,600		
124	288,100		371,900			124	288,100		371,900		

改正後						改正前			
125	288,300		372,200			125	288,300		372,200
126	288,600		372,500			126	288,600		372,500
127	288,900		372,800			127	288,900		372,800
128	289,300		373,100			128	289,300		373,100
129	289,500		373,400			129	289,500		373,400
130	289,900		373,700			130	289,900		373,700
131	290,300		374,000			131	290,300		374,000
132	290,600		374,300			132	290,600		374,300
133	290,800		374,600			133	290,800		374,600
134	291,100		374,900			134	291,100		374,900
135	291,500		375,200			135	291,500		375,200
136	291,800		375,500			136	291,800		375,500
137	292,000		375,800			137	292,000		375,800
138	292,300		376,100			138	292,300		376,100
139	292,600		376,400			139	292,600		376,400
140	292,900		376,700			140	292,900		376,700
141	293,100		377,000			141	293,100		377,000
142	293,300		377,300			142	293,300		377,300
143	293,500		377,600			143	293,500		377,600
144	293,700		377,900			144	293,700		377,900
145	294,100		378,200			145	294,100		378,200
146	294,300		378,500			146	294,300		378,500
147	294,600		378,800			147	294,600		378,800
148	294,900		379,100			148	294,900		379,100
149	295,200		379,400			149	295,200		379,400
150	295,400		379,700			150	295,400		379,700
151	295,700		380,000			151	295,700		380,000
152	295,900		380,300			152	295,900		380,300
153	296,200		380,600			153	296,200		380,600
154			380,900			154			380,900
155			381,200			155			381,200
156			381,500			156			381,500
157			381,800			157			381,800
158			382,100			158			382,100
159			382,400			159			382,400
160			382,700			160			382,700
161			383,000			161			383,000
162			383,300			162			383,300
163			383,600			163			383,600
定年前再任用短時間	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	214,100	254,800	269,600	304,400	331,900		214,100	254,800	269,600

改正後							改正前				
勤務職員							勤務職員				
備考 この表は、介護職員及び保育士の免許を有し、その業務に従事する者に適用する。							備考 この表は、介護職員に適用する。				
別表第2（第3条関係） ア～エ（略） オ 福祉職給料表 級別基準職務表							別表第2（第3条関係） ア～エ（略） オ 福祉職給料表 級別基準職務表				
職務の級	標準的な職務						職務の級	標準的な職務			
1級	1 介護員の職務 2 保育主事の職務						1級	介護員の職務			
2級	1 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う介護員の職務 2 保育主任の職務						2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う介護員の職務			
3級	1 主任介護員の職務 2 保育主査の職務						3級	主任介護員の職務			
4級	保育係長の職務										
5級	園長の職務										

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

市内各こども園で勤務する市保育士について、勤務条件等の総合的な見直しにより保育士にふさわしい勤務条件を設け、ひいては保育サービスの一段の向上を図ることを目的として市保育士の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 保育士の職務・職責に応じた給料とするため、福祉職給料表を適用し、級別基準職務を定めます。

(別表第1、別表第2関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 25 号

## 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行されること及び令和 8 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額</u>（国</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.27</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.10</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,800円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,100円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯<u>20,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>10,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>15,150円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯<u>20,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>10,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>15,000円</u></p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.24</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.16</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.69</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.60</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,100円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,200円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎</p>	

改正後	改正前
<p><u>控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。</u></p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> <u>800円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯400円</u></p> <p><u>(3) 特定継続世帯600円</u></p> <p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合</p>

改正後	改正前
<p>には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額</u>の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超</p>	<p>には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）</u>の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超</p>

改正後	改正前
<p>える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>19,460円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>14,140円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>7,070円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>10,605円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 <u>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,580円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p>	<p>える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>18,970円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>14,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>7,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>10,500円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 <u>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p>

改正後	改正前
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,000円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,790円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,270円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,340円</u></p>
<p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円</u></p>	
<p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円</u></p>	
<p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p>	
<p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯560円</u></p>	
<p><u>(イ) 特定世帯280円</u></p>	
<p><u>(ウ) 特定継続世帯420円</u></p>	
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</p>

改正後	改正前
<p>た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について<u>13,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>5,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>7,575円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)<u>1人について4,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除</p>	<p>た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について<u>13,550円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>5,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>7,500円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p><u>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> <u>1人について4,500円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p><u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除</p>

改正後	改正前
<p>く。) 1人について<u>5,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について<u>3,050円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円</u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯400円</u></p> <p>(イ) <u>特定世帯200円</u></p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>く。) 1人について<u>4,850円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について<u>3,100円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者</p>

改正後	改正前
<p>(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>5,560円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,040円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>2,020円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>3,030円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 <u>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1人について<u>1,880円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>2,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,220円</u></p>	<p>(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>5,420円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>2,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>3,000円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 <u>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1人について<u>1,800円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1,940円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,240円</u></p>

改正後	改正前
<p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円</u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯160円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯80円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯120円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課</p>

改正後	改正前
<p>税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯<u>4,170円</u></p> <p>イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯<u>6,950円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯<u>11,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>13,900円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>1,410円</u></p> <p>イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>2,350円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>3,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>4,700円</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯<u>180円</u></p> <p>イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯<u>300円</u></p>	<p>税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯<u>4,065円</u></p> <p>イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯<u>6,775円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯<u>10,840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>13,550円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>1,350円</u></p> <p>イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>2,250円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>3,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>4,500円</u></p>

改正後	改正前
<p>ウ <u>前項第3号キに規定する金額を減額した世帯480円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯600円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額</u> <u>に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び<u>被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額及び被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p> <p>附 則 1～4 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>	<p>附 則 1～4 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>

改正後	改正前
<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当す</p>	<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合に</p>

改正後	改正前
<p>る場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第</p>	<p>は、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5</p>

改正後	改正前
<p>35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得</p>	<p>項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得</p>

改正後	改正前
<p>又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第</p>	<p>又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5</p>

改正後	改正前
<p>33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
16～18 (略)	16～18 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民

健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和8年4月1日に施行されること及び令和8年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 子ども・子育て支援納付金分を新設します。

区分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	0.28%	0%	0.28%
均等割	1,200円	0円	1,200円
18歳以上被保険者均等割	100円	0円	100円
平等割	800円	0円	800円
平等割（特定世帯）	400円	0円	400円
平等割（特定継続世帯）	600円	0円	600円

（第2条、第9条の4から第9条の7まで及び第23条並びに制定附則第5項、第6項、第8項から第15項まで関係）

(2) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	6.27%	6.10%	0.17%
均等割	27,800円	27,100円	700円
平等割	20,200円	20,000円	200円
平等割（特定世帯）	10,100円	10,000円	100円
平等割（特定継続世帯）	15,150円	15,000円	150円

（第3条、第5条及び第5条の2関係）

(3) 後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	2.24%	2.16%	0.08%
均等割	9,400円	9,000円	400円
平等割	8,000円	8,000円	0円

平等割（特定世帯）	4,000円	4,000円	0円
平等割（特定継続世帯）	6,000円	6,000円	0円

（第6条及び第7条の2関係）

（4） 介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	1.69%	1.60%	0.09%
均等割	10,000円	9,700円	300円
平等割	6,100円	6,200円	▲100円

（第8条、第9条の2及び第9条の3関係）

（5） 世帯所得が〔43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（7割軽減）

区分	対象項目	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）	
均等割	医療給付費分	19,460円	18,970円	490円	
	後期高齢者支援金分	6,580円	6,300円	280円	
	介護納付金分	7,000円	6,790円	210円	
	子ども・子育て支援納付金分	840円	0円	840円	
	18歳以上被保険者分	70円	0円	70円	
平等割	医療給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	14,140円	14,000円	140円
		特定世帯	7,070円	7,000円	70円
		特定継続世帯	10,605円	10,500円	105円
	後期高齢者支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,600円	5,600円	0円
		特定世帯	2,800円	2,800円	0円
		特定継続世帯	4,200円	4,200円	0円
	介護納付金分		4,270円	4,340円	▲70円
	子ども・子育て支援納付金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	560円	0円	560円
		特定世帯	280円	0円	280円
		特定継続世帯	420円	0円	420円

（第23条第1項第1号関係）

（6） 世帯所得が〔43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋30万5千円×被保険者数〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（5割軽減）

区分	対象項目	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A)－(B)	
均等割	医療給付費分	13,900円	13,550円	350円	
	後期高齢者支援金分	4,700円	4,500円	200円	
	介護納付金分	5,000円	4,850円	150円	
	子ども・子育て支援納付金分	600円	0円	600円	
	18歳以上被保険者分	50円	0円	50円	
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	10,100円	10,000円	100円
		特定世帯	5,050円	5,000円	50円
		特定継続世帯	7,575円	7,500円	75円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,000円	4,000円	0円
		特定世帯	2,000円	2,000円	0円
		特定継続世帯	3,000円	3,000円	0円
	介護納付金分		3,050円	3,100円	▲50円
	子ども・子 育て支援 納付金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	400円	0円	400円
		特定世帯	200円	0円	200円
		特定継続世帯	300円	0円	300円

(第23条第1項第2号関係)

(7) 世帯所得が〔43万円＋(給与所得者等の数－1)×10万円＋56万円×被保険者数〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。(2割軽減)

区分	対象項目	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A)－(B)	
均等割	医療給付費分	5,560円	5,420円	140円	
	後期高齢者支援金分	1,880円	1,800円	80円	
	介護納付金分	2,000円	1,940円	60円	
	子ども・子育て支援納付金分	240円	0円	240円	
	18歳以上被保険者分	20円	0円	20円	
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,040円	4,000円	40円
		特定世帯	2,020円	2,000円	20円
		特定継続世帯	3,030円	3,000円	30円
	後期高齢者	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,600円	1,600円	0円

支援金分	特定世帯	800 円	800 円	0 円
	特定継続世帯	1,200 円	1,200 円	0 円
介護納付金分		1,220 円	1,240 円	▲20 円
子ども・子育て支援納付金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	160 円	0 円	160 円
	特定世帯	80 円	0 円	80 円
	特定継続世帯	120 円	0 円	120 円

(第 23 条第 1 項第 3 号関係)

(8) 未就学児の世帯区分に応じた均等割額を下記のとおり変更します。

項目	軽減割合	令和 8 年度 (A)	令和 7 年度 (B)	増減 (A) - (B)
医療給付費分	7 割	4,170 円	4,065 円	105 円
	5 割	6,950 円	6,775 円	175 円
	2 割	11,120 円	10,840 円	280 円
	なし	13,900 円	13,550 円	350 円
後期高齢者支援金分	7 割	1,410 円	1,350 円	60 円
	5 割	2,350 円	2,250 円	100 円
	2 割	3,760 円	3,600 円	160 円
	なし	4,700 円	4,500 円	200 円
子ども・子育て支援納付金分	7 割	180 円	0 円	180 円
	5 割	300 円	0 円	300 円
	2 割	480 円	0 円	480 円
	なし	600 円	0 円	600 円

(第 23 条第 2 項関係)

(9) 出産被保険者及び 18 歳未満の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額規定を整備します。

(第 23 条第 3 項及び第 4 項関係)

(10) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(11) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第 2 項関係)

議第 26 号

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

市が設置する一般住宅の入居者資格について拡充を図り、移住施策に活用するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市一般住宅の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第133号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民及び市内に居住を希望する者の</u>生活の安定と福祉の増進に寄与するため、下呂市一般住宅（以下「住宅」という。）を設置する。</p> <p>(入居申込者の資格)</p> <p>第4条 <u>入居の申込みをしようとする者は、市民及び将来的に市に移住を希望する者とす</u>る。ただし、<u>宮田団地に入居の申込みをしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>将来的に市に移住することを希望する世帯</u></p> <p>(5) <u>その他市長が特に認める者</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民の</u>生活の安定と福祉の増進に寄与するため、下呂市一般住宅（以下「住宅」という。）を設置する。</p> <p>(入居申込者の資格)</p> <p>第4条 宮田団地に入居の申込みをしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他市長が特に認める<u>世帯</u></p>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

市が設置する一般住宅の入居者資格について拡充を図り、移住施策に活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 「市民」に、「及び市内に居住を希望する者」を追加します。

(第1条関係)

(2) 入居申込み者の資格に「市民及び将来的に市に移住を希望する者とする。」を追加します。

(第4条関係)

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 27 号

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市介護保険基金の活用範囲を拡大するとともに、下呂市ふるさと基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p>			<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p>		
基金の 名称	設置の目的	積立 額	基金の 名称	設置の目的	積立 額
(1)～(8) (略)			(1)～(8) (略)		
(9) 下 呂市 介護 保険 基金	介護保険に係る保険 給付、 <u>地域支援事業</u> 及び <u>保健福祉事業</u> に 要する費用に不足を 生じたときの財源に 充てるため	介護 保険 特別 会計 の保 険勘 定に おい て、決 算剰 余金 を生 じた とき にそ の全 部又 は一 部の 額	(9) 下 呂市 介護 保険 基金	介護保険に係る保険 給付及び <u>地域支援事 業</u> に要する費用に不 足を生じたときの財 源に充てるため	介護 保険 特別 会計 の保 険勘 定に おい て、決 算剰 余金 を生 じた とき にそ の全 部又 は一 部の 額
(10)～(14) (略)			(10)～(14) (略)		

改正後		改正前		
		(15)	地域経済振興、文化 振興その他活性化を 図るために要する費 用に充てるため	市長 が定 める 額
	(15)～(28) (略)	下呂 市ふ るさ と基 金		
2	(略)	(16)～(29)	(略)	
		2	(略)	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂市介護保険基金の活用範囲を拡大するとともに、下呂市ふるさと基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 下呂市における少子高齢化の進行や地理的要因といった構造的課題により、国が定める一律の制度のみでは、介護保険制度の目的達成が困難な状況であることから、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保健福祉事業を推進するため、下呂市介護保険基金の活用範囲を拡大し、その設置目的に「保健福祉事業」を加えます。

（第3条関係）

(2) 旧益田広域連合の「益田広域ふるさと基金」を引き継いで設けられた下呂市ふるさと基金について、令和元年度以降活用実績がなく、一定の役割を完了したも  
のとして廃止するため、当該基金を削ります。

（第3条関係）

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

（附則関係）

議第 28 号

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する  
条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の利便性向上と効率的な運営を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例（平成30年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(開館時間)</p> <p>第8条 施設の開館時間は、<u>9時</u>から22時までとする。ただし、<u>月曜日</u>から<u>金曜日</u>までの<u>16時30分</u>以降及び土曜日並びに日曜日は予約時間のみ開館する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第9条 施設の休館日は次のとおりにする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p><u>(1)</u>・<u>(2)</u> (略)</p> <p>別表（第14条関係）</p> <p>1 基本利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th><u>1</u> 旦 利 用</th> <th>1 月 利 用</th> <th>予 約 時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間</td> <td><u>9</u> 時 <u>00</u> 分 か</td> <td>13 時 00 分 か</td> <td>予 約 時 間 帯</td> <td>予 約 時 間 帯</td> <td>1 時 間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	<u>1</u> 旦 利 用	1 月 利 用	予 約 時 間 帯	時間	<u>9</u> 時 <u>00</u> 分 か	13 時 00 分 か	予 約 時 間 帯	予 約 時 間 帯	1 時 間	<p>(開館時間)</p> <p>第8条 施設の開館時間は、<u>9時30分</u>から22時までとする。ただし、<u>火曜日</u>から<u>金曜日</u>までの<u>16時</u>以降及び土曜日並びに日曜日は予約時間のみ開館する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第9条 施設の休館日は次のとおりにする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p><u>(1)</u> <u>月曜日</u></p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> (略)</p> <p>別表（第14条関係）</p> <p>1 基本利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>1 月 利 用</th> <th>予 約 時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間</td> <td><u>9時</u> <u>30分</u> から 12時 30分</td> <td>13時 00分 から 16時 00分</td> <td>予 約 時 間 帯 は 除 く</td> <td>1 時 間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	1 月 利 用	予 約 時 間 帯	時間	<u>9時</u> <u>30分</u> から 12時 30分	13時 00分 から 16時 00分	予 約 時 間 帯 は 除 く	1 時 間
区分		午前	午後	<u>1</u> 旦 利 用	1 月 利 用	予 約 時 間 帯																	
	時間	<u>9</u> 時 <u>00</u> 分 か	13 時 00 分 か	予 約 時 間 帯	予 約 時 間 帯	1 時 間																	
区分	午前	午後	1 月 利 用	予 約 時 間 帯																			
	時間	<u>9時</u> <u>30分</u> から 12時 30分	13時 00分 から 16時 00分	予 約 時 間 帯 は 除 く	1 時 間																		

改正後						改正前						
	ら 12 時 30 分	ら 16 時 30 分	は 除 く	は 除 く								
1階コワーキングスペース 1人につき ※15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を除く	1,100円	1,100円			22,000円	2,200円						
<u>1階コワーキングスペース</u> <u>貸切り</u> <u>※15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を除く</u>	<u>8,800円</u>	<u>8,800円</u>	<u>11,000円</u>									
1階エントランスロビー (起業、創業 試行販売として利用)	2,200円	2,200円										2,200円
1階キッチン (起業、創業 試行販売とし	1,100円	1,100円										1,100円
1階コワーキングスペース 1人につき ※15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を除く	1,100円	1,100円			22,000円	2,200円	1,100円	1,100円	22,000円	2,200円		2,200円
<u>1階コワーキングスペース</u> <u>貸切り</u> <u>※15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を除く</u>	<u>8,800円</u>	<u>8,800円</u>	<u>11,000円</u>									
1階エントランスロビー (起業、創業 試行販売として利用)	2,200円	2,200円										2,200円
1階キッチン (起業、創業 試行販売とし	1,100円	1,100円										1,100円

改正後						改正前					
て利用)						て利用)					
全館貸切り (1日につき)					17,600円	全館貸切り (1日につき)					17,600円
1階販売スペース 1区画につき				5,500円		1階販売スペース 1区画につき				5,500円	
附属設備及び備品等	規則で定める。					附属設備及び備品等	規則で定める。				
※予約時間帯は、 <u>月曜日</u> から <u>金曜日</u> までの <u>16時30分</u> 以降並びに土曜日及び日曜日						※予約時間帯は、 <u>火曜日</u> から <u>金曜日</u> までの <u>16時</u> 以降並びに土曜日及び日曜日					
※1月利用は連続する30日間（休館日を含む）						※1月利用は連続する30日間（休館日を含む）					
2 加算利用料						2 加算利用料					
区分	割合					区分	割合				
下呂市民及び下呂市内の団体・企業以外の者が利用する場合	利用料の50パーセント					下呂市民及び下呂市内の団体・企業以外の者が利用する場合	利用料の50パーセント				
起業支援以外で物品販売や商業宣伝など	市内の利用者 利用料の <u>100パーセント</u>					起業支援以外で物品販売や商業宣伝など	市内の利用者 利用料の <u>2倍</u>				
営利を目的として利用する場合	市外の利用者 利用料の <u>200パーセント</u>					営利を目的として利用する場合	市外の利用者 利用料の <u>3倍</u>				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の別表の規定は、施行日以降の利用に関する利用料で施行日以降に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の利用に対する利用料及び施行日以降の利用に対する利用料で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。

## 【参考資料】

# 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の利便性向上と効率的な運営を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 通常の開館時間帯について、「9時30分から16時00分まで」を「9時00分から16時30分まで」に変更します。

(第8条関係)

(2) 月曜日を休館日とする規定を削ります。

(第9条関係)

(3) 利用者のニーズに合わせ、利用区分及び利用料を見直し、また加算利用料の割合について表記を揃えます。

(別表関係)

(4) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(5) この条例の規定による改正後の別表の規定は、施行日以降の利用に関する利用料で施行日以降に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の利用に対する利用料及び施行日以降の利用に対する利用料で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)

議第 29 号

## 公民館条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

菅田公民館及び東公民館について、施設の老朽化に伴い廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市公民館条例の一部を改正する条例

下呂市公民館条例（平成16年下呂市条例第160号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																									
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">公民館の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>下原公民館</td> <td>下呂市金山町大船渡600番地 8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">馬瀬中央公民館の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)		下原公民館	下呂市金山町大船渡600番地 8	馬瀬中央公民館の項 (略)		<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">公民館の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>萱田公民館</td> <td>下呂市金山町萱田桐洞699番 地 3</td> </tr> <tr> <td>下原公民館</td> <td>下呂市金山町大船渡600番地 8</td> </tr> <tr> <td>東公民館</td> <td>下呂市金山町岩瀬781番地 4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">馬瀬中央公民館の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)		萱田公民館	下呂市金山町萱田桐洞699番 地 3	下原公民館	下呂市金山町大船渡600番地 8	東公民館	下呂市金山町岩瀬781番地 4	馬瀬中央公民館の項 (略)																																						
名称	位置																																																									
萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)																																																										
下原公民館	下呂市金山町大船渡600番地 8																																																									
馬瀬中央公民館の項 (略)																																																										
名称	位置																																																									
萩原中央公民館の項～金山公民館の項 (略)																																																										
萱田公民館	下呂市金山町萱田桐洞699番 地 3																																																									
下原公民館	下呂市金山町大船渡600番地 8																																																									
東公民館	下呂市金山町岩瀬781番地 4																																																									
馬瀬中央公民館の項 (略)																																																										
<p>別表第2（第13条関係）</p> <p>1 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 時間</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> <th>全 日</th> <th rowspan="2">延 長</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>9 : 00 ～</th> <th>13 : 00 ～</th> <th>18 : 00 ～</th> <th>9 : 00 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 名 室名</td> <td>12 : 00</td> <td>17 : 00</td> <td>22 : 00</td> <td>22 : 00</td> <td>1 時 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">萩原中央公民館（星雲会館）の部～中 原公民館の部 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分 時間	午 前	午 後	夜 間	全 日	延 長	摘要	9 : 00 ～	13 : 00 ～	18 : 00 ～	9 : 00 ～	施設 名 室名	12 : 00	17 : 00	22 : 00	22 : 00	1 時 間		萩原中央公民館（星雲会館）の部～中 原公民館の部 (略)							<p>別表第2（第13条関係）</p> <p>1 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 時間</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> <th>全 日</th> <th rowspan="2">延 長</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>9 : 00 ～</th> <th>13 : 00 ～</th> <th>18 : 00 ～</th> <th>9 : 00 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 名 室名</td> <td>12 : 00</td> <td>17 : 00</td> <td>22 : 00</td> <td>22 : 00</td> <td>1 時 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">萩原中央公民館（星雲会館）の部～中 原公民館の部 (略)</td> </tr> <tr> <td>萱田</td> <td>1 大 階 集</td> <td>75 0</td> <td>1, 00</td> <td>1, 00</td> <td>2, 51</td> <td>25 0 ステ ージ</td> </tr> </tbody> </table>	区分 時間	午 前	午 後	夜 間	全 日	延 長	摘要	9 : 00 ～	13 : 00 ～	18 : 00 ～	9 : 00 ～	施設 名 室名	12 : 00	17 : 00	22 : 00	22 : 00	1 時 間		萩原中央公民館（星雲会館）の部～中 原公民館の部 (略)							萱田	1 大 階 集	75 0	1, 00	1, 00	2, 51	25 0 ステ ージ
区分 時間		午 前	午 後	夜 間	全 日			延 長	摘要																																																	
	9 : 00 ～	13 : 00 ～	18 : 00 ～	9 : 00 ～																																																						
施設 名 室名	12 : 00	17 : 00	22 : 00	22 : 00	1 時 間																																																					
萩原中央公民館（星雲会館）の部～中 原公民館の部 (略)																																																										
区分 時間	午 前	午 後	夜 間	全 日	延 長	摘要																																																				
	9 : 00 ～	13 : 00 ～	18 : 00 ～	9 : 00 ～																																																						
施設 名 室名	12 : 00	17 : 00	22 : 00	22 : 00	1 時 間																																																					
萩原中央公民館（星雲会館）の部～中 原公民館の部 (略)																																																										
萱田	1 大 階 集	75 0	1, 00	1, 00	2, 51	25 0 ステ ージ																																																				

改正後		改正前							
		公民館	会室	円	0	0	0	円	
			調理実習室	56	75	75	1,880	180	
				円	円	円	円	円	
		2階	研修室1	56	75	75	1,880	180	
				円	円	円	円	円	
			研修室2	37	50	50	1,250	120	
				円	円	円	円	円	
			和室	37	50	50	1,250	120	
				円	円	円	円	円	
		下原公民館の部 (略)		下原公民館の部 (略)					
東公民館	1階	大集会室	1,250	1,670	1,670	4,190	410	ステージ	
			円	円	円	円	円		
	2階	研修室	62	83	83	2,090	200		
		円	円	円	円	円			
	和室	62	83	83	2,090	200			
		円	円	円	円	円			

改正後		改正前							
	馬瀬中央公民館の部～附属備品等の項 (略)						円		
							調 理 実 習 室		47 0 円
2	加算使用料等 (略)	2	加算使用料等 (略)						

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市公民館条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

菅田公民館及び東公民館について、施設の老朽化に伴い廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 菅田公民館及び東公民館を削除します。

(別表関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 30 号

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地域医療の継続的提供の実現に向け、市が設置する診療所を整理するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

下呂市立国民健康保険診療所設置条例（平成16年下呂市条例第105号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(名称)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市立小坂診療所</td> <td>下呂市小坂町大島1965番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市立中原診療所</td> <td>下呂市焼石2938番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市立馬瀬診療所</td> <td>下呂市馬瀬数河259番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(診療)</p> <p>第4条 診療所は、下呂市国民健康保険の被保険者に対し、次の診療を行うものとする。ただし、健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険の被保険者及びその被扶養者、労働者災害補償保険の規定により給付を受ける者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療扶助を受ける者並びに法令により組織する共済組合の組合員並びにその被扶養者、他の市町村国民健康保険の被保険者、その他の者等に対しても行うことができる。</p>	名称	位置	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	下呂市立中原診療所	下呂市焼石2938番地 1	下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河259番地 1	<p>(名称)</p> <p>第2条 診療所の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 20%;">位置</th> <th style="width: 20%;">診療科目</th> <th style="width: 40%;">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市立小坂診療所</td> <td>下呂市小坂町大島1965番地</td> <td style="text-align: center;">内科・外科 眼科</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市立馬瀬診療所</td> <td>下呂市馬瀬数河259番地 1</td> <td style="text-align: center;">内科</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(診療)</p> <p>第4条 診療所は、下呂市国民健康保険の被保険者に対し、次の診療を行うものとする。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">ただし、健康保険、船員保険及び日雇労働者</p>	名称	位置	診療科目	病床数	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	5	下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河259番地 1	内科	
名称	位置																				
下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地																				
下呂市立中原診療所	下呂市焼石2938番地 1																				
下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河259番地 1																				
名称	位置	診療科目	病床数																		
下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	5																		
下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河259番地 1	内科																			

改正後	改正前
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、必要があると認める業務</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第6条 患者及びその付添人又は来訪者が、診療所の施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、賠償の義務を免除又は減額することができる。</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第7条 診療所に下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）第2条に定める職員の定数の範囲内において、必要な職員を置く。</u></p>	<p><u>健康保険の被保険者及びその同被扶養者、労働者災害補償保険の規定により給付を受ける者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療扶助を受ける者並びに法令により組織する共済組合の組合員並びにその被扶養者、他の市町村国民健康保険の被保険者、その他の者等に対しても行うことができる。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(使用料及び手数料の減免)</u></p> <p><u>第6条 市長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、使用料及び手数料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。</u></p> <p><u>(使用料等の減免の願出)</u></p> <p><u>第7条 診療所における使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その理由を具し診療所長を経て市長に願い出なければならない。</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第8条 診療所に診療所長、技術職員及び職員を置くことができる。</u></p> <p><u>(診療所長)</u></p> <p><u>第9条 診療所長は、医師である技術職員をも</u></p>

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p><u>って充て、市長の命を受け診療所の管理に関する事務を掌理する。</u></p> <p><u>(管理課長)</u></p> <p><u>第10条</u> <u>管理課長は、職員をもって充て、管理課長は上司の命を受けて診療所の庶務を掌理する。</u></p> <p><u>(その他の職員)</u></p> <p><u>第11条</u> <u>その他の職員は、それぞれの上司の命を受け所務に従事する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(下呂市立診療所設置条例の廃止)
- 2 下呂市立診療所設置条例(平成16年下呂市条例第106号)は、廃止する。

## 【参考資料】

# 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

地域医療の継続的提供の実現に向け、市が設置する診療所を整理するため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 医師不足等による診療科目の増減など柔軟に対応できるよう、規定するのは名称及び位置のみとし、下呂市立国民健康保険診療所に下呂市立中原診療所を追加します。

(第2条関係)

(2) 想定外の診療にも対応できるよう、「前各号に掲げるもののほか、必要があると認める業務」を追加します。

(第4条関係)

(3) 診療所の利用者が、診療所の施設や設備などを損傷等させたときの損害賠償について規定します。

(第6条関係)

(4) 診療所の職員についての規定を整理します。

(第7条関係)

(5) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(6) 下呂市立診療所設置条例（平成16年下呂市条例第106号）は、廃止します。

(附則第2項関係)

議第 31 号

下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を  
改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

持続可能な病院経営を目的に病院事業の診療科目及び病床数を見直すため、当該条例の一部を改正するもの。

# 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例（平成16年下呂市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
2 病院事業を行う施設の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。				2 病院事業を行う施設の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科目	病床数	名称	位置	診療科目	病床数
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973番地6	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科 (人工透析)、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科	一般病床50床	下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973番地6	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科 (人工透析)、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、 <del>麻酔科</del> 、 歯科、歯科口腔外科	一般病床50床 <u>療養病床</u> <u>49</u> <u>床</u>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

持続可能な病院経営を目的に病院事業の診療科目及び病床数を見直すため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 麻酔科及び療養病床 49 床を廃止するため、それぞれの診療科目及び病床数から削除します。

(第 2 条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 32 号

## 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、一定の要件を満たした者に対して支給する傷病手当金の支払請求権が令和 7 年度中に時効により消滅し、当該傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険条例（平成16年下呂市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>5 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間の就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数がある</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>ときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)</u></p> <p><u>とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p><u>8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合において、</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>その受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、一定の要件を満たした者に対して支給する傷病手当金の支払請求権が令和7年度中に時効により消滅し、当該傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 当該傷病手当金について規定している附則第5項から第10項までを削ります。  
(制定附則関係)
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(改正附則関係)

議第 33 号

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

市独自の構造的な課題を解決し、保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、所得税法等の一部改正に伴う介護保険料収入への影響を遮断するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（在宅介護支援券交付事業）</p> <p>第12条の2 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（保健福祉事業）</u></p> <p>第12条の3 市は、次に掲げる保健福祉事業（法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業をいう。）を必要に応じて行うものとする。</p> <p>（1） <u>要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業</u></p> <p>（2） <u>被保険者が要介護状態等（法第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）となることを予防するために必要な事業</u></p> <p>（3） <u>指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、介護保険施設の運営、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、地域支援事業及びその他の保険給付のために必要な事業</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～14 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（令和8年度の保険料額の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p>15 <u>第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において下呂市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において下呂市</u></p>	<p style="text-align: center;">（在宅介護支援券交付事業）</p> <p>第12条の2 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～14 （略）</p>

改正後	改正前
<p>に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により下呂市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。</p> <p>以下この項から第15項の3まで及び第16項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金</p>	

改正後	改正前
<p>額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>15の2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第</p>	

改正後	改正前
<p>1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>15の3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</p>	

改正後	改正前
<p><u>いい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号。以下「所得税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>（令和8年度の保険料額の算定に関する基準の特例）</u></p> <p>16 <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において下呂市に住所を有しない者を除く。)</u>であって、<u>令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において下呂市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により下呂市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等改</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>正法第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い下呂市税条例（平成16年条例第58号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い下呂市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規</u></p>	

改正後	改正前
<p>定する政令で定める基準に従い下呂市  税条例で定める金額から同年の合計所  得金額を控除して得た額が、650,000円  から、同年中の給与等の収入金額から当  該給与等の収入金額を別表第5の給与  等の金額として、別表第5により当該金  額に応じて求めた別表第5の給与所得  控除後の給与等の金額を控除して得た  額を控除して得た額以下である場合</p> <p>16の2 第1号被保険者の令和8年度におけ  る保険料額の算定についての第2条第1項  の規定の適用については、当該第1号被保険  者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、  同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれ  かに該当するときは、当該第1号被保険者  は、同年度分の地方税法の規定による市町村  民税が課されている者とみなす。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

市独自の構造的な課題を解決し、保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、所得税法等の一部改正に伴う介護保険料収入への影響を遮断するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 介護保険法第 115 条の 49 に規定する「保健福祉事業」として、次に掲げる 3 つの事業を行えるよう規定します。

ア 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業

イ 被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業

ウ 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、介護保険施設の運営、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、地域支援事業及びその他の保険給付のために必要な事業

(第 12 条の 3 関係)

(2) 令和 8 年度分の保険料を算定する際、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれる第 1 号被保険者について、所得税法の改正に合わせ、給与所得の金額を調整する特例を定めます。

(附則第 15 項、第 15 項の 2、第 15 項の 3 関係)

(3) 令和 8 年度分の保険料を算定する際、給与所得を有し、かつ一定の基準に該当する第 1 号被保険者等について、当該年度の市町村民税が課されている者とみなして保険料段階を適用する特例を定めます。

(附則第 16 項、第 16 項の 2 関係)

(4) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

議第 34 号

## 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

障がい者の相談及び就労支援を目的とする当該施設は、相談機能の他所への移転や、市内の就労支援事業所の増加による選択肢の広がりを受け、現在は特定の利用者に対する就労支援が主な役割となっており、広く住民の利用に供される公の施設の運用から、現在の支援機能を維持したまま実態に即した運営体制へ移行するため、当該条例を廃止するもの。

## 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例

下呂市障がい者支援施設設置条例（平成19年下呂市条例第18号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例要綱

#### 1. 廃止理由

障がい者の相談及び就労支援を目的とする当該施設は、相談機能の他所への移転や、市内の就労支援事業所の増加による選択肢の広がりを受け、現在は特定の利用者に対する就労支援が主な役割となっており、広く住民の利用に供される公の施設の運用から、現在の支援機能を維持したまま実態に即した運営体制へ移行するため、当該条例を廃止するものです。

#### 2. 概要

(1) 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 35 号

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例  
について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

利用対象者の減少により、休止となっている子育て・保育ステーションを廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例

下呂市子育て・保育ステーション条例（平成29年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）		下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）		<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市みやだ子育て・保育ステーション</td> <td style="text-align: center;">下呂市萩原町大ヶ洞74番地3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市なかはら子育て・保育ステーション</td> <td style="text-align: center;">下呂市焼石3530番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市みやだ子育て・保育ステーション	下呂市萩原町大ヶ洞74番地3	下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）		下呂市なかはら子育て・保育ステーション	下呂市焼石3530番地1	下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）	
名称	位置																
下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）																	
下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）																	
名称	位置																
下呂市みやだ子育て・保育ステーション	下呂市萩原町大ヶ洞74番地3																
下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）																	
下呂市なかはら子育て・保育ステーション	下呂市焼石3530番地1																
下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）																	

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

利用対象者の減少により、休止となっている子育て・保育ステーションを廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 「みやだ子育て・保育ステーション」及び「なかはら子育て・保育ステーション」の2施設を削除します。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 36 号

## 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

こども家庭庁が掲げる「こども未来戦略」において、令和 8 年度より拡充される子育て施策である、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する設備及び運営の基準を定めるため、当該条例を制定するもの。

# 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。  
(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第 2 章 乳児等通園支援事業

### 第 1 節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年岐阜県条例第48号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複

本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例要綱

## 1. 制定理由

こども家庭庁が掲げる「こども未来戦略」において、令和8年度より拡充される子育て施策である、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する設備及び運営の基準を定めるため、当該条例を制定するものです。

## 2. 概要

- (1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めることで、利用する乳幼児の健やかな育成を保障することを目的とします。

(第1条、第2条関係)

- (2) 利用乳幼児の人権を尊重し、サービスの質の評価及び改善等の事業者の努力義務並びに安全計画の策定、避難訓練の実施、送迎バス等における所在確認の徹底等の安全確保措置について規定します。

(第5条、第6条、第7条、第8条、第14条関係)

- (3) 乳児等通園支援事業を、専用の区画で行う「一般型」と、保育所等の定員の空きを利用して行う「余裕活用型」の2種類に区分します。

(第20条関係)

- (4) 「一般型」を実施する場合の、乳児室や保育室の面積基準、並びに保育士等の配置基準を定めます。

(第21条、第22条関係)

- (5) 「余裕活用型」を実施する場合の、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等における設備及び職員の基準は、それぞれの施設種別に応じた県又は市の定める基準を適用します。

(第25条関係)

- (6) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 37 号

下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用する乳児又は幼児の保護者が負担する費用の額を定めるため、当該条例を制定するもの。

## 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定により市が実施する下呂市乳児等通園支援事業（以下この条において「本事業」という。）において、本事業を利用する乳児又は幼児（以下次条において「利用児童」という。）の保護者から徴収する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、利用児童1人当たり1時間につき300円以内の額で、規則で定める額とする。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例要綱

#### 1. 制定理由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度。以下「事業」といいます。）を利用する乳児又は幼児の保護者が負担する費用の額を定めるため、当該条例を制定するものです。

#### 2. 概要

(1) この条例の趣旨を規定しています。

(第1条関係)

(2) 事業の利用者負担額は、利用児童1人当たり1時間につき300円以内の額で、規則で定めることとします

(第2条関係)

(3) 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができることとします。

(第3条関係)

(4) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 38 号

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

年々ニーズが高まる傾向にある放課後児童クラブの運営に関し、現在抱える課題に対応し、より安定した運営を実現するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

下呂市放課後児童クラブ条例（平成16年下呂市条例第91号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">（休業日）</p> <p>第3条 児童クラブの休業日は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">（1）・（2） （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） <u>12月29日</u>から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（利用資格）</p> <p>第5条 児童クラブを利用できる者は、本市の小学校に就学する児童で次に掲げるとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">（1） （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">（2） <u>夏季休暇利用者</u> <u>夏季休暇期間</u>に保護者の保護を受けることができない児童</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（支援員等の設置）</u></p> <p>第9条 <u>利用児童の育成支援を行うため、放課後児童支援員及び補助支援員</u>（以下次項において「<u>支援員等</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>支援員等</u>の設置に関しては別に定める。</p> <p>別表2（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者の項</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>夏季休暇利用</u></td> <td>夏期休業日の期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料	年間利用者の項	（略）	<u>夏季休暇利用</u>	夏期休業日の期間	<p style="text-align: center;">（休業日）</p> <p>第3条 児童クラブの休業日は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">（1）・（2） （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） <u>8月14日から8月16日までの日及び12月29日</u>から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（利用資格）</p> <p>第5条 児童クラブを利用できる者は、本市の小学校に就学する児童で次に掲げるとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">（1） （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">（2） <u>長期休暇利用者</u> <u>長期休暇期間</u>に保護者の保護を受けることができない児童</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（指導員等の設置）</u></p> <p>第9条 <u>利用児童の育成支援を行うため、放課後児童クラブ指導員及び補助指導員</u>（以下「<u>指導員等</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>指導員等</u>の設置に関しては別に定める。</p> <p>別表2（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者の項</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>長期休暇利用</u></td> <td>夏期休業日の期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料	年間利用者の項	（略）	<u>長期休暇利用</u>	夏期休業日の期間
区分	利用料												
年間利用者の項	（略）												
<u>夏季休暇利用</u>	夏期休業日の期間												
区分	利用料												
年間利用者の項	（略）												
<u>長期休暇利用</u>	夏期休業日の期間												

改正後		改正前	
者	6,400円	者	6,400円 <u>冬季休業日の期間</u> 1,600円 <u>学年末休業日（3月）の期間</u> 1,600円 <u>学年始休業日（4月）の期間</u> 1,600円
一時利用者	授業がある日 日額 <u>350円</u> 授業がない日 日額 <u>500円</u>	一時利用者	授業がある日 日額 <u>500円</u> 授業がない日 日額 <u>700円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

年々ニーズが高まる傾向にある放課後児童クラブの運営に関し、現在抱える課題に対応し、より安定した運営を実現するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 保護者の利用ニーズに対応し、国の補助要件である年間開所日数 250 日以上を確実に確保するため、お盆期間（8月14日から8月16日まで）を休業日から除外し、新たに開所日とします。

（第3条関係）

- (2) 事務負担の軽減及び効率化を図るため、長期休暇利用者の区分のうち「夏季」のみを存続させ、それ以外の区分（学年始、冬季、学年末）を廃止し、一時利用等へ統合します。

（第5条関係）

- (3) 国の実施要綱に準じ、他自治体との整合性及び法令等の理解を円滑にするため、「放課後児童クラブ指導員」を「放課後児童支援員」に、「補助指導員」を「補助支援員」にそれぞれ改めます。

（第9条関係）

- (4) 利用区分の統合等に伴い、一時利用への移行が必要となる世帯の負担増を緩和し、公平性を確保するため、一時利用の料金を引き下げます。

（別表第2関係）

- (5) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

（附則関係）

議第 39 号

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い運営基準が緩和されたことを踏まえ、職員確保が困難な現状や利用ニーズの実態に即し、柔軟かつ効率的な運営体制を確保するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員）	（職員）
<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、<u>放課後児童支援員（以下「支援員」という。）</u>を置かなければならない。</p> <p>2 <u>支援員</u>の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、<u>補助支援員（支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。第6項において同じ。）</u>をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、一の支援の単位の利用者の数が10人以下となる時間帯又は夏季休業期間等において、緊急事態が発生した場合に適切かつ迅速に対応するための必要な体制が整備されているときは、支援員又は補助支援員の数を支援の単位ごとに1人とすることができる。</u></p> <p>4 <u>支援員</u>は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）～（10） （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>支援員及び補助支援員</u>は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければ</p>	<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、<u>放課後児童クラブ指導員</u>を置かなければならない。</p> <p>2 <u>放課後児童クラブ指導員</u>の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、<u>補助指導員（放課後児童クラブ指導員が行う支援について放課後児童クラブ指導員を補助する者をいう。第5項において同じ。）</u>をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 <u>放課後児童クラブ指導員</u>は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）～（10） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>放課後児童クラブ指導員及び補助指導員</u>は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に</p>

改正後	改正前
<p>ならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、<u>支援員</u>のうち1人を除いた者又は<u>補助支援員</u>が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、<u>放課後児童クラブ指導員</u>のうち1人を除いた者又は<u>補助指導員</u>が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

児童福祉法の改正に伴い運営基準が緩和されたことを踏まえ、職員確保が困難な現状や利用ニーズの実態に即し、柔軟かつ効率的な運営体制を確保するため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

- (1) 国の実施要綱に準じ、他自治体との整合性及び法令等の理解を円滑にするため、「放課後児童クラブ指導員」を「放課後児童支援員」に、「補助指導員」を「補助支援員」にそれぞれ改めます。

(第 10 条関係)

- (2) 利用者が少ない時間帯や夏季休業期間等において、必要な体制が整備されているときは、職員を 1 人とすることを可能とします。

(第 10 条第 3 項関係)

- (3) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

議第 40 号

## 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

国による支援拡充や県の制度見直しを踏まえ、市の独自施策を再構築する中で、制度間の重複整理と支援の空白の解消を図り、地域実情に即した負担軽減を実現する新たな制度へ移行するため、現行の特定世帯を対象とした当該条例を廃止するもの。

## 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例

下呂市児童福祉金支給条例（平成16年下呂市条例第88号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例要綱

#### 1. 廃止理由

国による支援拡充や県の制度見直しを踏まえ、市の独自施策を再構築する中で、制度間の重複整理と支援の空白の解消を図り、地域実情に即した負担軽減を実現する新たな制度へ移行するため、現行の特定世帯を対象とした当該条例を廃止するものです。

#### 2. 概要

(1) 下呂市児童福祉金支給条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 41 号

下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市総合観光案内所を下呂市観光交流センターの施設として、管理運営するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例

下呂市観光交流センター条例（令和3年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前													
<p><u>（名称等）</u></p> <p>第2条 施設の<u>名称、位置及び附属設備</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> <th style="width: 50%;">附属設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯めぐり館</td> <td>下呂市森1075番地1</td> <td>レンタサイクル・電源設備</td> </tr> <tr> <td>下呂市総合観光案内所</td> <td>下呂市幸田1357番地(下呂駅構内)</td> <td>レンタサイクル</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（事業）</u></p> <p>第4条 施設が行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 貸出し自転車（以下「レンタサイクル」という。）の貸出しに関すること。</u></p> <p><u>(5) 施設、施設に付属する施設及び附属設備の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>（使用料の納付及び還付）</u></p> <p>第8条 <u>レンタサイクル及び施設の電源設備の使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとし、使用の際に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない事由により利用不能となったとき、又は市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を</u></p>	名称	位置	附属設備	湯めぐり館	下呂市森1075番地1	レンタサイクル・電源設備	下呂市総合観光案内所	下呂市幸田1357番地(下呂駅構内)	レンタサイクル	<p><u>（名称及び位置）</u></p> <p>第2条 施設の<u>名称及び位置</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯めぐり館</td> <td>下呂市森1075番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（事業）</u></p> <p>第4条 施設が行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p>	名称	位置	湯めぐり館	下呂市森1075番地1
名称	位置	附属設備												
湯めぐり館	下呂市森1075番地1	レンタサイクル・電源設備												
下呂市総合観光案内所	下呂市幸田1357番地(下呂駅構内)	レンタサイクル												
名称	位置													
湯めぐり館	下呂市森1075番地1													

改正後			改正前		
<u>還付することができる。</u>					
第9条～第12条（略）			<u>第8条～第11条（略）</u>		
<u>別表（第8条関係）</u>					
<u>項目</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>			
<u>レンタサイクル 使用料</u>	<u>1日</u>	<u>1,000円</u>			
<u>電源設備使用料</u>	<u>1日</u>	<u>410円</u>			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（下呂市総合観光案内所設置及び管理に関する条例の廃止）
- 下呂市総合観光案内所設置及び管理に関する条例（平成16年3月1日条例第107号）は、廃止する。

## 【参考資料】

### 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂市総合観光案内所を下呂市観光交流センターの施設として、管理運営するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 名称等到下呂市総合観光案内所を追加します。  
(第2条関係)
- (2) 施設が行う事業に、貸出し自転車、施設の維持管理に関することを追加します。  
(第4条関係)
- (3) 事業実施に伴う使用料について記載します。  
(第8条関係)
- (4) この条例は、令和8年4月1日から施行します。  
(附則第1項関係)
- (5) 下呂市総合観光案内所設置及び管理に関する条例を廃止します。  
(附則第2項関係)

議第 42 号

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 に規定する『火葬場等（公の施設）の管理に関する事項』を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例

下呂市火葬場・斎場条例（平成16年下呂市条例第72号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;"><u>(名称、位置等)</u></p> <p>第2条 火葬場等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市浄郷苑</td> <td style="text-align: center;">下呂市三原427番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市小坂斎場</td> <td style="text-align: center;">下呂市小坂町大島2125番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>火葬場等の開場時間、使用時間及び休場日は、規則で定める。</u></p>	名称	位置	下呂市浄郷苑	下呂市三原427番地	下呂市小坂斎場	下呂市小坂町大島2125番地	<p style="text-align: center;"><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 火葬場等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市浄郷苑</td> <td style="text-align: center;">下呂市三原427番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市小坂斎場</td> <td style="text-align: center;">下呂市小坂町大島2125番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市浄郷苑	下呂市三原427番地	下呂市小坂斎場	下呂市小坂町大島2125番地
名称	位置												
下呂市浄郷苑	下呂市三原427番地												
下呂市小坂斎場	下呂市小坂町大島2125番地												
名称	位置												
下呂市浄郷苑	下呂市三原427番地												
下呂市小坂斎場	下呂市小坂町大島2125番地												

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する『火葬場等（公の施設）の管理に関する事項』を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1）火葬場等の開場時間、使用時間及び休場日を定め、その詳細については規則に委任します。

（第2条関係）

（2）この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）

議第 43 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例(平成16年下呂市条例第151号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等について</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等について</p>

改 正 後	改 正 前																																						
<p>は、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤続年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>13,340</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>14,170</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>15,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,670</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>13,340</u> 円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>10,840</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>11,670</u> 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>	階級	勤続年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>13,340</u> 円	<u>14,170</u> 円	<u>15,000</u> 円	分団長及び副分団長	<u>11,670</u> 円	<u>12,500</u> 円	<u>13,340</u> 円	部長、班長及び団員	<u>10,000</u> 円	<u>10,840</u> 円	<u>11,670</u> 円	<p>は、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円</u>を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤続年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,900</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>13,700</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>14,500</u> 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,300</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>12,100</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>12,900</u> 円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,700</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>10,500</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>11,300</u> 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>	階級	勤続年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,900</u> 円	<u>13,700</u> 円	<u>14,500</u> 円	分団長及び副分団長	<u>11,300</u> 円	<u>12,100</u> 円	<u>12,900</u> 円	部長、班長及び団員	<u>9,700</u> 円	<u>10,500</u> 円	<u>11,300</u> 円
階級		勤続年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>13,340</u> 円	<u>14,170</u> 円	<u>15,000</u> 円																																				
分団長及び副分団長	<u>11,670</u> 円	<u>12,500</u> 円	<u>13,340</u> 円																																				
部長、班長及び団員	<u>10,000</u> 円	<u>10,840</u> 円	<u>11,670</u> 円																																				
階級	勤続年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,900</u> 円	<u>13,700</u> 円	<u>14,500</u> 円																																				
分団長及び副分団長	<u>11,300</u> 円	<u>12,100</u> 円	<u>12,900</u> 円																																				
部長、班長及び団員	<u>9,700</u> 円	<u>10,500</u> 円	<u>11,300</u> 円																																				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の下呂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた下呂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償一時金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 【参考資料】

### 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,700 円から 10,000 円に、最高額を 14,500 円から 15,000 円に引き上げます。

(第 5 条第 2 項第 2 号及び別表関係)

- (2) 消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額に関する事項を改めます。

(第 5 条第 3 項関係)

- (3) 同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号として、第 3 号から第 6 号までをそれぞれ 1 号ずつ繰り上げます。

(第 5 条第 3 項各号関係)

- (4) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

議第 44 号

## 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市奨学資金貸与条例について、名称、対象者の要件等に変更が生じたため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

下呂市奨学資金貸与条例（令和7年下呂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>下呂市みらい奨学金貸与条例</u>	<u>下呂市奨学資金貸与条例</u>
<u>(奨学資金の名称)</u>	
<p>第2条 市が貸与する奨学資金の名称は、「<u>下呂市みらい奨学金</u>」とする。</p>	
<u>(貸与の対象者)</u>	<u>(貸与の対象者)</u>
<p>第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他規則に定める要件を満たしていること。</u></p>	<p>第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<u>(貸与の額及び期間)</u>	<u>(貸与の額および期間等)</u>
<p>第4条 奨学資金は、次に掲げるところにより本人に貸与する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前号に規定する貸与の期間中において、別の大学等への編入又は留年等在学期間を変更する場合は、再度申請するものとし、貸与の期間は、1人あたり通算4年以内とする。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>第3条 奨学資金は、次に掲げるところにより本人に貸与する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<u>(利子の免除及び補助)</u>	
<p>第5条 市長は、貸与を受けている者が第3条に規定する要件を満たしているときは、貸与</p>	

改正後	改正前
<p><u>した額に係る利子の全額を免除する。</u></p> <p>2 <u>市長は、規則で定めるところにより、貸与した額に係る利子に関し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</u></p> <p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>第4条～第6条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂市奨学資金貸与条例について、名称、対象者の要件等に変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 名称を下呂市奨学資金から下呂市みらい奨学金に変更します。

(第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条関係)

(2) 成績要件等その他の要件は、規則で定めます。

(第3条関係)

(3) 貸与の期間中に、別の大学に編入する場合や留年等で在学期間が変更となった場合等は、再度申請を行うこととし、貸与期間は通算4年以内とします。

(第4条関係)

(4) 貸与した奨学資金に係る利子は、第3条に規定する対象者の要件を満たしていれば、全額免除とし、卒業後4年間は、補助金を交付します。

(第5条関係)

議第 45 号

## 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下水道事業の健全な経営を維持し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市下水道条例の一部を改正する条例

下呂市下水道条例（平成16年下呂市条例第138号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第26条関係）					別表第2（第26条関係）				
（料金）					（料金）				
用途	基本水量	基本料金	従量料金 （基本水量を超えた使用水量1m <sup>3</sup> 当たり）	備考	用途	基本水量	基本料金	従量料金 （基本水量を超えた使用水量1m <sup>3</sup> 当たり）	備考
一般	10m <sup>3</sup>	<u>1,800円</u>	<u>150円</u>		一般	10m <sup>3</sup>	<u>1,715円</u>	<u>143円</u>	
（計測器使用料） 表（略）					（計測器使用料） 表（略）				

附 則

（施行期日）

- この条例は令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の第26条第1項の規定による料金は、施行日前に下水道を使用した場合であっても、同日から施行日以後に継続して下水道を使用しているものに係る料金であって、令和8年11月中に徴収する料金から適用し、施行日前に下水道を使用し、令和8年10月中に徴収する料金にあっては、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市下水道条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下水道事業の健全な経営を維持し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下水道使用料において基本料金及び従量料金を一律 5%増額します。

改正後			
用途	基本水量	基本料金	従量料金（基本水量を超えた使用水量 1 m <sup>3</sup> 当たり）
一般	10m <sup>3</sup>	1,800円	150円
改正前			
用途	基本水量	基本料金	従量料金（基本水量を超えた使用水量 1 m <sup>3</sup> 当たり）
一般	10m <sup>3</sup>	1,715円	143円

(別表第 2 関係)

(2) この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(3) この条例による改正後の第 26 条第 1 項の規定による料金は、施行日前に下水道を使用した場合であっても、同日から施行日以後に継続して下水道を使用しているものに係る料金であって、令和 8 年 11 月中に徴収する料金から適用し、施行日前に下水道を使用し、令和 8 年 10 月中に徴収する料金にあつては、なお従前の例によるものとします。

(附則第 2 項関係)

議第 46 号

## 令和 8 年度下呂市水道事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 8 年度下呂市一般会計は、次のとおり令和 8 年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 166,935 千円

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

料金収入等の全ての収入を充てても不足する簡易水道事業債元利償還金及び建設改良費に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。

議第 47 号

## 令和 8 年度下呂市下水道事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 8 年度下呂市一般会計は、次のとおり令和 8 年度下呂市下水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 137,385 千円

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理費等に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。

議第 48 号

## 令和 8 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 8 年度下呂市一般会計は次のとおり、令和 8 年度下呂市立金山病院事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 92,617 千円

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。